

裁判員等経験者に対するアンケート
調査結果報告書（平成22年度）

平成23年3月

最高裁判所

*本報告書を読む際の注意

1. 「n」は質問に対する総回答数であり，%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
2. 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
M. A. : 1回答者が2以上の回答をすることができる質問（Multiple Answersの略）。
通常，各比率の合計は100%を超える。
3. 集計値（比率）は小数点第二位を四捨五入しているため，
 - a) 単数回答の質問であっても，各比率の合計は100%にならない場合がある。
 - b) 小数点第二位が4以下の数値の場合，「0.0%」と表記されている。
4. 集計結果上，表記している「不明」とは，無回答や回答拒否等により質問選択肢での回答を得られなかった場合を示す。

目 次

I 調査概要

1. 調査目的
2. 調査対象
 - (1) 調査対象事件
 - (2) 調査対象者

II 調査結果の要約

1. 裁判員に対するアンケート結果
2. 補充裁判員に対するアンケート結果
3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

III 調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果
 - (1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ (問1)
 - (2) 裁判員等選任手続について (問2)
 - (i) 質問手続中の手続の進め方, 受けた質問についてなど
 - (ii) 質問手続中の待ち時間についてなど
 - (3) 審理について
 - (i) 審理内容の理解しやすさ (問3)
 - (ii) 法廷での検察官, 弁護士, 裁判官の説明等のわかりやすさ (問4)
 - (iii) 法廷での手続全般について理解しにくかった点及びその理由 (問5)
 - (4) 評議について
 - (i) 評議における話しやすさ (問6)
 - (ii) 評議における議論の充実度 (問7)
 - (iii) 評議の進め方 (裁判官の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など) についての意見や感想など (問8)
 - (5) 裁判員を務めた感想等について
 - (i) 裁判員に選ばれる前の気持ち (問9) 及びその理由 (問10)
 - (ii) 裁判員として裁判に参加した感想 (問11) 及びその理由 (問12)
 - (6) 裁判所の対応 (裁判所職員の対応, 裁判所からの情報提供, 裁判所の設備など) について
 - (i) 全体的な印象 (問13-1)
 - (ii) 裁判所の対応について感じたこと (問13-2)
 - (7) その他の全般的な意見や感想など (問14)

2. 補充裁判員に対するアンケート結果

- (1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ (問1)
- (2) 裁判員等選任手続について (問2)
 - (i) 質問手続中の手続の進め方, 受けた質問についてなど
 - (ii) 質問手続中の待ち時間についてなど
- (3) 審理について
 - (i) 審理内容の理解しやすさ (問3)
 - (ii) 法廷での検察官, 弁護士, 裁判官の説明等のわかりやすさ (問4)
 - (iii) 法廷での手続全般について理解しにくかった点及びその理由 (問5)
- (4) 評議について
 - (i) 評議における話しやすさ (問6)
 - (ii) 評議の進め方 (裁判官の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など) についての意見や感想など (問7)
- (5) 補充裁判員を務めた感想等について
 - (i) 補充裁判員に選ばれる前の気持ち (問8) 及びその理由 (問9)
 - (ii) 補充裁判員として裁判に参加した感想 (問10)
 - ア 補充裁判員として裁判に参加し, 「よい経験」と感じた理由 (問11-1)
 - イ 補充裁判員として裁判に参加し, 「よい経験」と感じなかった理由 (問11-2)
- (6) 裁判所の対応 (裁判所職員の対応, 裁判所からの情報提供, 裁判所の設備など) について
 - (i) 全体的な印象 (問12-1)
 - (ii) 裁判所の対応について感じたこと (問12-2)
- (7) その他の全般的な意見や感想など (問13)

3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

- (1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ (問1)
- (2) 裁判員等選任手続について (問2)
 - (i) 質問手続中の手続の進め方, 受けた質問についてなど
 - (ii) 質問手続中の待ち時間についてなど
- (3) 裁判員として選ばれることについての気持ちについて (問3)
- (4) 裁判員に選ばれなかった感想 (問4-1) 及び「不満である」と答えた理由 (問4-2)
- (5) 裁判所の対応 (裁判所職員の対応, 裁判所からの情報提供, 裁判所の設備など) について
 - (i) 全体的な印象 (問5-1)
 - (ii) 裁判所の対応について感じたこと (問5-2)
- (6) その他の全般的な意見や感想など (問6)

資料編

1. 調査票（付：単純集計結果）
 - （1）裁判員アンケート
 - （2）補充裁判員アンケート
 - （3）裁判員候補者アンケート
2. 集計表（クロス集計結果）
 - （1）裁判員アンケートの集計結果
 - （2）補充裁判員アンケートの集計結果
 - （3）裁判員候補者アンケートの集計結果
3. 自由記載分類・整理表
 - （1）裁判員アンケートの集計結果
 - （2）補充裁判員アンケートの集計結果
 - （3）裁判員候補者アンケートの集計結果

I 調查概要

1. 調査目的

本アンケート調査は、裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、意見・要望など主観的要素を調査・把握し、その結果を集計・分析して、裁判員制度の運用等の改善につなげることを目的とするものである。

2. 調査対象

(1) 調査対象事件

本報告書は、平成22年1月以降、同年12月末日までに全国60の地方裁判所本庁または裁判員裁判取扱支部に提出された裁判員等アンケートの結果を取りまとめたものである（図表1「庁別対象事件数と回収票数」参照。なお、対象事件数は、調査対象期間中に提出のあったアンケートを基にしており、かつ、区分審理が行われた裁判では裁判員等の参加した審理ごとに事件数を計上しているため、同期間内に実施した裁判の数とは一致しない場合がある。）。

これら事件を審理の実日数別にみると、「4日又は5日」が38.2%を占め、最も多い実日数となっている。次いで、「3日」が37.3%、「1日又は2日」は13.8%となっており、「6日以上」は10.7%である（図表2「(1) 審理の実日数」参照）。

また、これら事件を自白・否認別にみると、「自白」事件が65.6%を占め、「否認」事件は34.4%である（図表2「(2) 自白・否認の別」参照）。

※ 「審理の実日数」は、実際に審理または評議を行った日の日数の合計であり、裁判員等選任手続や判決宣告のみを行った日は含まない。本アンケートの対象となった事件の中には、裁判員等選任手続や判決宣告のみを行うための期日を開いたものもあるが、その場合、裁判員または補充裁判員が実際に裁判所で職務に従事した実日数の合計は、「審理の実日数」にこうした期日の日数を加えたものになる。

※ 「自白・否認の別」にいう「否認」には、一部否認も含む。

※ 「審理の実日数」、「自白・否認の別」に係る数値は、いずれも本アンケート調査において用いたアンケート用紙の「裁判所記入欄」の記載に基づく集計による。

(2) 調査対象者

裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対し、本アンケート調査の協力を求めたところ、調査対象期間中、合計44,040名から回答が得られた。その内訳をみると、裁判員経験者が8,285名、補充裁判員経験者が2,673名、裁判員候補者経験者が33,082名である（図表1参照。なお、当初補充裁判員に選任され、その後、裁判員に選任された者については、裁判員用のアンケートのみについて協力を依頼した。）。調査対象期間中にアンケート用紙を配布した人数を分母とした場合の回収率は、裁判員経験者が96.5%、補充裁判員経験者が90.9%、裁判員候補者経験者が96.6%である。

これら調査対象者の属性をみると、性別については、「男性」が52.9%、「女性」が45.3%となっている。また、年齢については、法律上、希望すれば辞退することができることとされている「70歳以上」の割合は少ないものの、20代から60代までの幅広い年代にわたっている。職業別では、「お勤め」が51.8%と最も多い層となっており、「パート・アルバイト」、「専業主婦・主夫」、「自営・自由業」がこれに続いている。

「育児」や「介護」をしている人も参加しており、育児・介護のいずれか、または、その双方をしている人の割合は、調査対象者全体の19.6%を占めている（図表3「対象者属性」参照）。

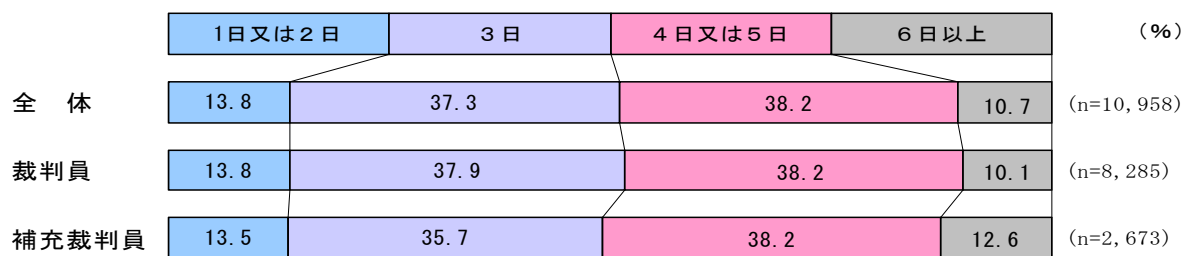
図表1 庁別対象事件数と回収票数

	対象事件数	裁判員	補充裁判員	候補者	合計
東京地方裁判所	132	760	251	3,068	4,079
東京地方裁判所立川支部	46	259	82	1,250	1,591
横浜地方裁判所	58	338	106	1,210	1,654
横浜地方裁判所小田原支部	11	66	20	214	300
さいたま地方裁判所	67	371	117	1,697	2,185
千葉地方裁判所	137	820	244	3,140	4,204
水戸地方裁判所	45	267	84	1,054	1,405
宇都宮地方裁判所	25	145	40	561	746
前橋地方裁判所	30	135	45	620	800
静岡地方裁判所	9	54	20	191	265
静岡地方裁判所沼津支部	12	72	22	311	405
静岡地方裁判所浜松支部	6	36	14	146	196
甲府地方裁判所	9	54	19	222	295
長野地方裁判所	12	69	22	339	430
長野地方裁判所松本支部	7	42	15	182	239
新潟地方裁判所	17	101	36	347	484
大阪地方裁判所	124	724	256	3,076	4,056
大阪地方裁判所堺支部	32	190	54	801	1,045
京都地方裁判所	22	132	44	580	756
神戸地方裁判所	43	258	89	950	1,297
神戸地方裁判所姫路支部	18	108	31	369	508
奈良地方裁判所	7	40	16	197	253
大津地方裁判所	12	70	21	327	418
和歌山地方裁判所	16	94	30	343	467
名古屋地方裁判所	69	386	114	1,717	2,217
名古屋地方裁判所岡崎支部	18	104	24	446	574
津地方裁判所	12	64	18	282	364
岐阜地方裁判所	20	118	45	493	656
福井地方裁判所	4	24	7	88	119
金沢地方裁判所	8	48	17	198	263
富山地方裁判所	7	42	12	203	257
広島地方裁判所	23	115	43	495	653
山口地方裁判所	11	65	26	253	344
岡山地方裁判所	16	96	36	369	501
鳥取地方裁判所	3	18	6	71	95
松江地方裁判所	2	12	6	59	77
福岡地方裁判所	53	302	100	1,054	1,456
福岡地方裁判所小倉支部	20	120	38	359	517
佐賀地方裁判所	7	41	15	148	204
長崎地方裁判所	13	78	28	294	400
大分地方裁判所	8	46	13	205	264
熊本地方裁判所	16	96	23	345	464
鹿児島地方裁判所	15	87	32	312	431
宮崎地方裁判所	9	54	22	224	300
那覇地方裁判所	23	132	46	502	680
仙台地方裁判所	29	174	32	542	748
福島地方裁判所	4	24	8	94	126
福島地方裁判所郡山支部	18	107	29	317	453
山形地方裁判所	8	48	13	205	266
盛岡地方裁判所	4	24	9	98	131
秋田地方裁判所	3	13	5	51	69
青森地方裁判所	15	90	30	301	421
札幌地方裁判所	34	204	76	800	1,080
函館地方裁判所	5	30	10	109	149
旭川地方裁判所	6	36	16	173	225
釧路地方裁判所	3	18	8	66	92
高松地方裁判所	15	84	25	294	403
徳島地方裁判所	7	42	14	164	220
高知地方裁判所	13	74	25	299	398
松山地方裁判所	12	64	24	257	345
全 体	1,430	8,285	2,673	33,082	44,040

(注) 対象事件数は、平成22年1月以降、同年12月末日までに提出のあったアンケートを基にしており、かつ、区分審理が行われた裁判では裁判員等の参加した審理ごとに事件数を計上しているため、同期間内に実施した裁判の数とは一致しない場合がある。

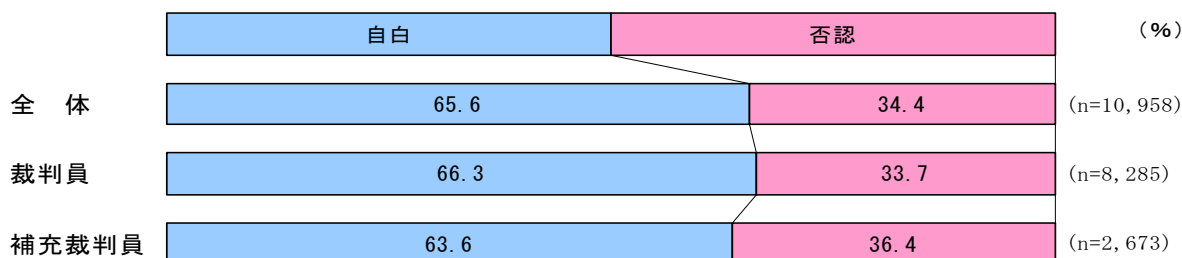
図表2 対象事件について（審理の実日数及び自白・否認の別）

(1) 審理の実日数（裁判員，補充裁判員のみ）



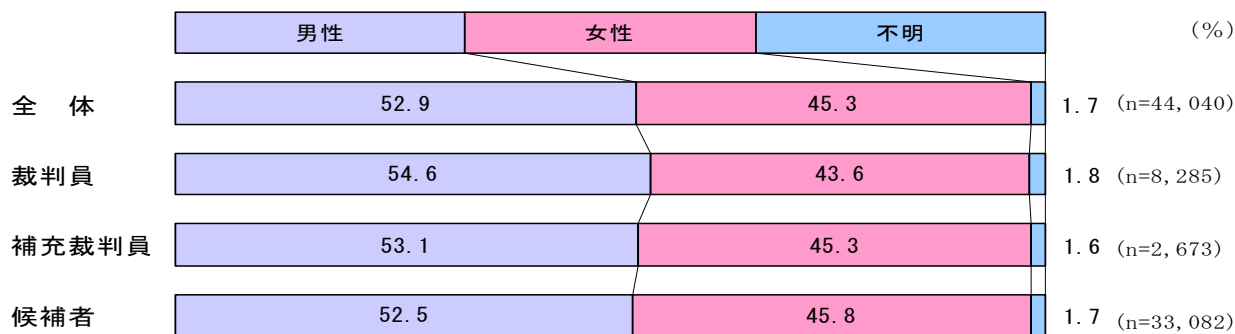
※ 「審理の実日数」は、実際に審理または評議を行った日の日数の合計であり、裁判員等選任手続や判決宣告のみを行った日は含まない。本アンケートの対象となった事件の中には、裁判員等選任手続や判決宣告のみを行うための期日を開いたものもあるが、その場合、裁判員または補充裁判員が実際に裁判所で職務に従事した実日数の合計は、「審理の実日数」にこうした期日の日数を加えたものになる。

(2) 自白・否認の別（裁判員，補充裁判員のみ）

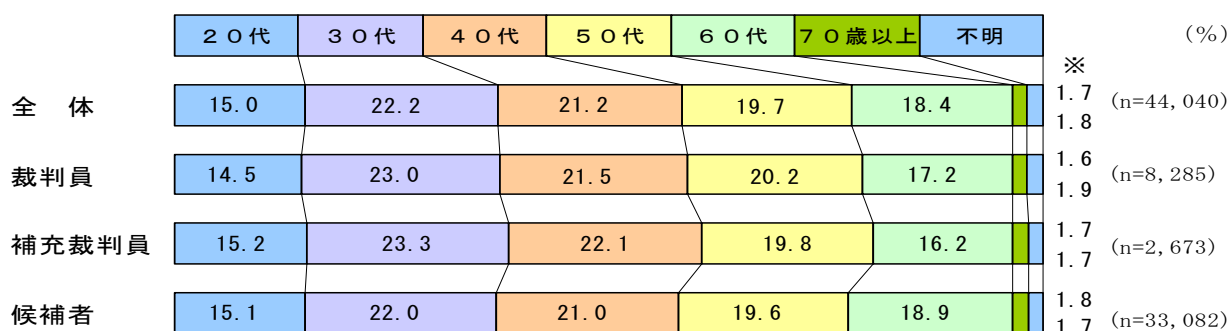


図表3 対象者属性

(1) 性 別

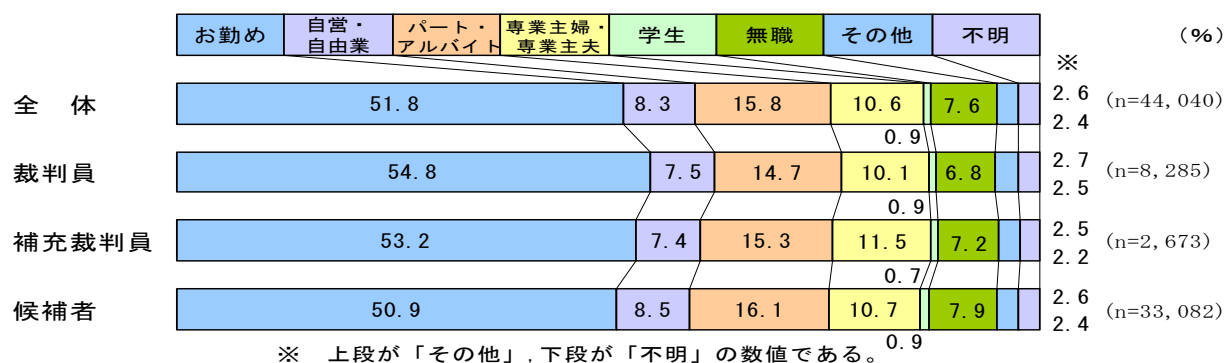


(2) 年 齢

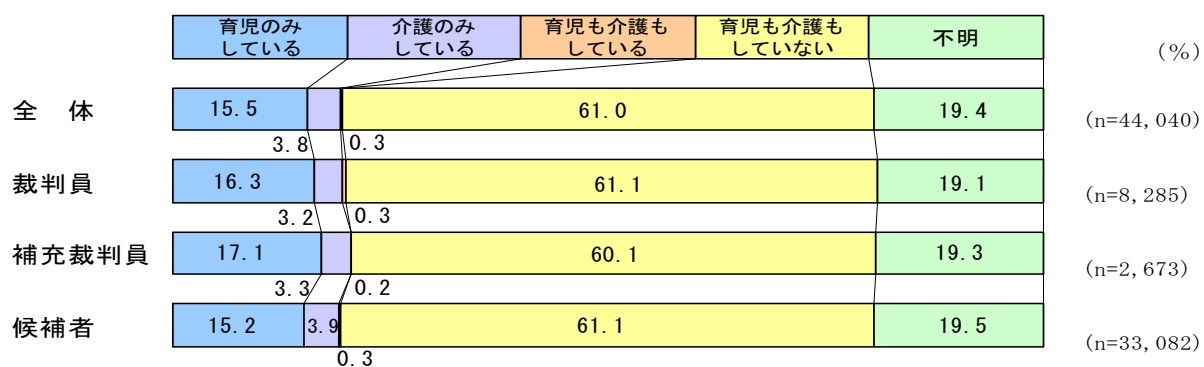


※ 上段が「70歳以上」、下段が「不明」の数値である。

(3) 職 業

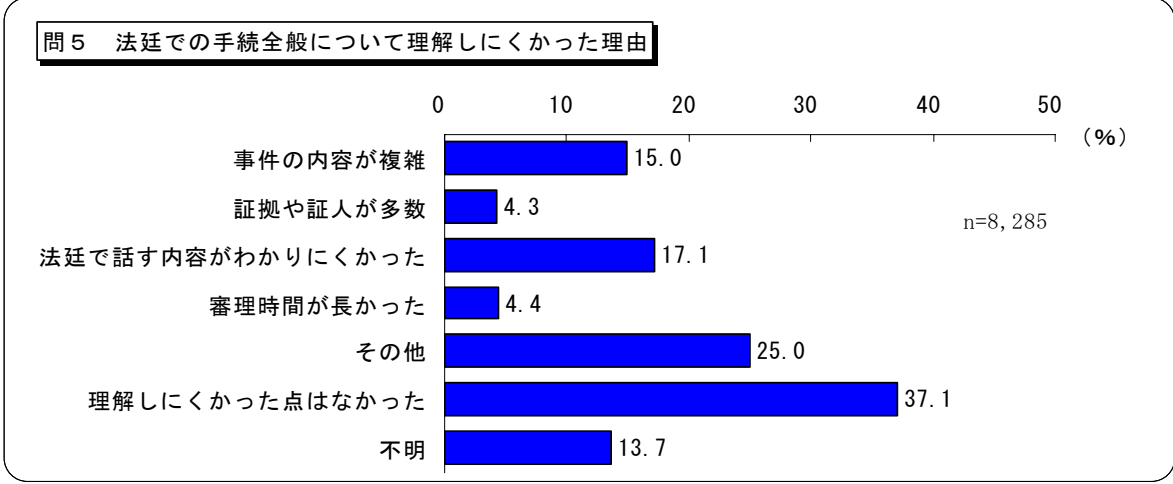
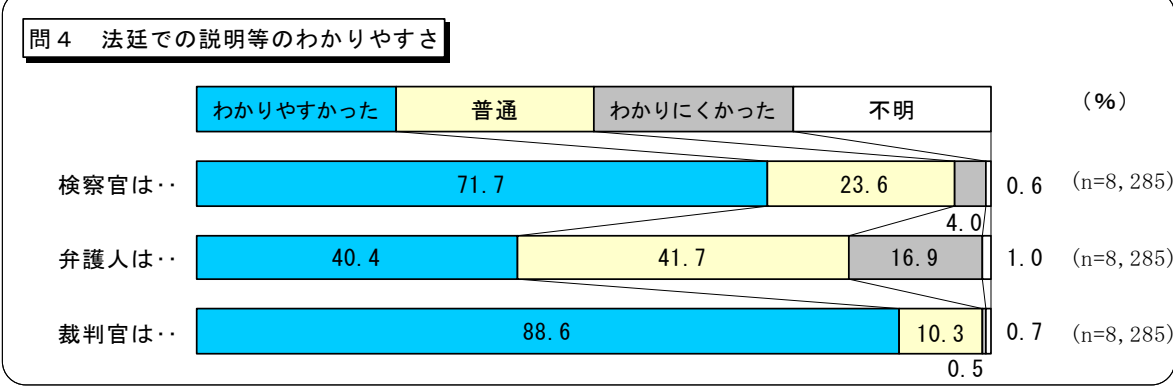
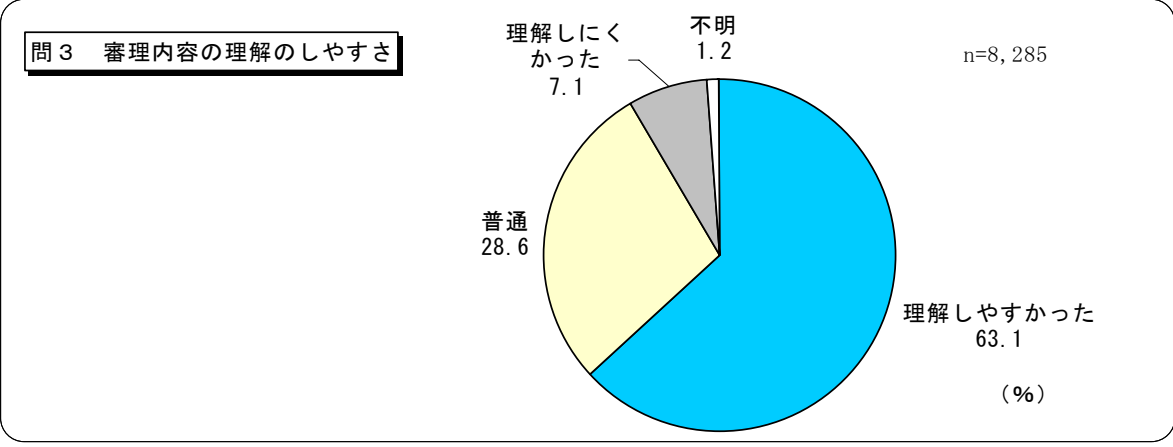
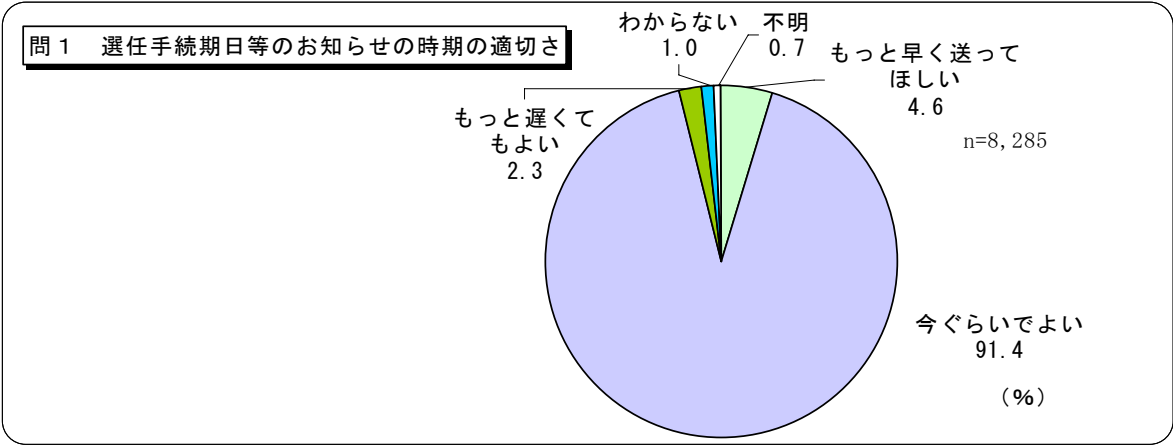


(4) 育児・介護

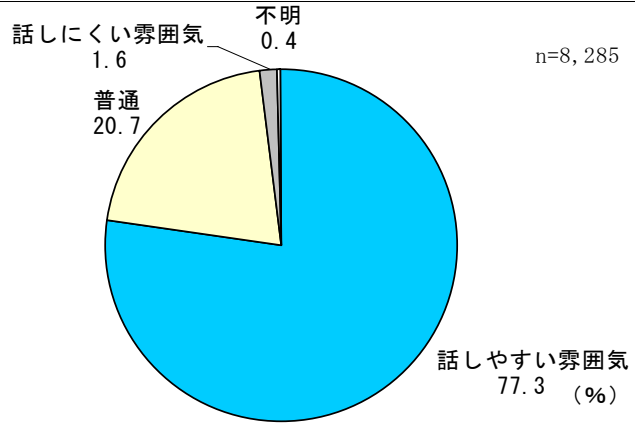


Ⅱ 調査結果の要約

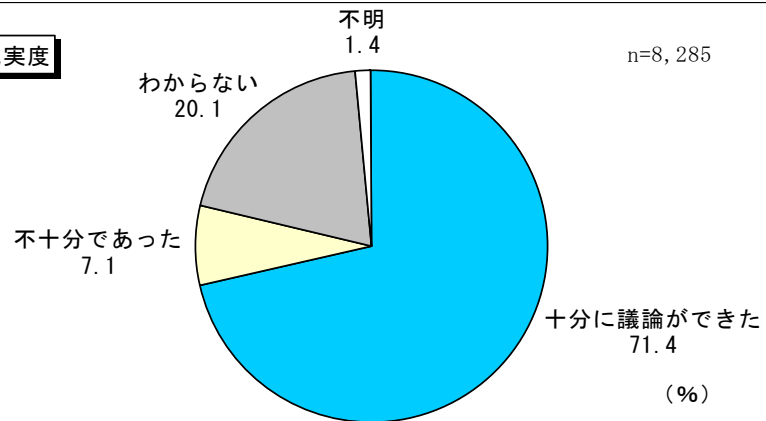
1. 裁判員に対するアンケート結果



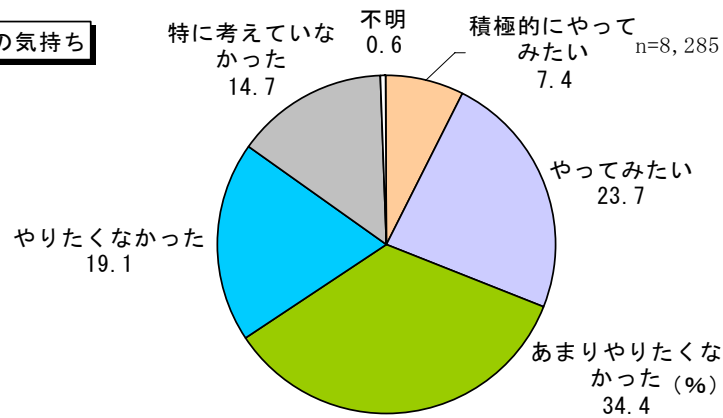
問6 評議における話しやすさ



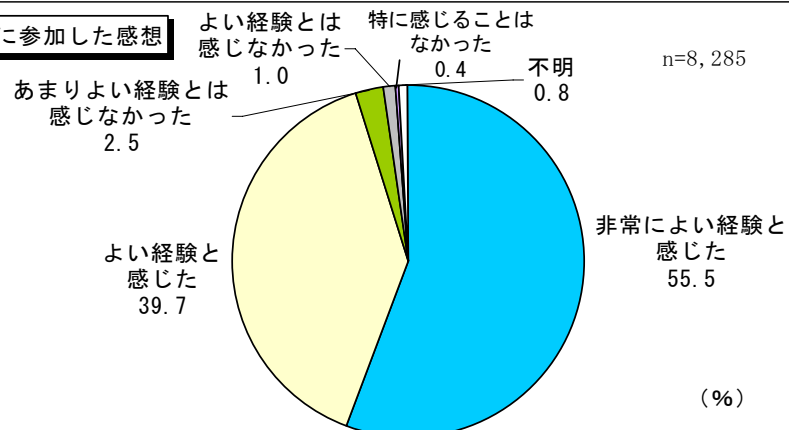
問7 評議における議論の充実度



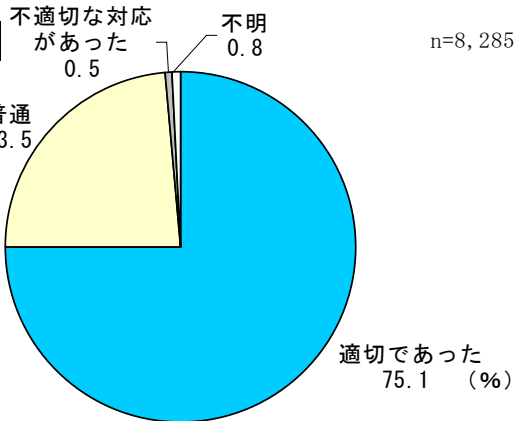
問9 裁判員に選ばれる前の気持ち



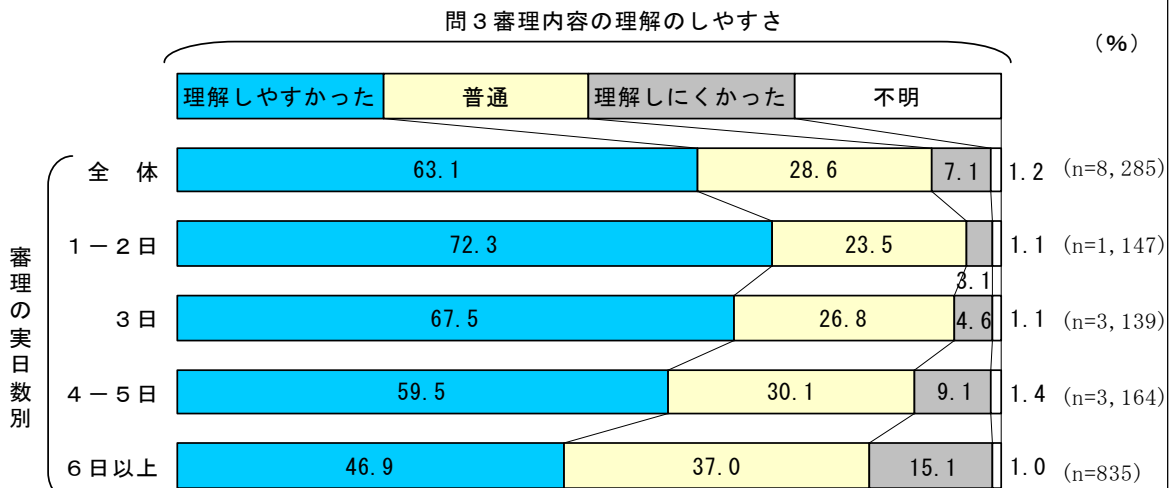
問11 裁判員として裁判に参加した感想



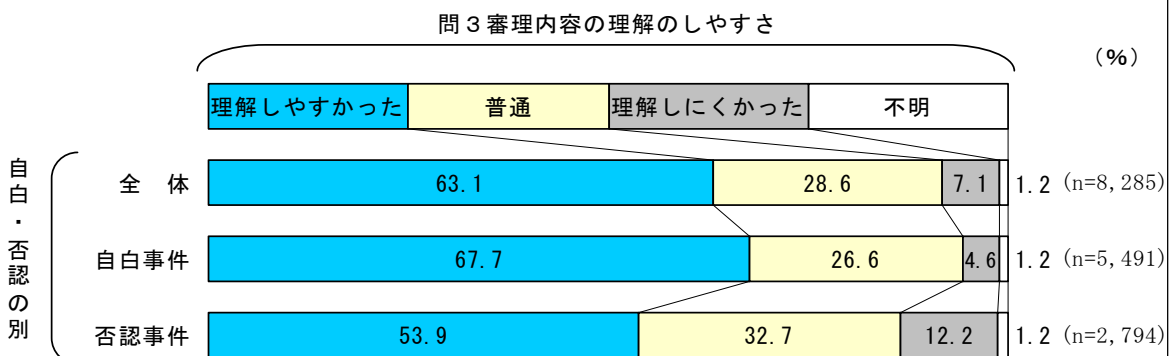
問13-1 裁判所の対応に対する全体的な印象



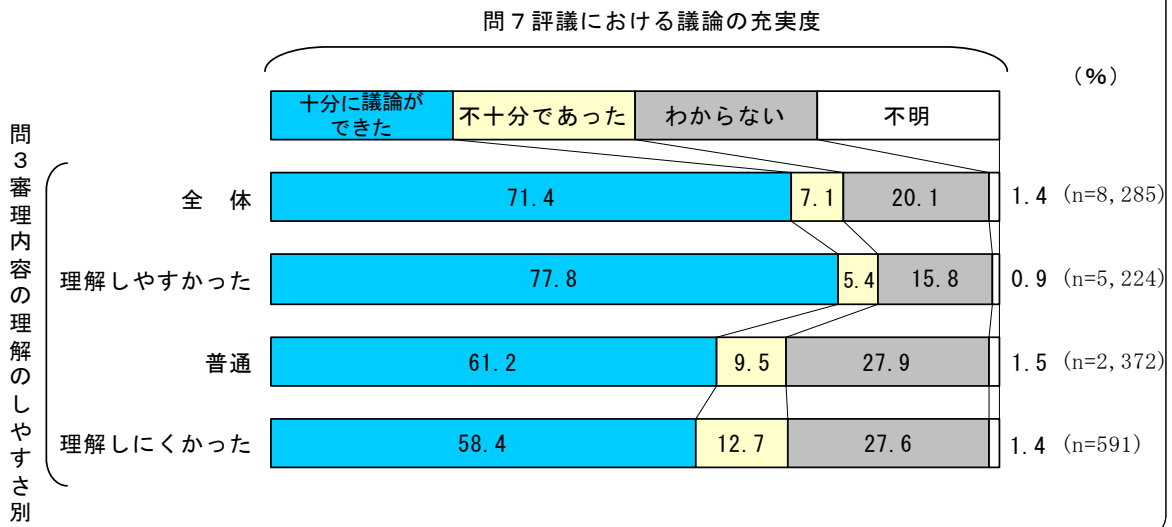
審理の実日数別 × 問3 審理内容の理解のしやすさ



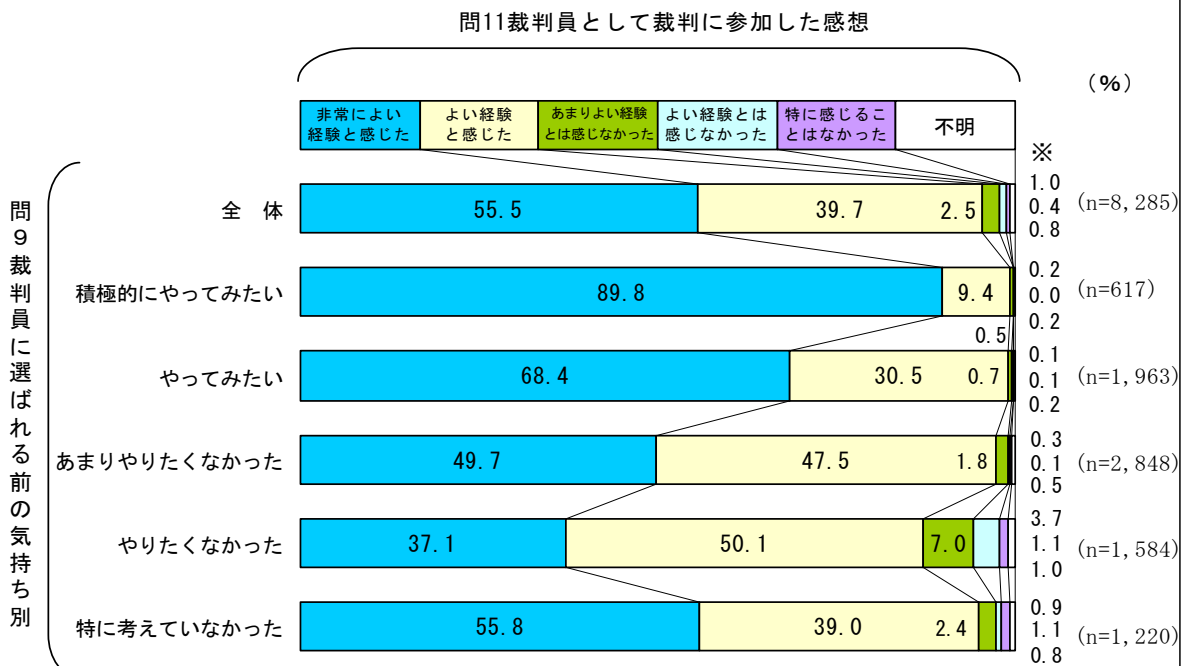
自白・否認の別 × 問3 審理内容の理解のしやすさ



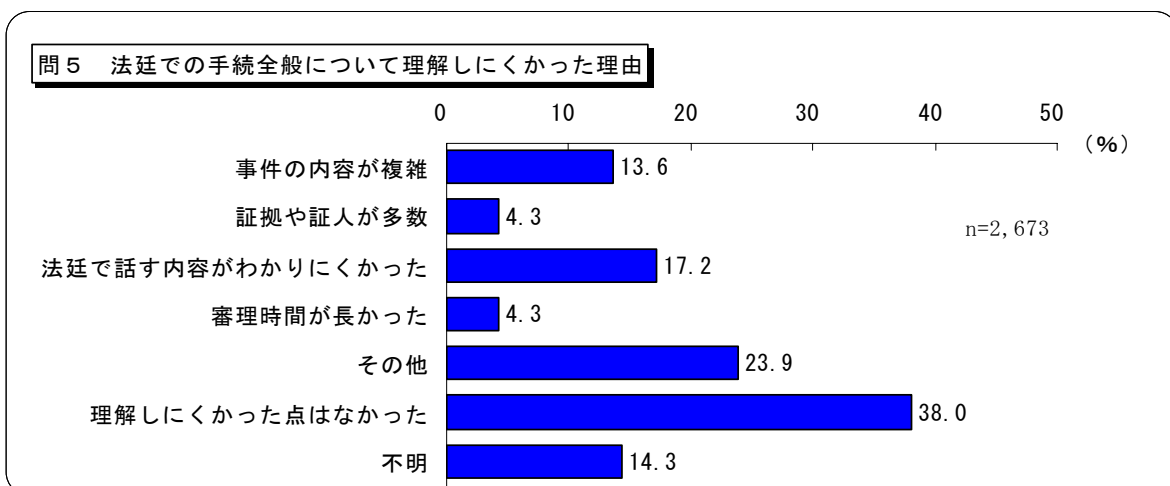
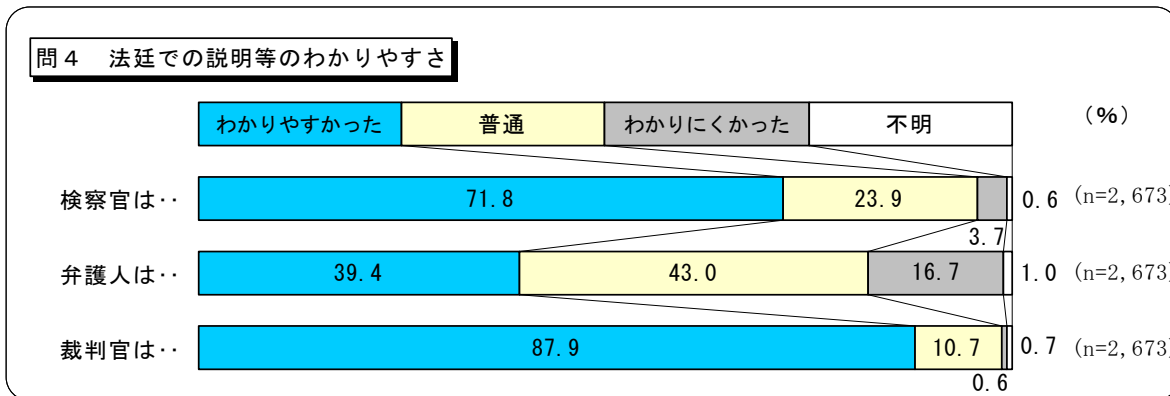
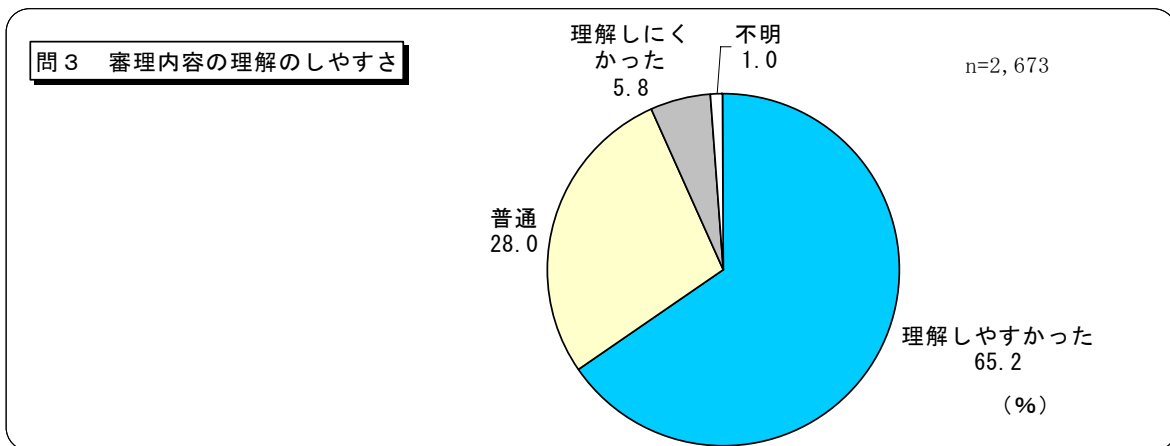
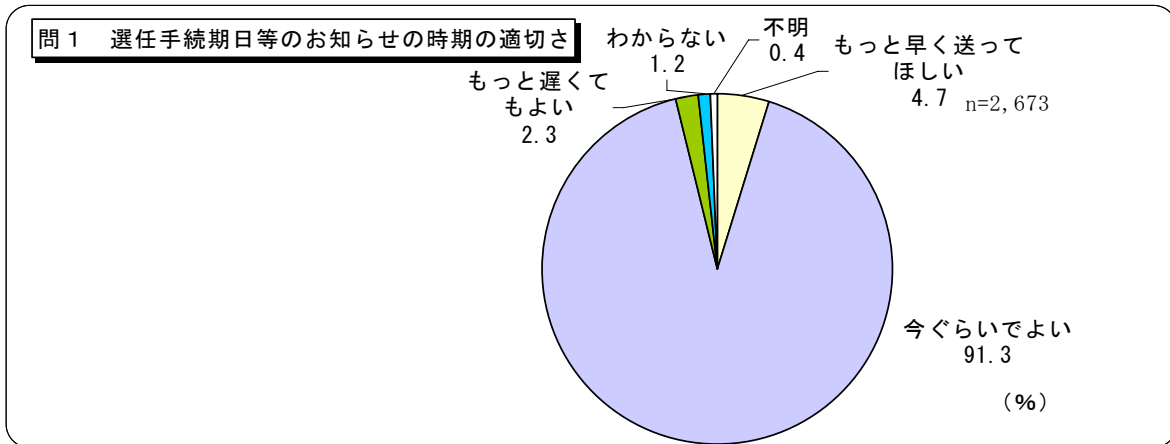
問3 審理内容の理解のしやすさ別 × 問7 評議における議論の充実度



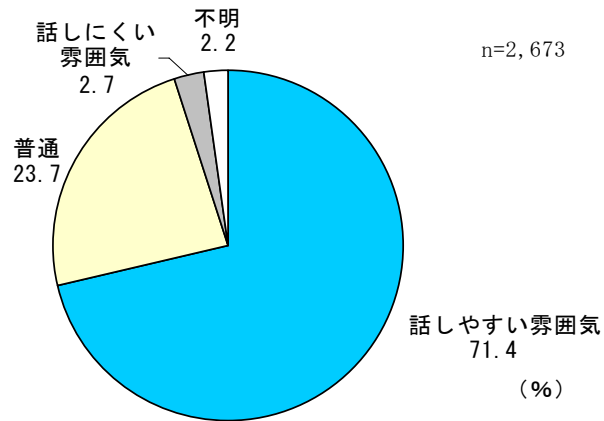
問9 裁判員に選ばれる前の気持ち別 × 問11 裁判員として裁判に参加した感想



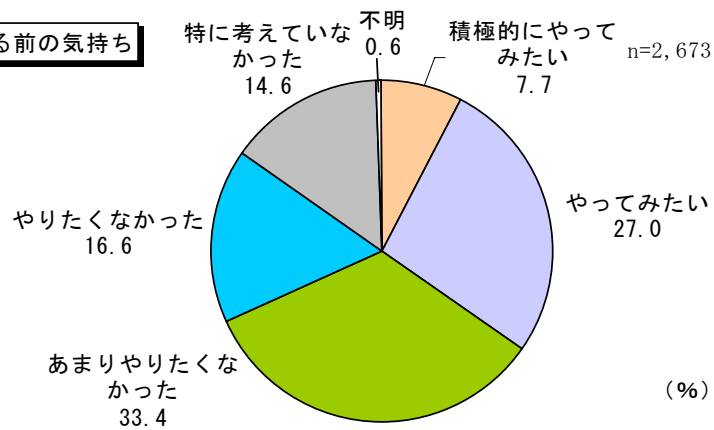
2. 補充裁判員に対するアンケート結果



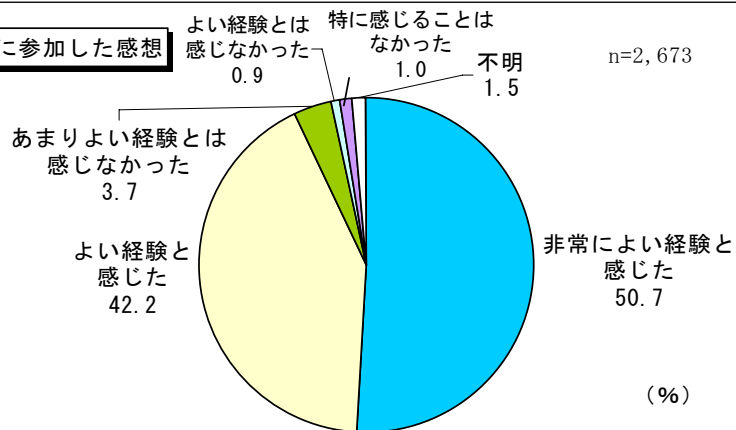
問6 評議における話しやすさ



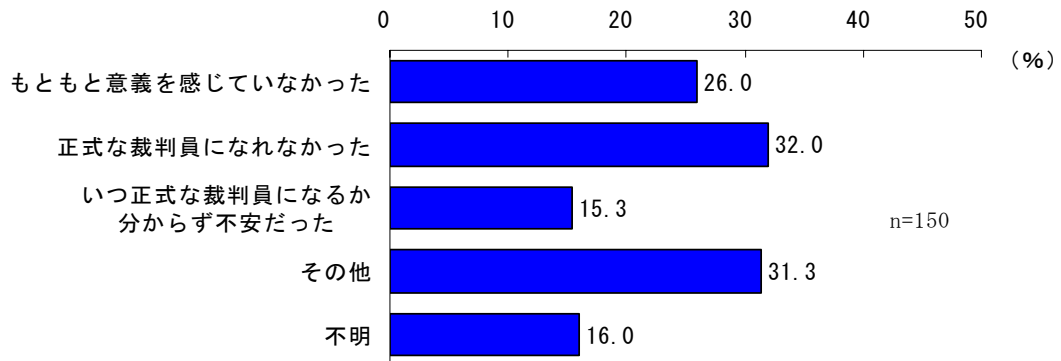
問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち



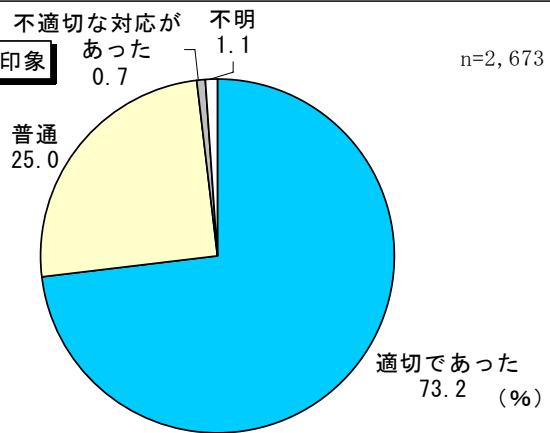
問10 補充裁判員として裁判に参加した感想



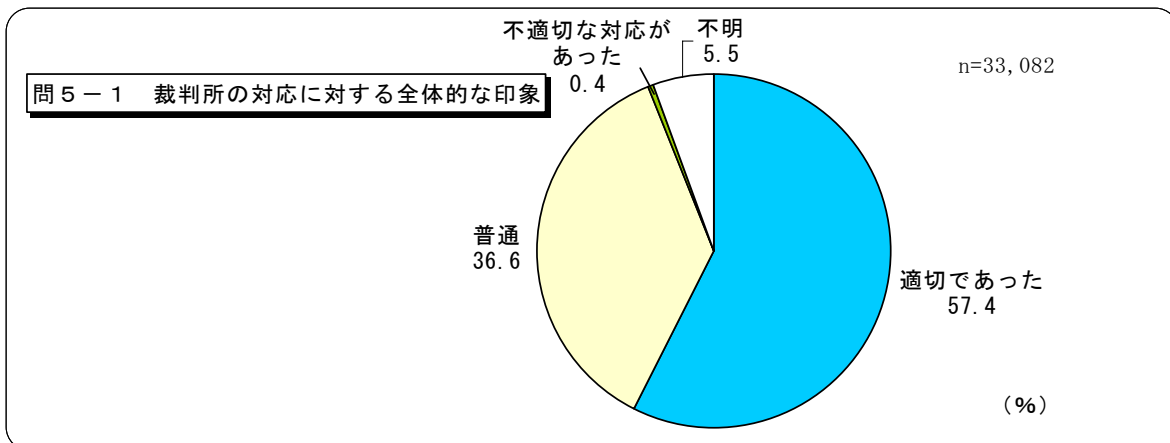
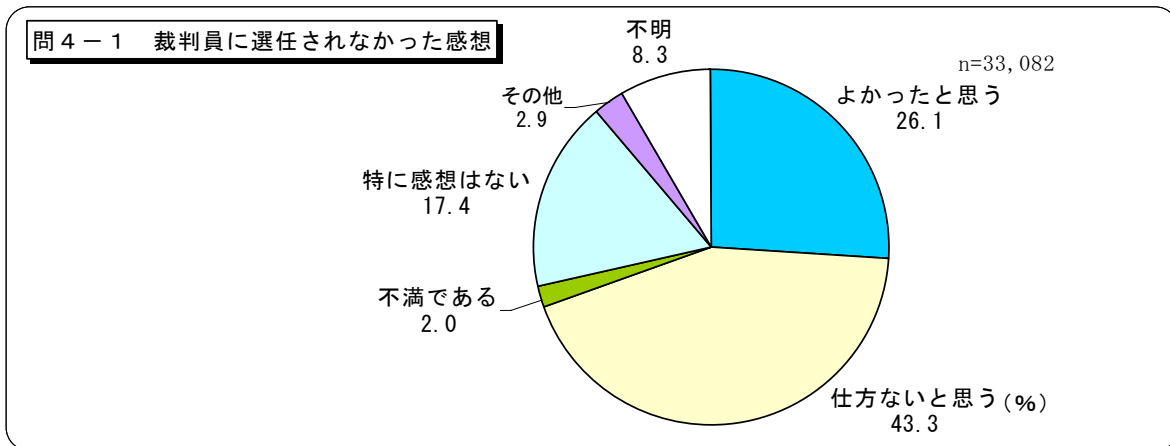
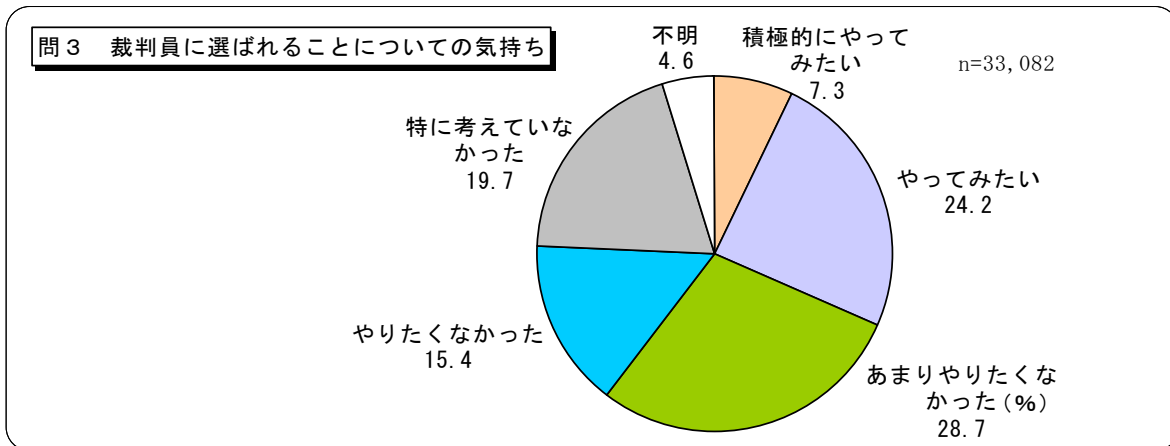
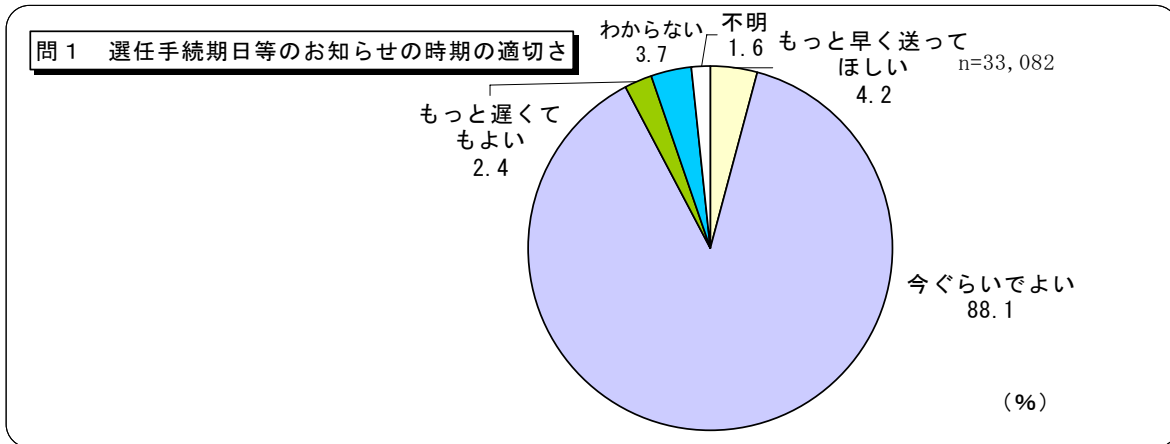
問11-2 「よい経験」と感じなかった理由



問12-1 裁判所の対応に対する全体的な印象



3. 裁判員候補者に対するアンケート結果



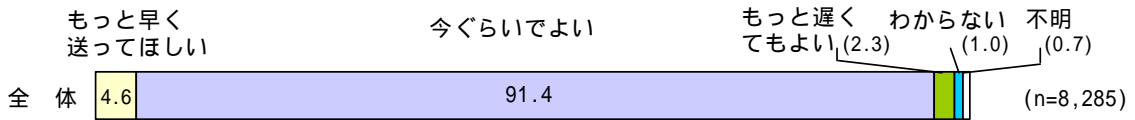
Ⅲ 調査結果の詳細

1. 裁判員に対するアンケート結果

(1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。

図1-1-1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(全体)



「今ぐらいでよい」とする回答が91.4%を占めている。他方、「もっと早く送ってほしい」とする回答は4.6%、「もっと遅くてもよい」とする回答は2.3%である。

なお、「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」と回答した対象者には、実際に受け取った日より何週間前または後が適切か記入してもらった。その具体的回答と裁判所が記入した「質問票送付時期」(「6週間～7週間前」「～8週間」「その他(具体的に記入された送付時期)」)から算出した希望送付時期と「今ぐらいでよい」と答えた人については裁判所が記入した「質問票送付時期」とにより、参考として希望送付時期に関する平均値を算出したところ、6.92週間という結果となった。

注：質問票送付時期と実際に対象者が受け取った日は数日のタイムラグが生じるが、送付時期＝受領時期とみなして計算した。なお、「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。

図1-1-2 質問票送付時期



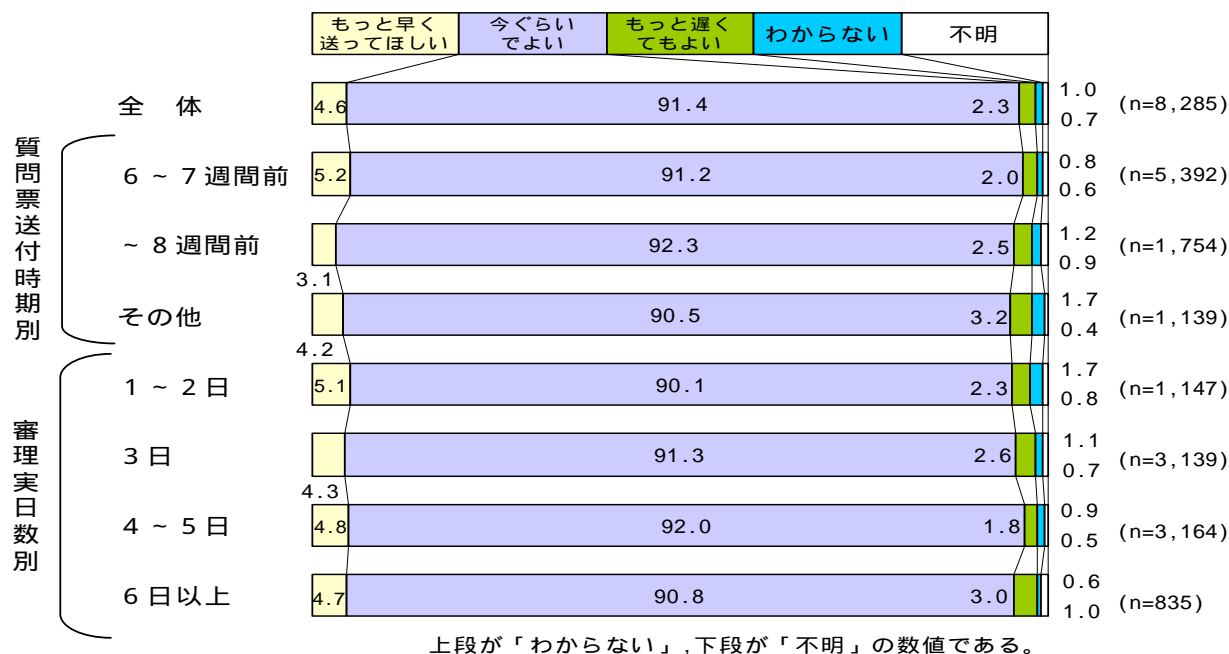
「6週間～7週間前」が65.1%で最も多く、以下「～8週間前」(21.2%)、「その他」(13.7%)となっている。

平均値の計算にあたっては、送付時期が「6週間～7週間前」の場合は「6」、「～8週間前」の場合は「8」、「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを質問票送付時期別，審理実日数別でみたのが，図1 - 1 - 3である。質問票送付時期別，審理実日数別で見ると，どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が90%以上となっている。

なお，審理実日数別での希望送付時期の平均値は，1～2日で7.23週間前，3日で6.91週間前，4～5日で6.78週間前，6日以上で7.07週間前であった。

図1 - 1 - 3 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（質問票送付時期別，審理実日数別）



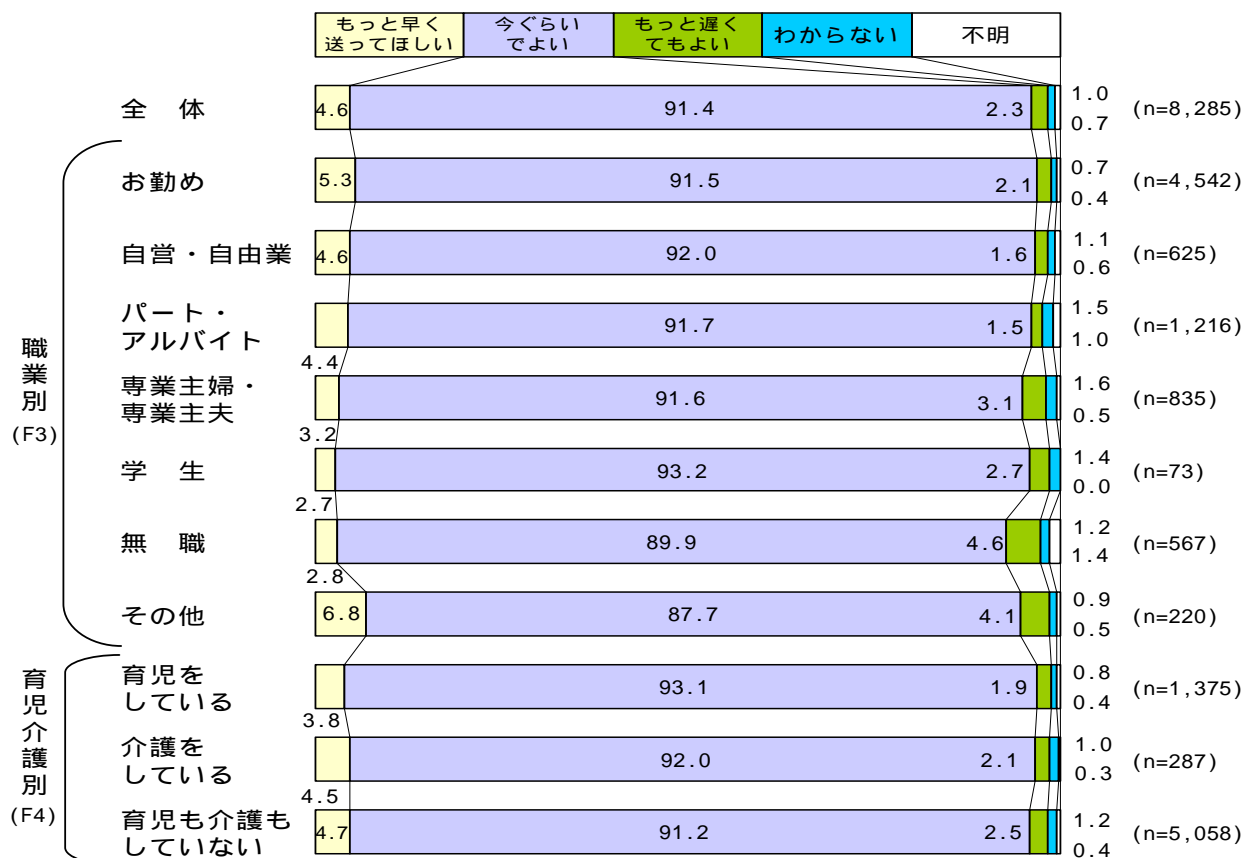
選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別，年齢別でみたのが，図1 - 1 - 4である。性別で見ると，男女間で大きな差はみられない。

図1 - 1 - 4 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（性別，年齢別）



選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別，育児介護別でみたのが，図1 - 1 - 5である。職業別でみると，お勤めの層の5.3%，自営・自由業の層の4.6%，パート・アルバイトの層の4.4%が「もっと早く送ってほしい」と回答している。育児介護別では，各回答の割合に大きな差は見られない。

図1 - 1 - 5 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（職業別，育児介護別）



上段が「わからない」，下段が「不明」の数値である。

(2) 裁判員等選任手続について (問 2)

裁判員等選任手続に関して、() 質問手続中の手続の進め方・受けた質問について、() 質問手続中の待ち時間について、の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容は項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類した。

() 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど

全8, 285名中、回答があったのは3, 971名である。

特に項目を特定することなく、一般的に問題がなかったとするものが最も多く、説明がわかりやすかった、進行の手順が適切だったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(121頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

() 質問手続中の待ち時間についてなど

全8, 285名中、回答があったのは3, 872名である。

所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く、項目を明示することなく適切だったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(124頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(3) 審理について

() 審理内容の理解しやすさ

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。

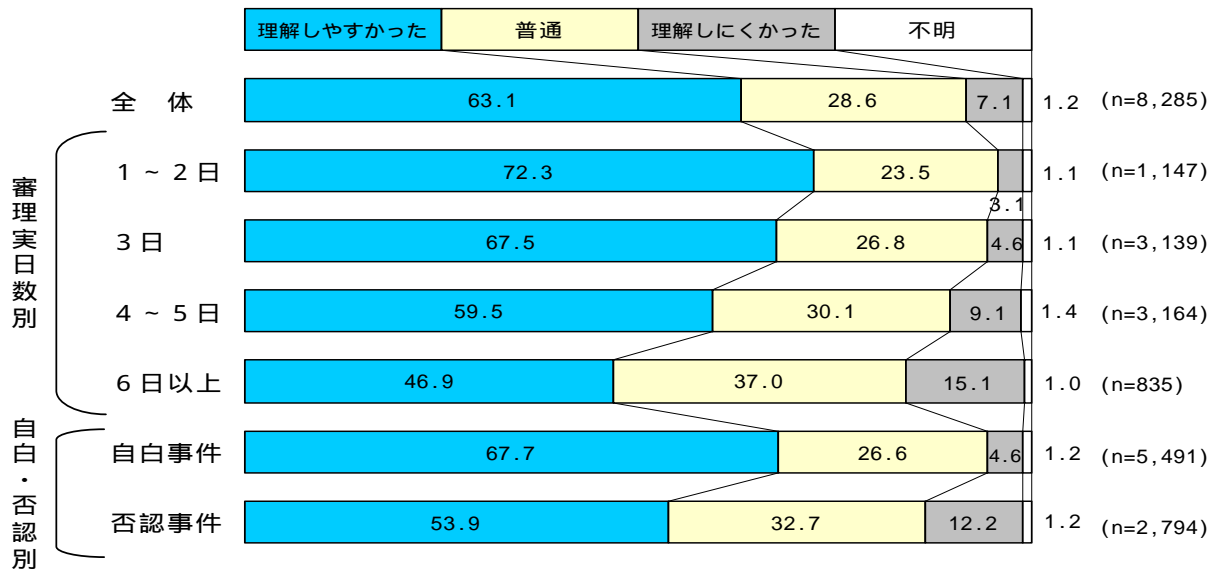
図1 - 3 - 1 審理内容の理解しやすさ (全体)



「理解しやすかった」とする回答は 63.1% であり (「普通」とあわせて 91.7%) , 「理解しにくかった」とする回答は 7.1% である。

審理内容の理解しやすさを審理実日数別, 自白・否認別でみたのが, 図1 - 3 - 2 である。
 審理実日数別でみると, 1 ~ 2 日の場合, 「理解しやすかった」との回答は 72.3% であり, 審理実日数が長くなるにつれて, その割合は低くなる傾向がみられる。
 自白・否認別では, 「理解しやすかった」との回答が, 自白事件において 67.7% であるのに対し, 否認事件においては 53.9% である。

図1 - 3 - 2 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別, 自白・否認別)

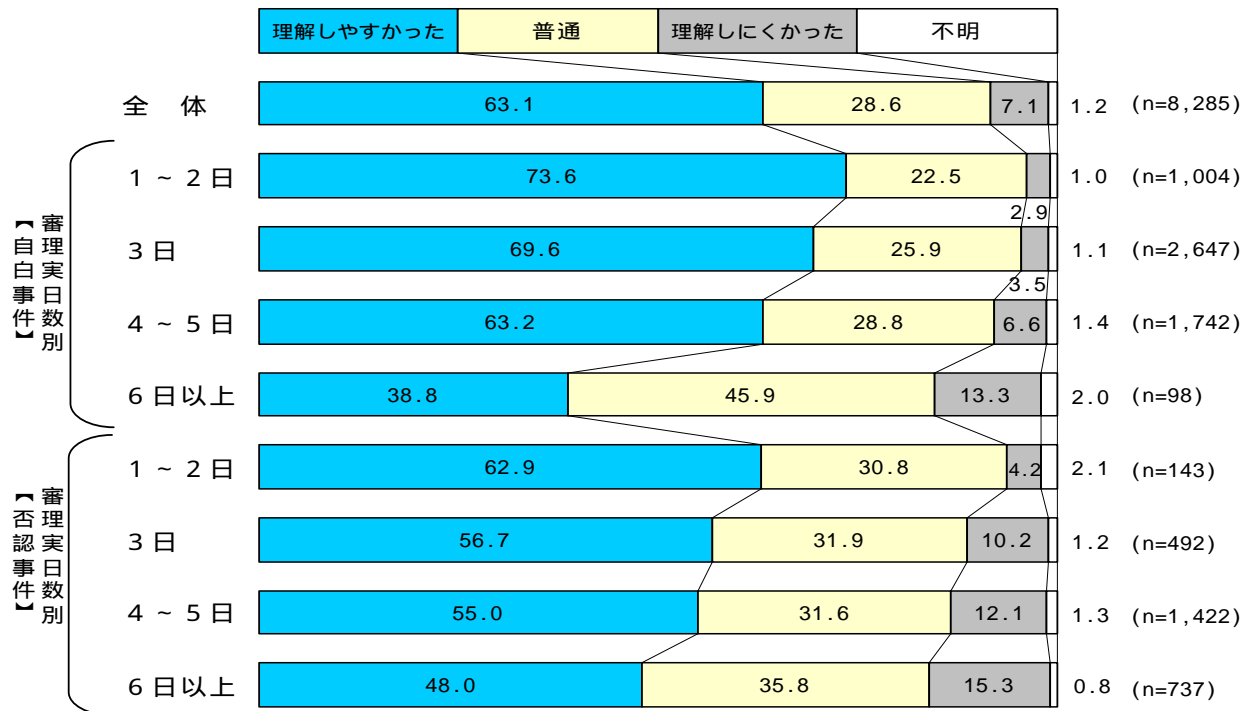


審理内容の理解しやすさについて、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図1-3-3である。

自白事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1～2日の場合、73.6%であるのに対し、審理実日数が6日以上の場合、38.8%となっている。

否認事件において、「理解しやすかった」と回答した割合は、審理実日数が1～2日の場合、62.9%であるのに対し、審理実日数が6日以上の場合、48.0%となっている。

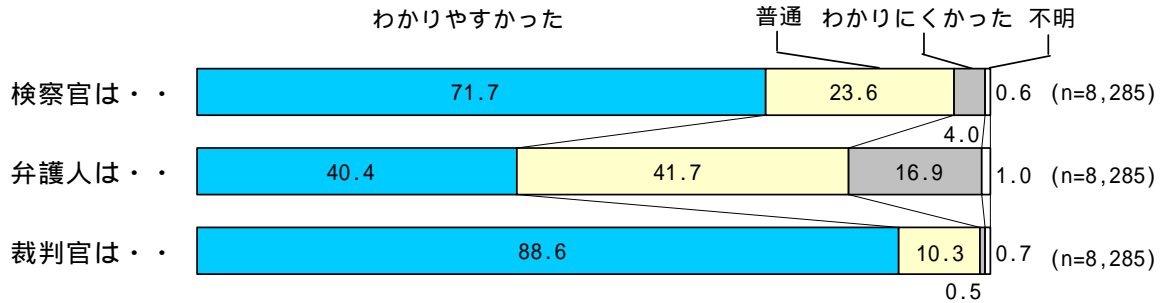
図1-3-3 審理内容の理解しやすさ（審理実日数別【自白・否認別】）



() 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ

問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，お答えください。

図1-3-4 法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさ（全体）

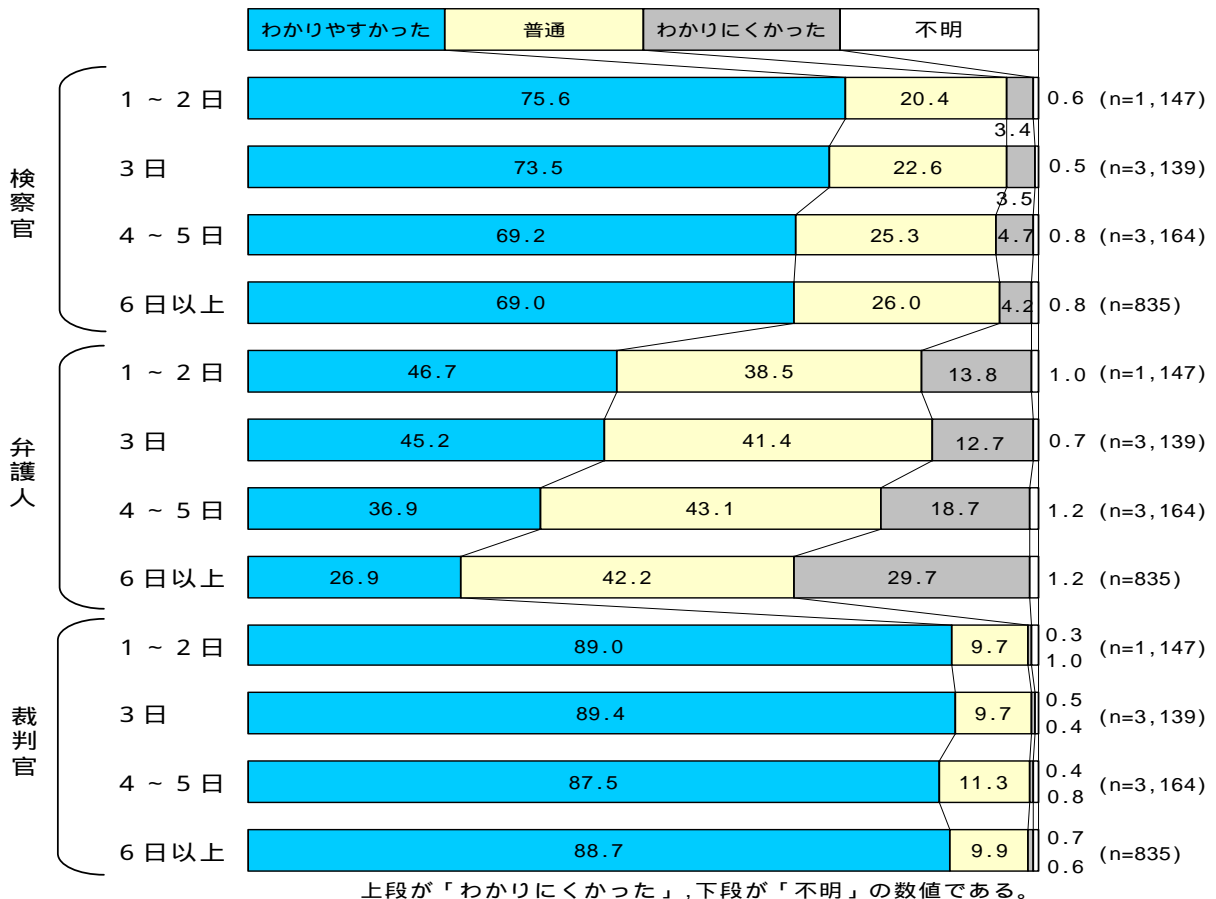


検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等について，「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は，検察官が95.3%，弁護士が82.1%，裁判官が98.9%である。

法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさを審理実日数別でみたのが，図1-3-5である。

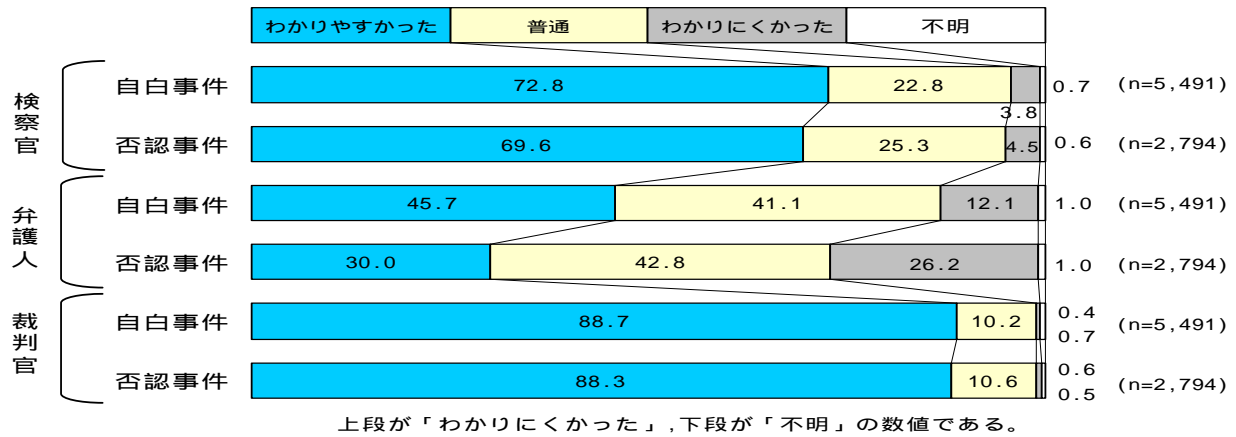
検察官及び弁護士については審理実日数が長いほど「わかりやすかった」と回答した者の割合は低くなっているが，裁判官については審理実日数の長短による顕著な違いはみとれない。

図1-3-5 法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさ（審理実日数別）



法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを自白・否認別で区分したのが、図1-3-6である。三者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-3-6 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ（自白・否認別）



法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理内容理解別でみたのが、図1-3-7-1から図1-3-7-3である。三者とも審理内容が「理解しやすかった」と回答した層が他の層よりも「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図1-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

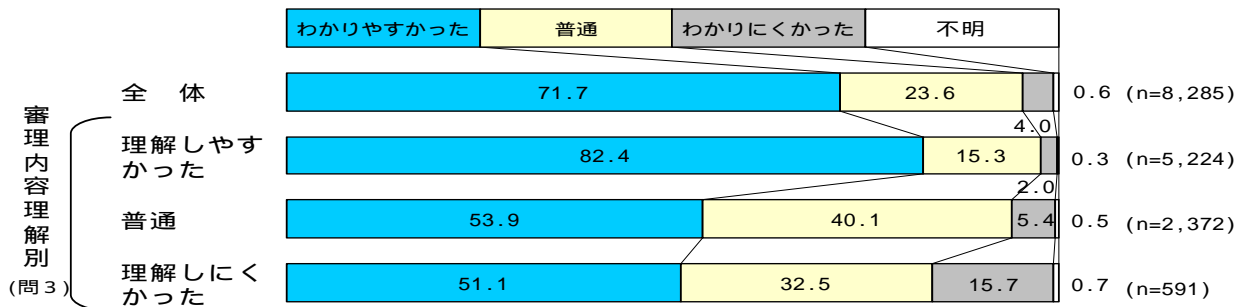


図1-3-7-2 法廷での弁護人の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

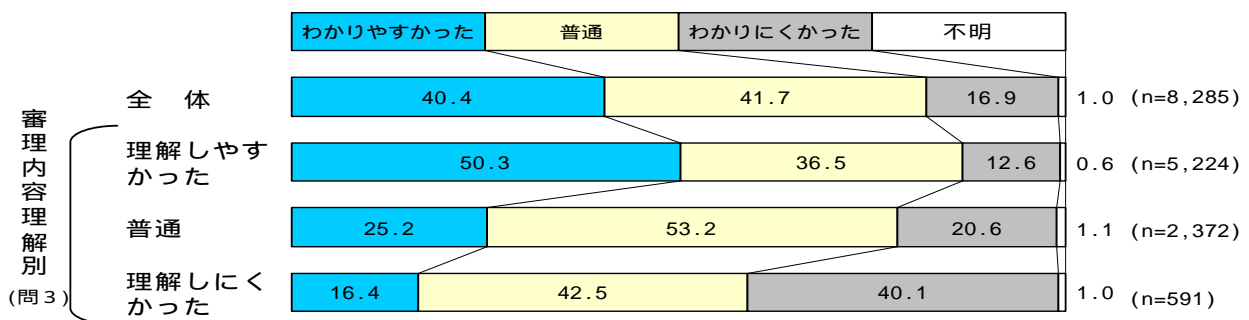
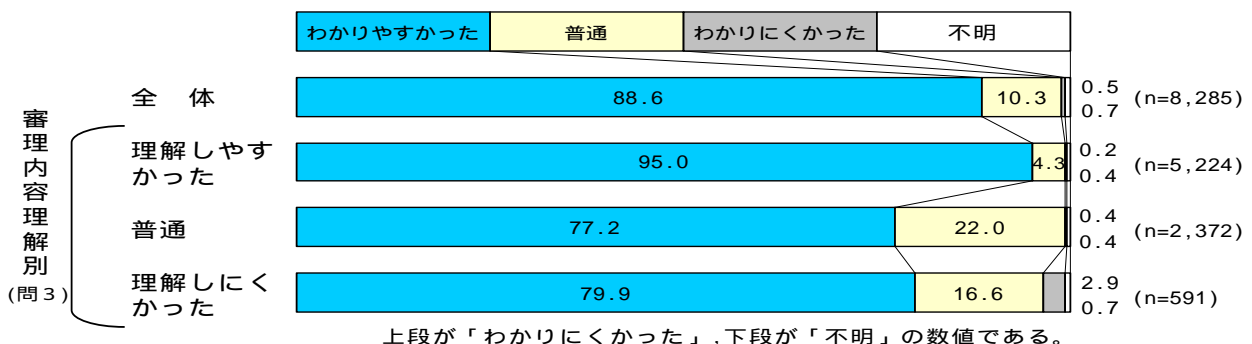


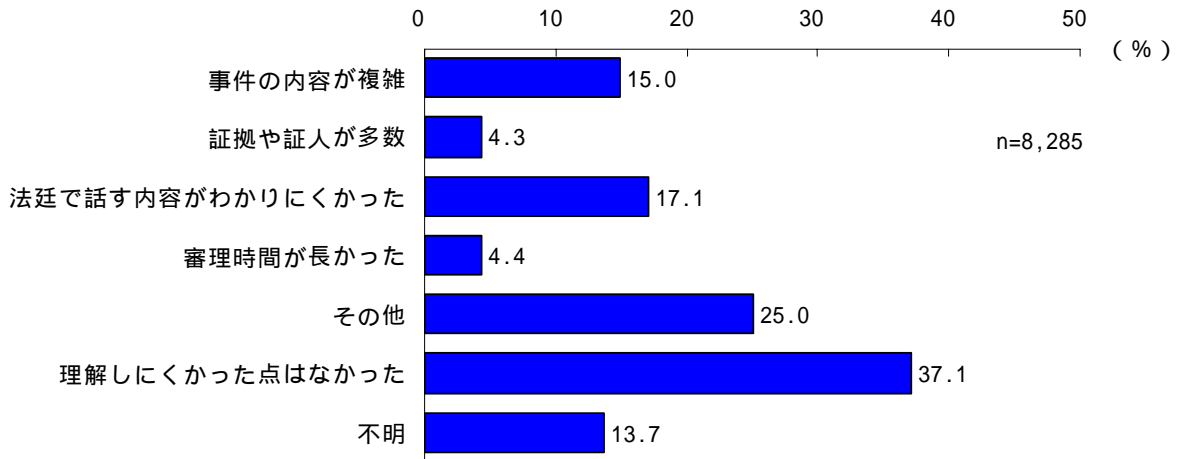
図1-3-7-3 法廷での裁判官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）



() 法廷での手続全般について理解しにくかった点及びその理由

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。(M . A .)

図1 - 3 - 8 法廷での手続全般について理解しにくかった点(全体)



法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」との回答は 37.1%である。理解しにくかった理由については、「証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった」(17.1%)、「事件の内容が複雑であった」(15.0%)、「審理時間が長かった」(4.4%)、「証拠や証人が多数であった」(4.3%)の順で高くなっている。

問5の法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですかとの問いについて、「その他」を選択した2,074名にその具体的内容を記述してもらったところ、2,063名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、最も多かったのが、「弁護人の主張(冒頭陳述・弁論等)がわかりにくかった」などとするものであり、以下「証拠や証人の数が質的、量的に少ない」、「専門用語がわかりにくかった」などとするものが続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(126頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 評議について

() 評議における話しやすさ

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。

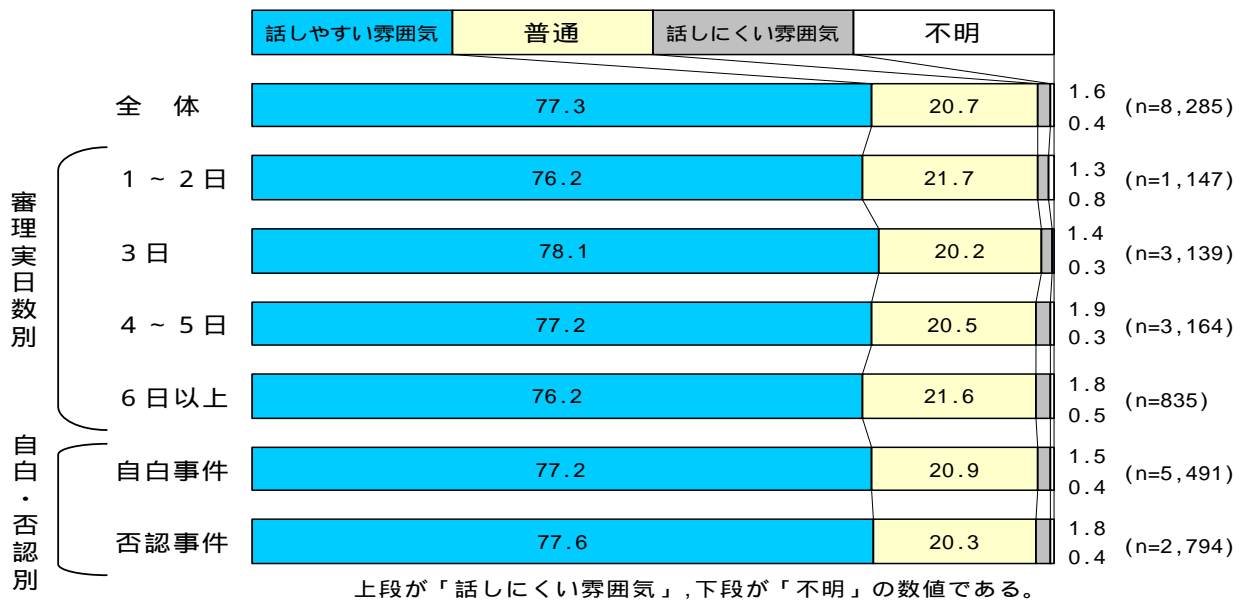
図1-4-1 評議における話しやすさ(全体)



「話しやすい雰囲気であった」との回答が77.3% (「普通」とあわせて98.0%) であるのに対し、「話しにくい雰囲気であった」との回答は1.6%である。

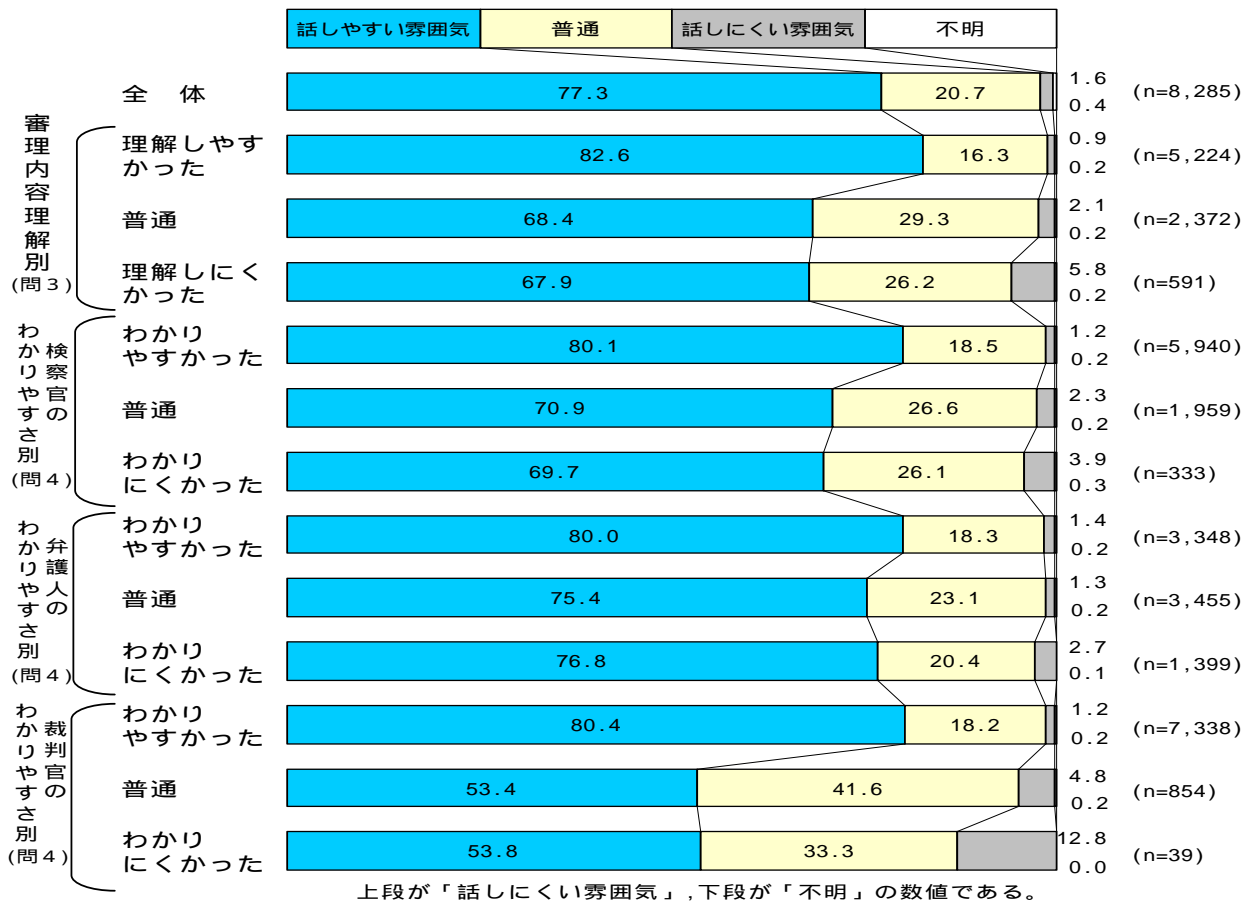
評議における話しやすさを審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-4-2である。審理実日数別、自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。

図1-4-2 評議における話しやすさ(審理実日数別、自白・否認別)



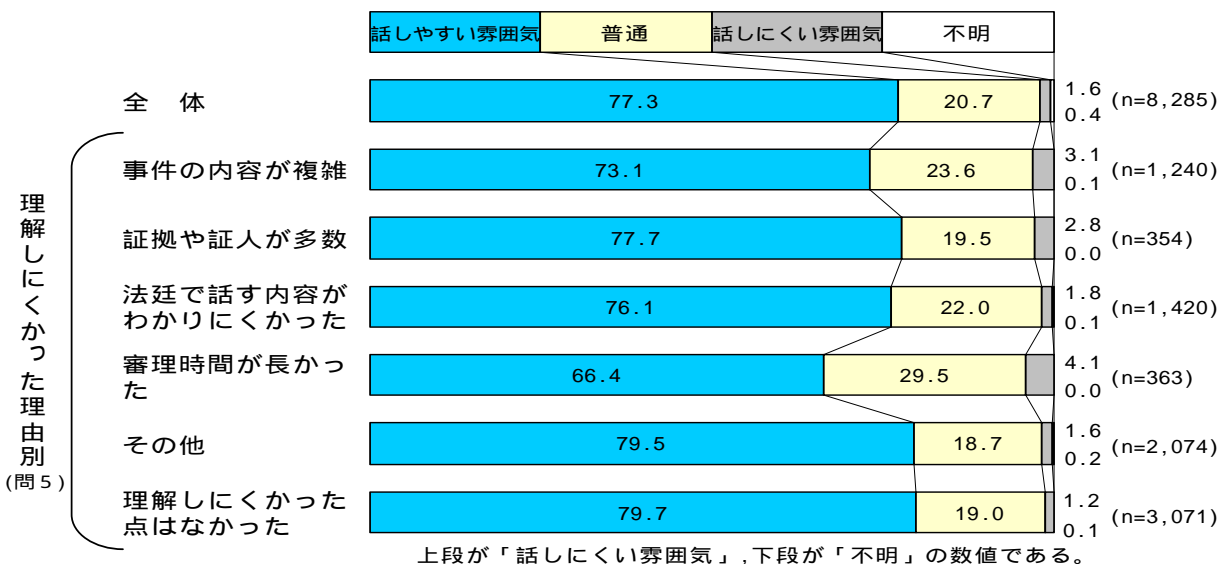
評議における話しやすさを審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが，図1 - 4 - 3である。審理内容が「理解しやすかった」，法廷での説明等が「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも80%以上となっている。

図1 - 4 - 3 評議における話しやすさ
(審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)



評議における話しやすさを理解しにくかった理由別でみたのが，図1 - 4 - 4である。「審理時間が長かった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合が66.4%であったことを除けば，「話しやすい雰囲気であった」との回答がいずれも70%を上回っている。

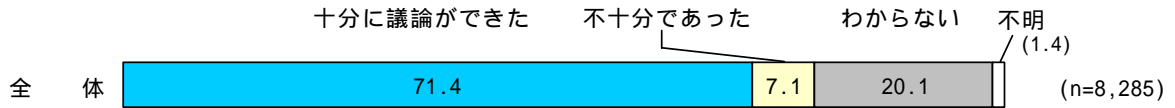
図1 - 4 - 4 評議における話しやすさ (理解しにくかった理由別)



() 評議における議論の充実度

問7 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。

図1-4-5 評議における議論の充実度(全体)

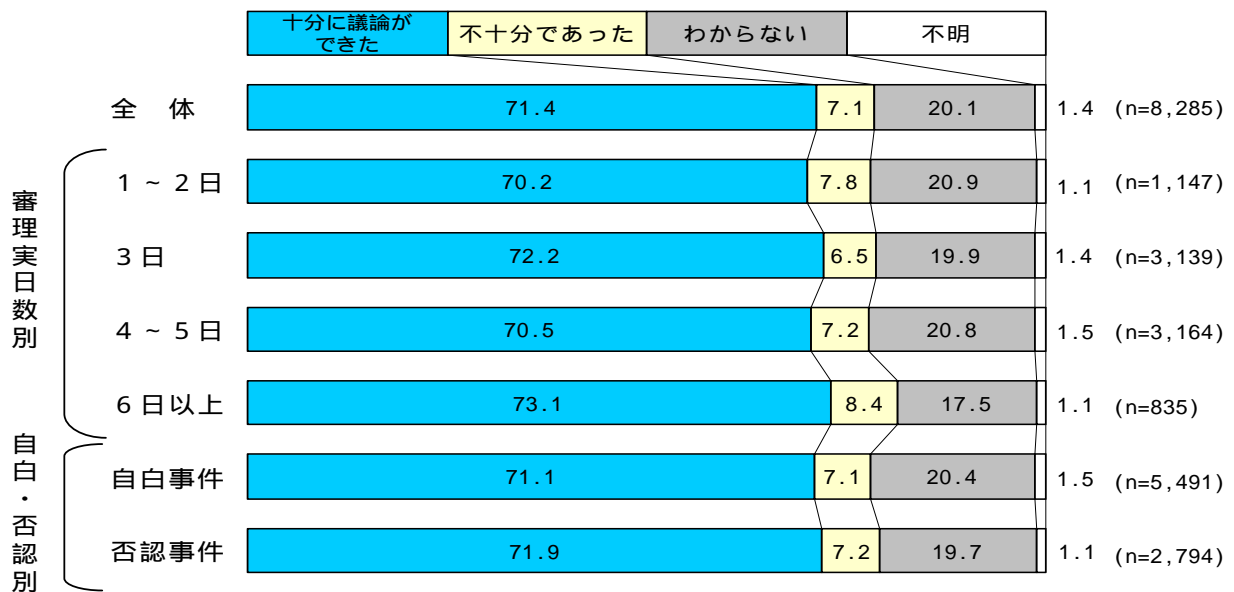


評議について、「十分に議論ができた」とする回答が71.4%であり、「不十分であった」とする回答は7.1%である。

評議における議論の充実度を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図1-4-6である。審理実日数が6日以上の場合、「十分に議論ができた」と回答した割合が73.1%であり、その他の日数の場合における割合よりやや高かった。

自白・否認別では、各回答の割合に大きな差はみられない。

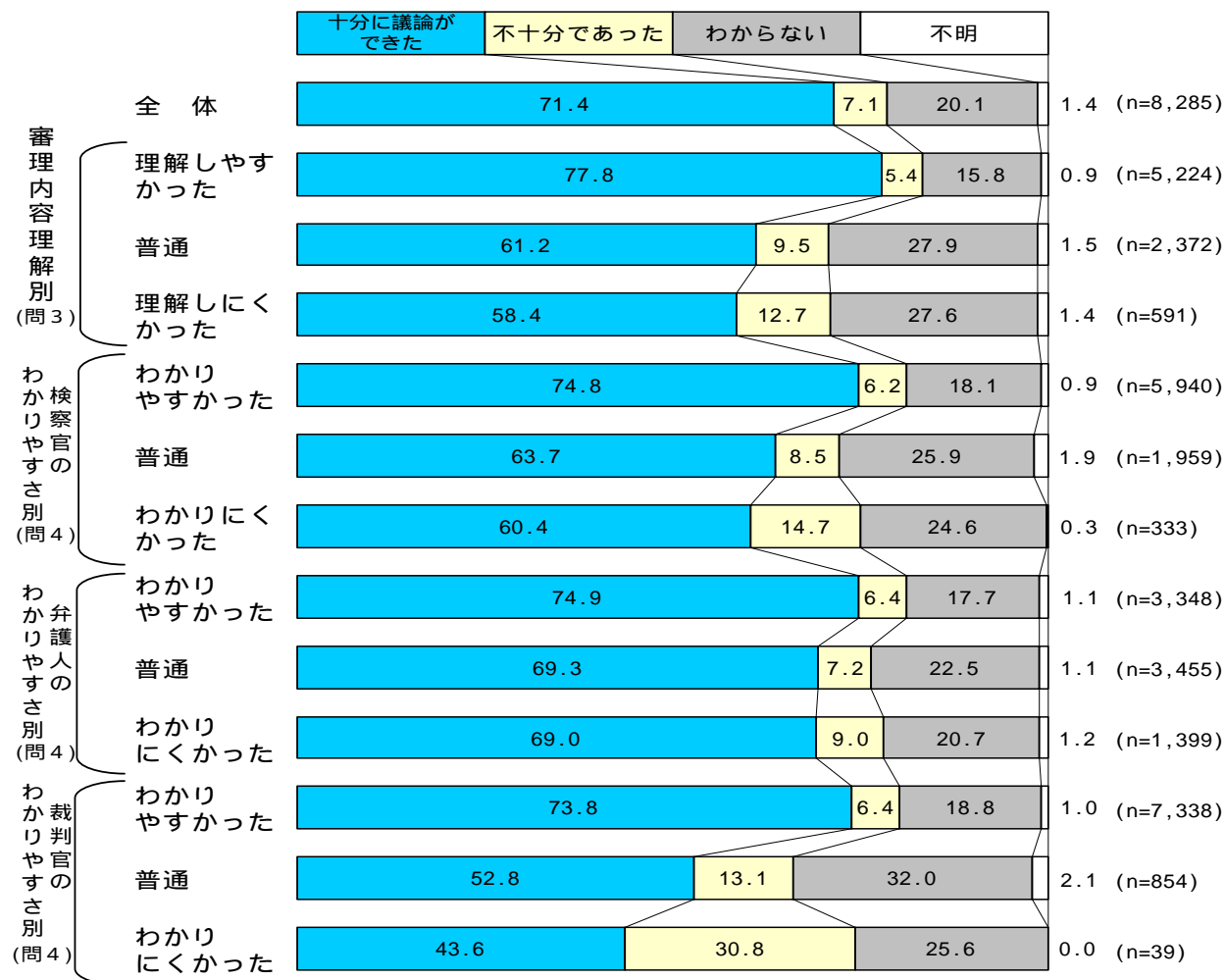
図1-4-6 評議における議論の充実度(審理実日数別、自白・否認別)



評議における議論の充実度を審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが，図1 - 4 - 7である。

審理内容が「理解しやすかった」と答えた層では「普通」または「理解しにくかった」と答えた層よりも「十分に議論ができた」と回答した者の割合は高くなっている。

図1 - 4 - 7 評議における議論の充実度
(審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)

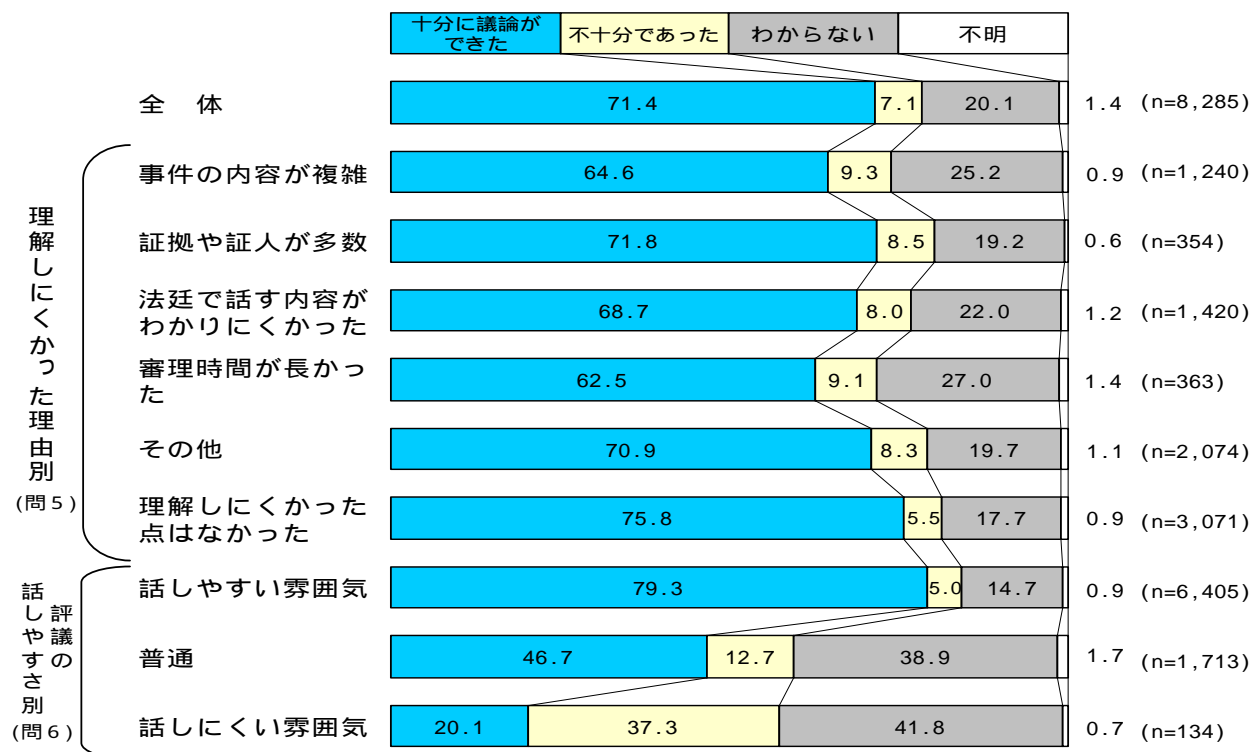


評議における議論の充実度を理解しにくかった理由別，評議の話しやすさ別でみたのが，図 1 - 4 - 8 である。

理解しにくかった理由について，「事件の内容が複雑」と答えた層及び「審理時間が長かった」と答えた層で，「十分に議論ができた」との回答が 65% を下回っている。

評議の話しやすさ別では，「話しやすい雰囲気であった」と答えた層の 79.3% が「十分に議論ができた」と回答しているのに対し，「話しにくい雰囲気であった」と答えた層では，20.1% に止まっている。

図 1 - 4 - 8 評議における議論の充実度（理解しにくかった理由別，評議の話しやすさ別）



() 評議の進め方（裁判官の進行，評議の時間，休憩の取り方など）についての意見や感想など（問 8）

評議の進め方について，気づいた点を自由に記載してもらったところ，全 8,285 名中，5,279 名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け，複数の項目にわたる記載を含む回答については，当該複数の項目に分類したところ，「進行が適切だった」とするものが最も多く，「対応(接遇)が適切だった」というものがこれに続いている。

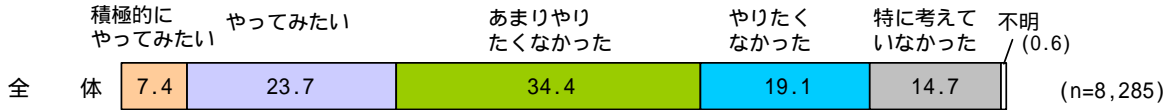
具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（130 頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。

(5) 裁判員を務めた感想等について

() 裁判員に選ばれる前の気持ち及びその理由

問9 裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。

図1 - 5 - 1 裁判員に選ばれる前の気持ち (全体)



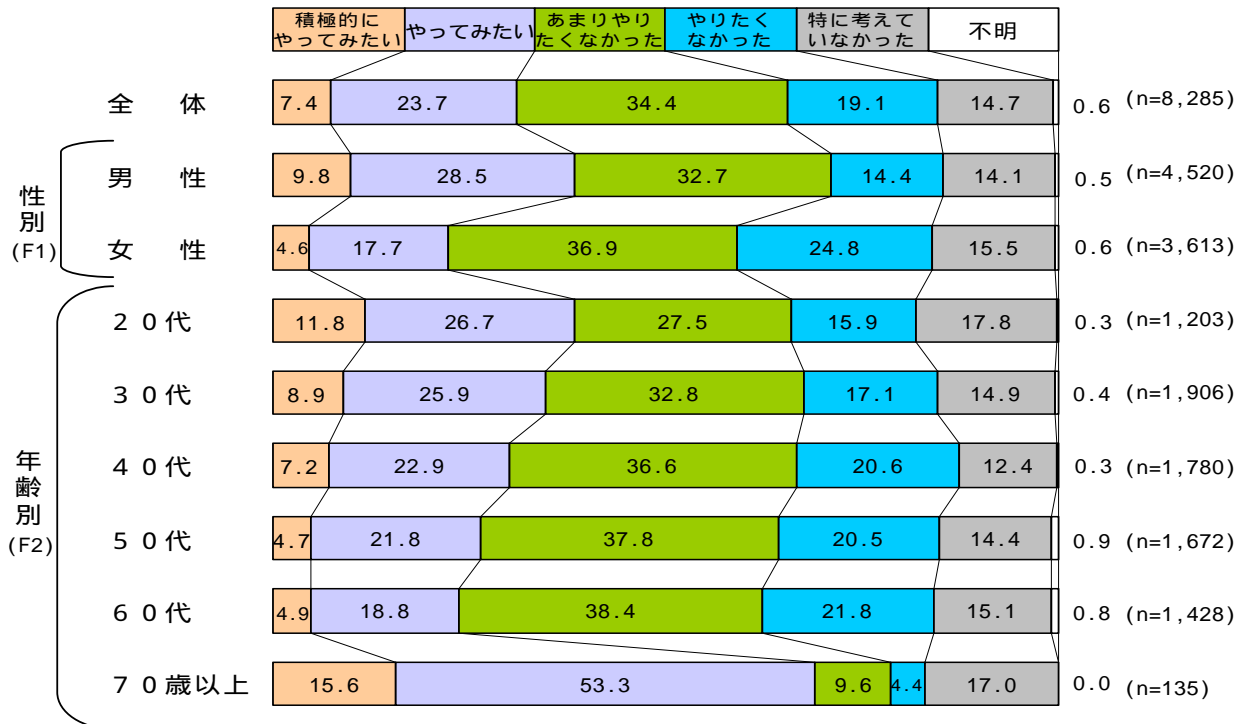
裁判員に選ばれる前の気持ちについて、「積極的にやってみたい」(7.4%)、「やってみたい」(23.7%)をあわせた『積極的な参加意向』は31.1%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(34.4%)、「やりたくなかった」(19.1%)をあわせた『消極的な参加意向』は53.5%である。

裁判員に選ばれる前の気持ちを性別、年齢別でみたのが、図1 - 5 - 2である。

性別で見ると、男性のほうが『積極的な参加意向』(38.3%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(61.7%)が高い。

年齢別で見ると、若年層ほど『積極的な参加意向』が高く、60代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

図1 - 5 - 2 裁判員に選ばれる前の気持ち (性別、年齢別)

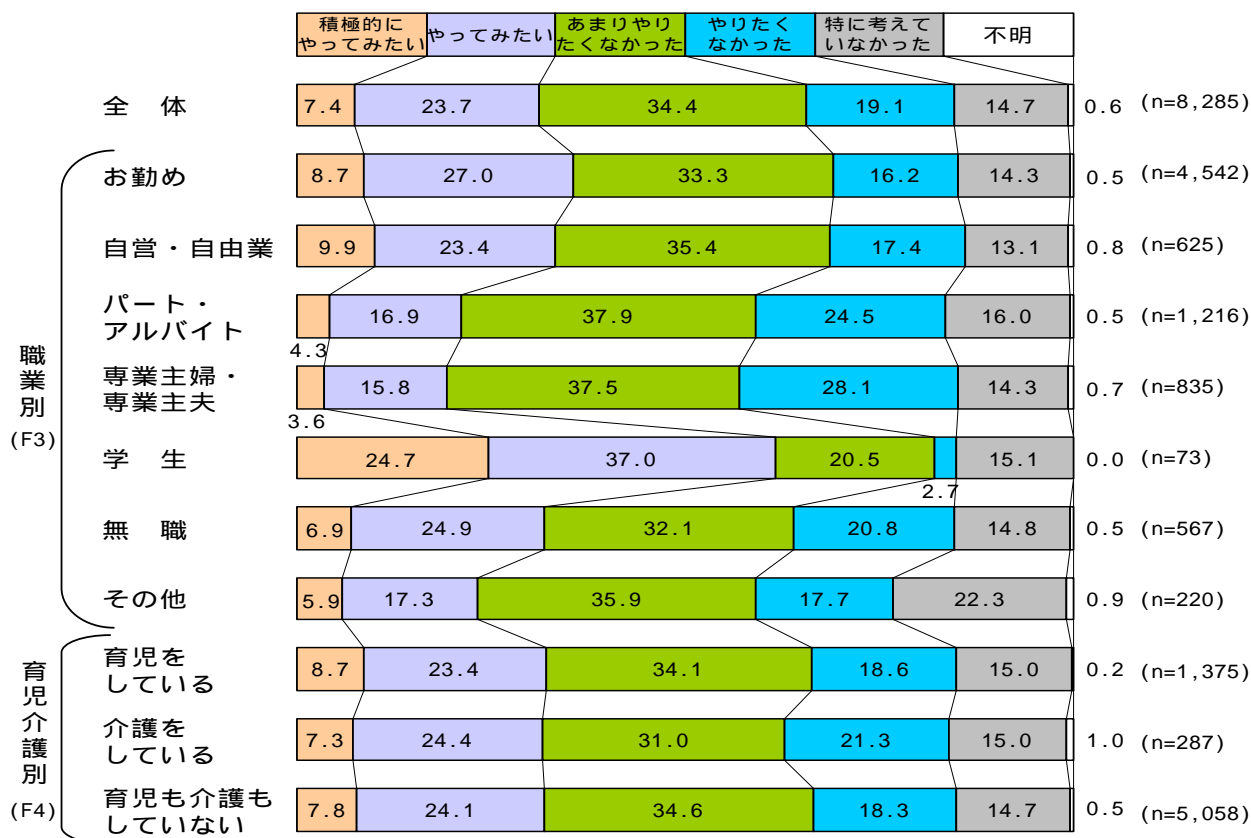


裁判員に選ばれる前の気持ちを職業別，育児介護別でみたのが，図1-5-3である。

職業別でみると，学生の層の61.7%が『積極的な参加意向』を示しているが，学生は，事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。以下，お勤めの層（35.7%），自営・自由業の層（33.3%），無職の層（31.8%），パート・アルバイトの層（21.2%），専業主婦・専業主夫の層（19.4%）の順で『積極的な参加意向』は高くなっている。

育児介護別では，各回答の割合に大きな差はみられない。

図1-5-3 裁判員に選ばれる前の気持ち（職業別，育児介護別）



裁判員に選ばれる前の気持ち（問9）の理由を自由に記載してもらったところ（問10），全8,285名中，7,678名から回答があった。

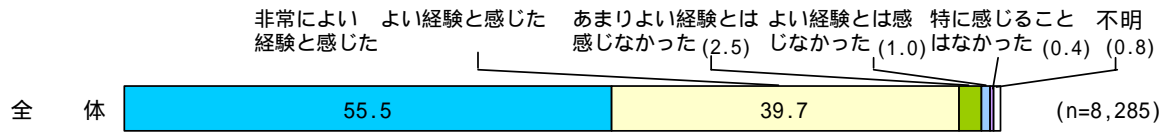
記述内容を項目別に大きく分け，複数の項目にわたる記載を含む回答については，当該複数の項目に分類したところ，裁判員に選任されることに對し，『積極的な参加意向』を示した理由として，「貴重な経験である，関心があった」とするものが最も多く，逆に，『消極的な参加意向』を示した理由として「責任が重い，他人の人生を決めることへの負担」を挙げるものが最も多い。

具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（135頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。

() 裁判員として裁判に参加した感想及びその理由

問 1 1 裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。

図 1 - 5 - 4 裁判員として裁判に参加した感想 (全体)

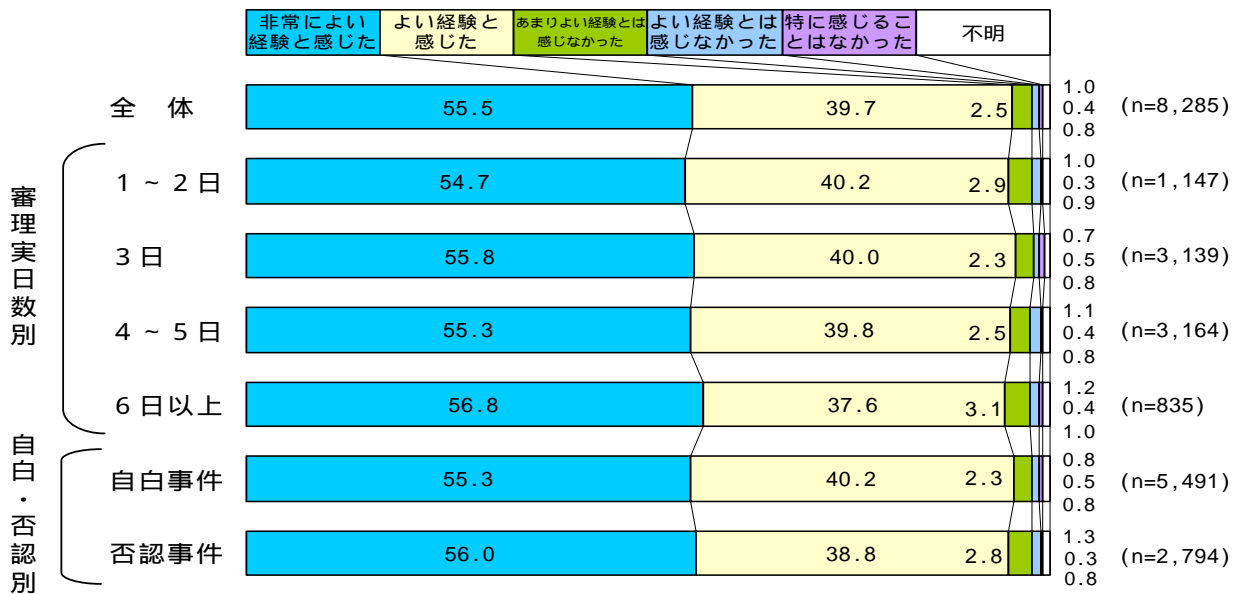


「非常によい経験と感じた」との回答が 55.5%である。これに、「よい経験と感じた」との回答 (39.7%) をあわせると 95.2% になり、ほとんどの人が『よい経験』と感じたと回答している。

裁判員として裁判に参加した感想を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図 1 - 5 - 5 である。

審理実日数別、自白・否認別いずれも各回答の割合に大きな差はみられない。

図 1 - 5 - 5 裁判員として裁判に参加した感想 (審理実日数別、自白・否認別)

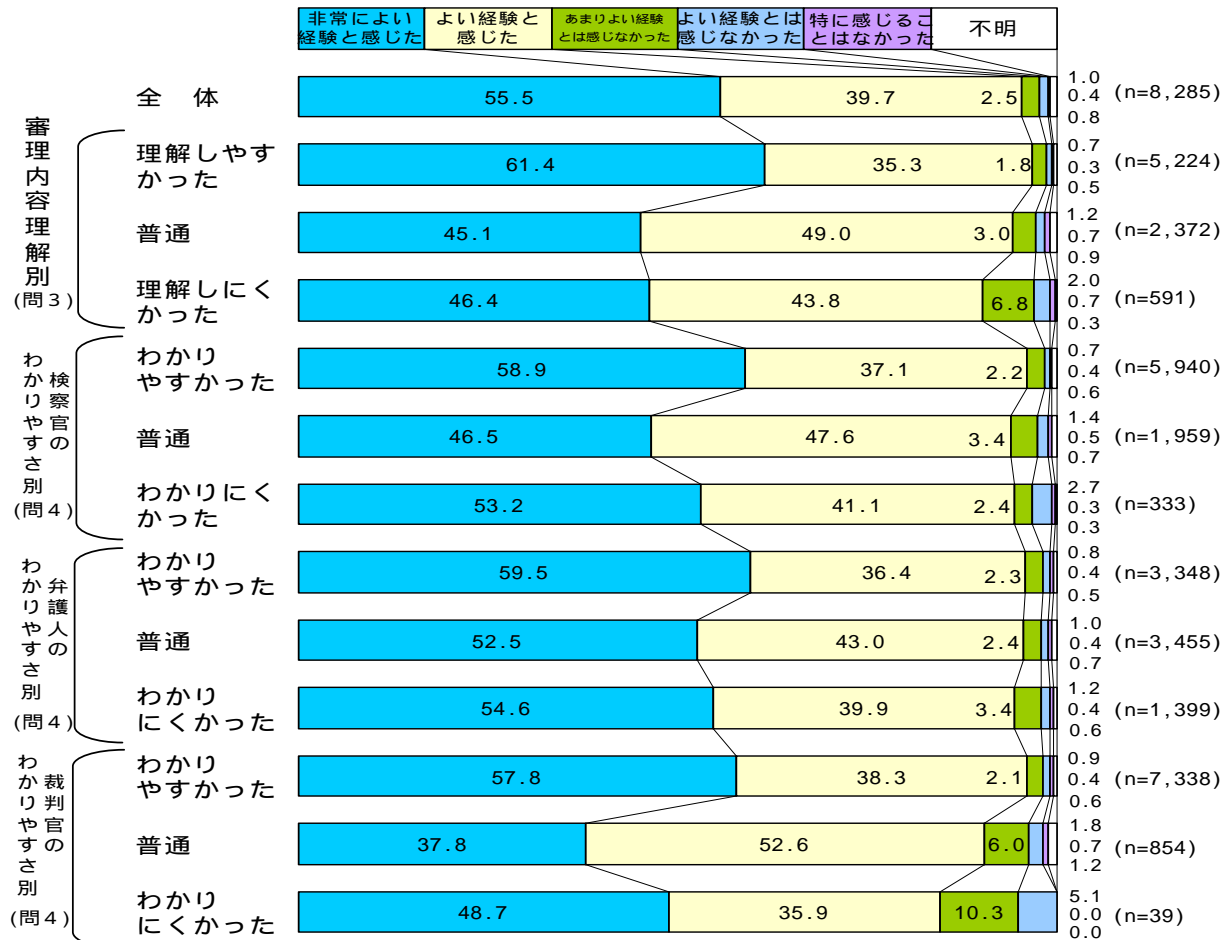


上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

裁判員として裁判に参加した感想を審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが，図1-5-6である。

審理内容について「理解しやすかった」と回答した層では「非常によい経験と感じた」との回答が61.4%となっており，「普通」または「理解しにくかった」と回答した層より15ポイント以上高くなっている。

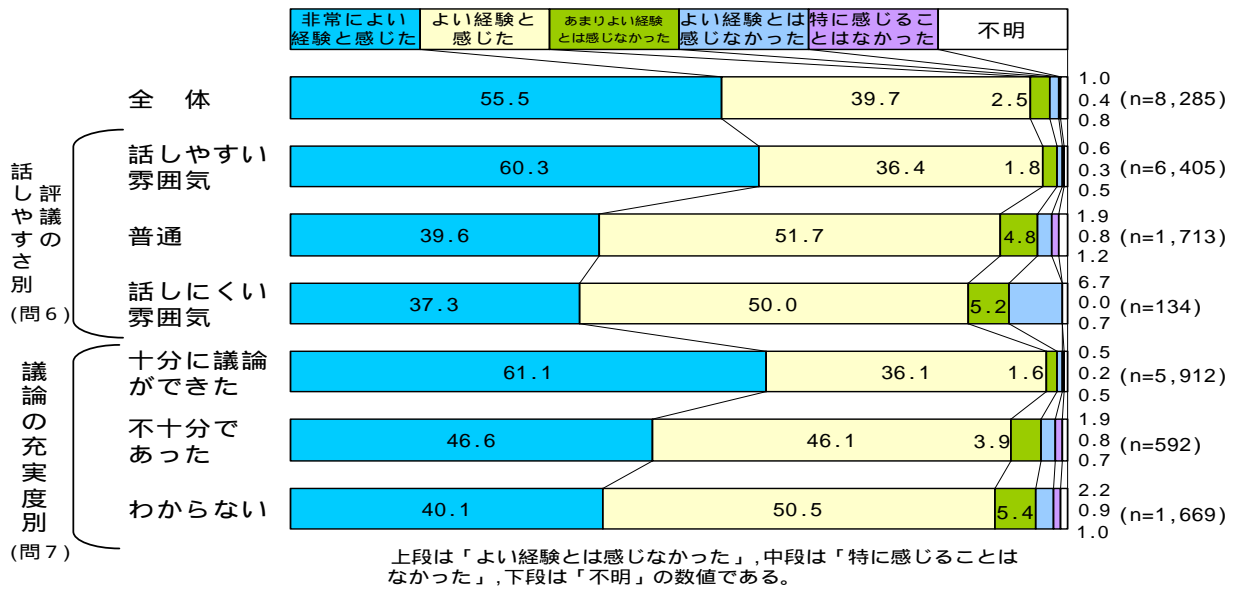
図1-5-6 裁判員として裁判に参加した感想
(審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)



上段は「よい経験とは感じなかった」，中段は「特に感じることはなかった」，下段は「不明」の数値である。

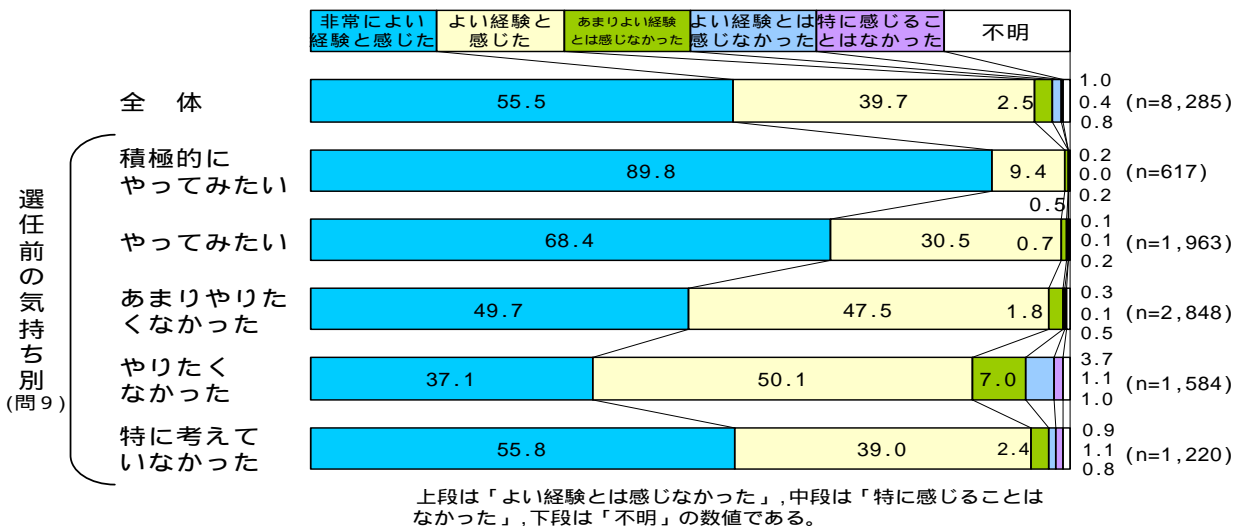
裁判员として裁判に参加した感想を評議の話しやすさ別，議論の充実度別でみたのが，図1 - 5 - 7である。「話しやすい雰囲気であった」，「十分に議論ができた」と答えた層では，「非常によい経験であった」と回答した者の割合が60%以上と，他の層よりも高くなっている。

図1 - 5 - 7 裁判员として裁判に参加した感想（評議の話しやすさ別，議論の充実度別）



裁判员として裁判に参加した感想を選任前の気持ち別でみたのが，図1 - 5 - 8である。選任前の参加意向が積極的な層ほど，「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高くなっている。また，選任前やりたくなかったと回答した層であっても，選任後は87.2%が『よい経験』と感じたと回答している。

図1 - 5 - 8 裁判员として裁判に参加した感想（選任前の気持ち別）



裁判员に選任された後の感想（問11）の理由を自由に記載してもらったところ（問12），全8,285名中，7,573名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け，複数の項目にわたる記載を含む回答については，当該複数の項目に分類したところ，裁判员に選任されたことを『よい経験』と感じた理由について，「裁判や裁判所のことなどがわかった」というものが最も多く，「勉強になった，今後の人生の参考になった」というものがこれに続いている。

具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（139頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。

(6) 裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について

() 全体的な印象

問13-1 全体的な印象はいかがでしたか。

図1-6-1 裁判所に対する全体的な印象(全体)

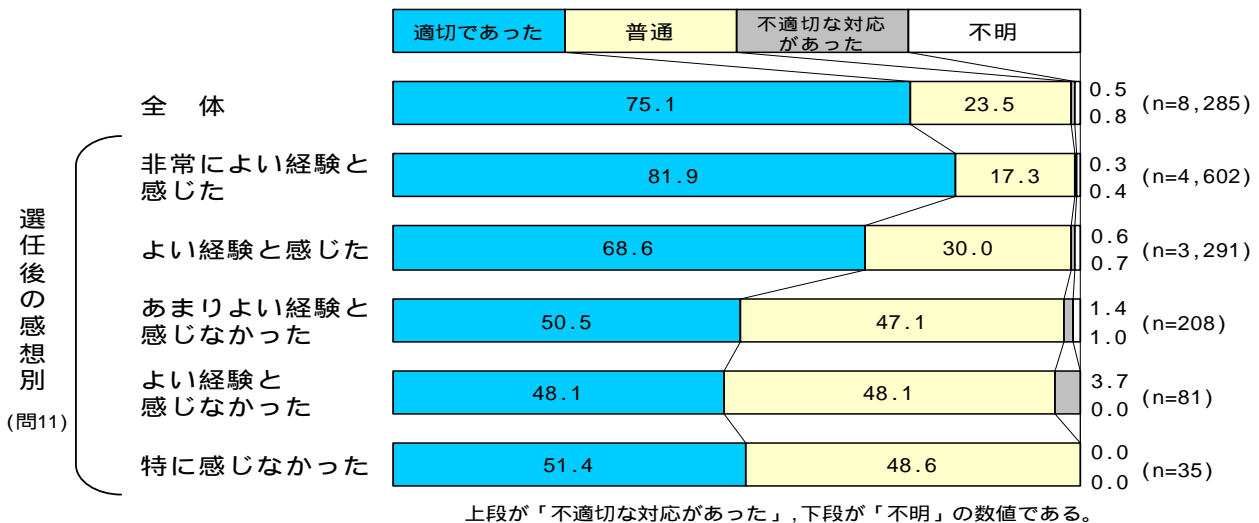


裁判所の対応について、「適切であった」との回答が75.1%（「普通」とあわせて98.6%）であったのに対し、「不適切な対応があった」との回答は0.5%であった。

裁判所に対する全体的な印象を選任後の感想別でみたのが、図1-6-2である。

『よい経験』と感じた層ほど「適切であった」と回答した者の割合が高い。「よい経験と感じなかった」層では「適切であった」との回答が48.1%であり、「不適切な対応があった」との回答は3.7%である。

図1-6-2 裁判所に対する全体的な印象(選任後の感想別)



() 裁判所の対応について感じたこと(問13-2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ,全8,285名中,4,186名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,職員の対応について,「適切だった,気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(142頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(7) その他の全般的な意見や感想など (問 1 4)

全般的な感想について、自由に記載してもらったところ、全 8 , 2 8 5 名中、3 , 7 0 1 名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、参加した感想のうち「貴重な経験だった」、「負担が重かった」などとするもの以外のその他の感想が最も多く、裁判官や裁判所職員の対応について「適切だった、感謝する」などとするものがこれに続いている。

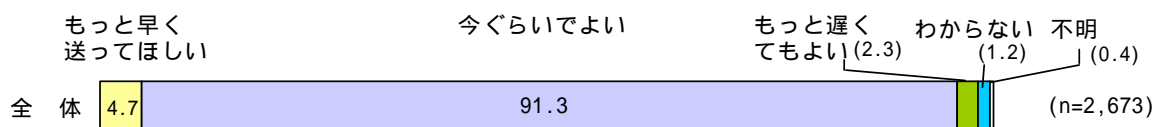
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(1 4 4 頁) に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

2. 補充裁判員に対するアンケート結果

(1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。

図2-1-1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(全体)



「今ぐらいでよい」とする回答が91.3%を占めている。他方、「もっと早く送ってほしい」とする回答は4.7%、「もっと遅くてもよい」とする回答は2.3%である。

なお、希望送付時期に関する平均値は、6.91週間という結果となった(計算方法については、裁判員アンケート問1の計算を参照にされたい)。

注：補充裁判員アンケートにおける「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。

図2-1-2 質問票送付時期



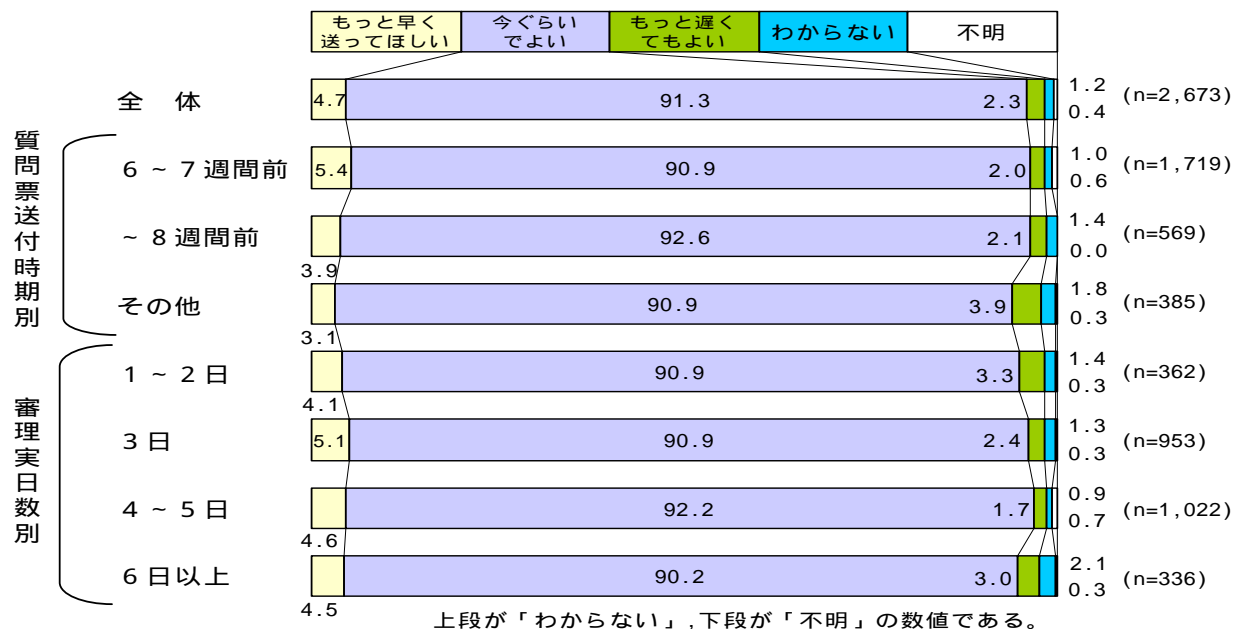
「6週間~7週間前」が64.3%で最も多く、以下「~8週間前」(21.3%)、「その他」(14.4%)となっている。

平均値の計算にあたっては、送付時期が「6週間~7週間前」の場合は“6”、「~8週間前」の場合は“8”、「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを質問票送付時期別，審理実日数別でみたのが，図2 - 1 - 3である。質問票送付時期別，審理実日数別で見ると，どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が90%を上回っている。

なお，審理実日数別での希望送付時期の平均値は，1～2日で7.24週間前，3日で6.87週間前，4～5日で6.81週間前，6日以上で7.00週間前であった。

図2 - 1 - 3 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（質問票送付時期別，審理実日数別）



選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別，年齢別でみたのが，図2 - 1 - 4である。性別で見ると，男女間で大きな差はみられない。

図2 - 1 - 4 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（性別，年齢別）

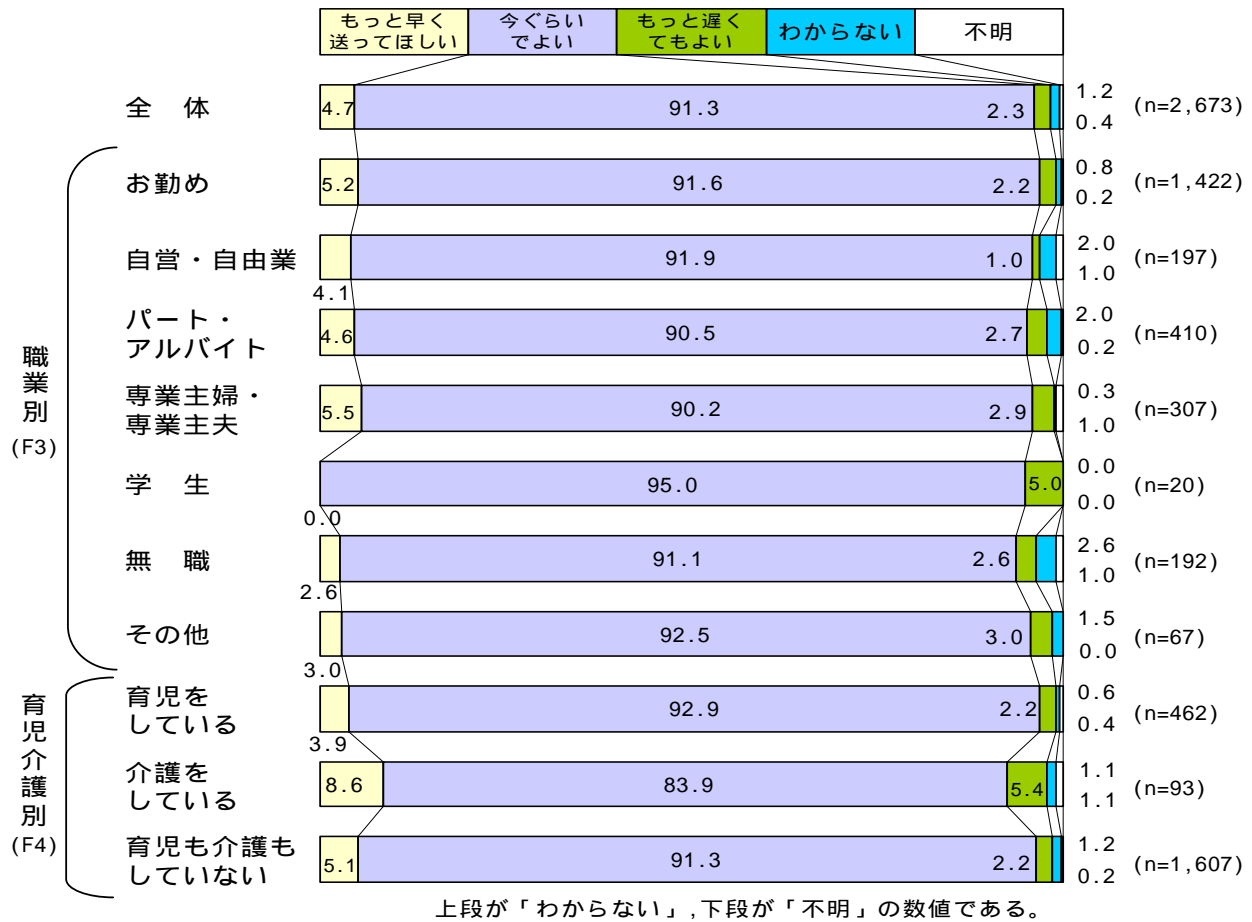


選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別，育児介護別でみたのが，図2 - 1 - 5である。

職業別でみると，お勤めの層の5.2%が「もっと早く送ってほしい」と回答している。

育児介護別では，介護をしている層で「もっと早く送ってほしい」との回答が8.6%，「もっと遅くてもよい」との回答が5.4%と他の層よりも高くなっている。

図2 - 1 - 5 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（職業別，育児介護別）



(2) 裁判員等選任手続について (問 2)

裁判員等選任手続に関して、() 質問手続中の手続の進め方・受けた質問について、() 質問手続中の待ち時間について、の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容は項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類した。

() 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど

全2,673名中、回答があったのは1,258名である。

特に項目を特定することなく、一般的に問題がなかったとするものが最も多く、説明がわかりやすかったなどとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(148頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

() 質問手続中の待ち時間についてなど

全2,673名中、回答があったのは1,246名である。

所要時間の長さについて「適切だった」などとするものが最も多く、項目を明示することなく適切だったなどとするものがこれに続いている。

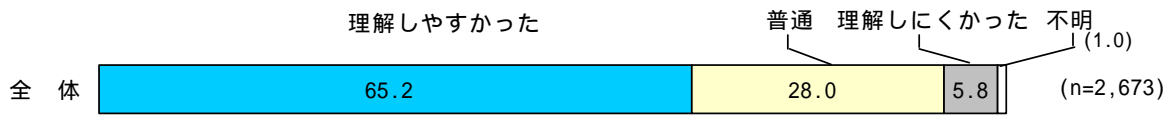
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(151頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(3) 審理について

() 審理内容の理解しやすさ

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。

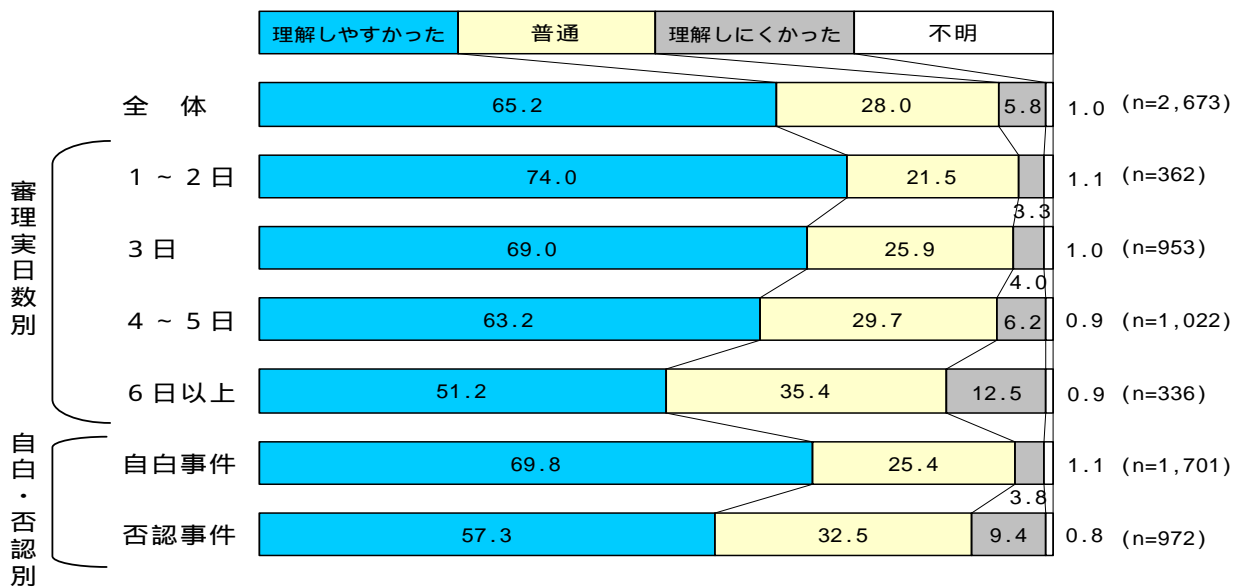
図 2 - 3 - 1 審理内容の理解しやすさ (全体)



「理解しやすかった」とする回答は 65.2%であり(「普通」とあわせて 93.2%),「理解しにくかった」とする回答は 5.8%である。

審理内容の理解しやすさを審理実日数別, 自白・否認別でみたのが, 図 2 - 3 - 2 である。審理実日数別でみると, 1 ~ 2 日の場合, 「理解しやすかった」との回答は 74.0%であり, 審理実日数が長くなるにつれて, その割合は低くなる傾向がみられる。自白・否認別では, 「理解しやすかった」との回答が, 自白事件において 69.8%であるのに対し, 否認事件においては 57.3%である。

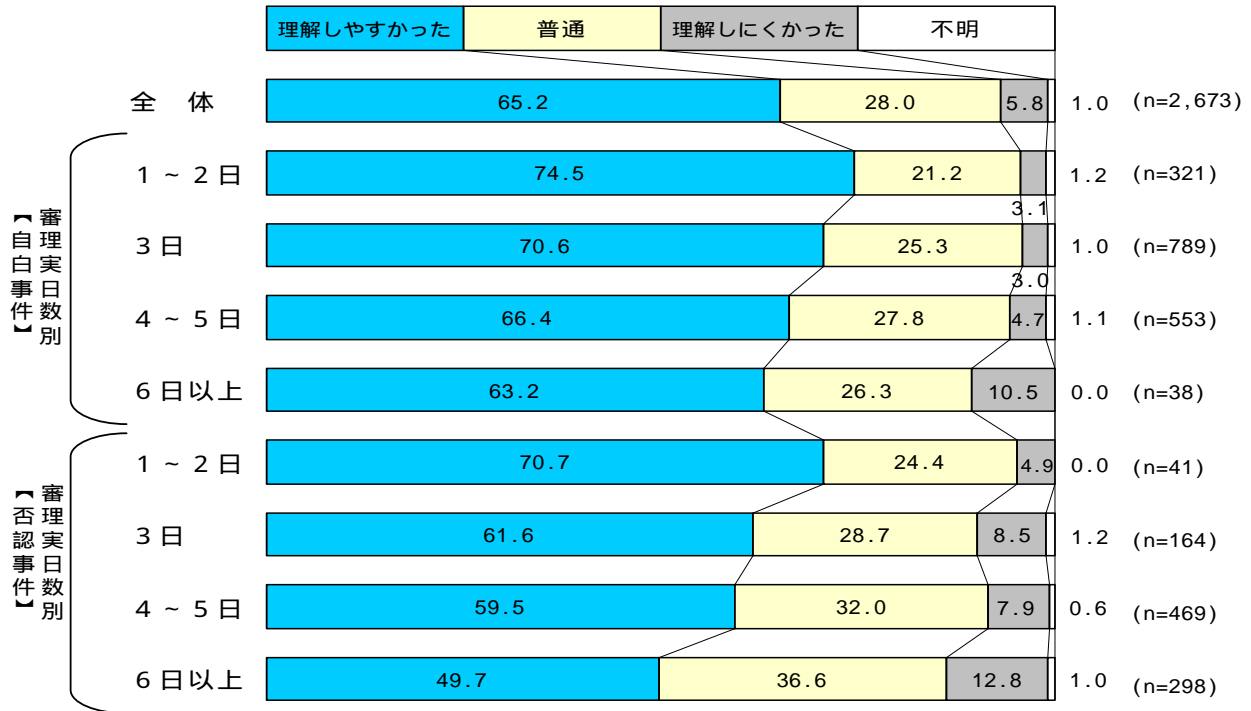
図 2 - 3 - 2 審理内容の理解しやすさ (審理実日数別, 自白・否認別)



審理内容の理解しやすさについて、審理実日数別をさらに自白・否認別で区分したのが、図2-3-3である。

自白事件、否認事件いずれにおいても、審理実日数が長くなるほど「理解しやすかった」と回答した割合が低くなっている。

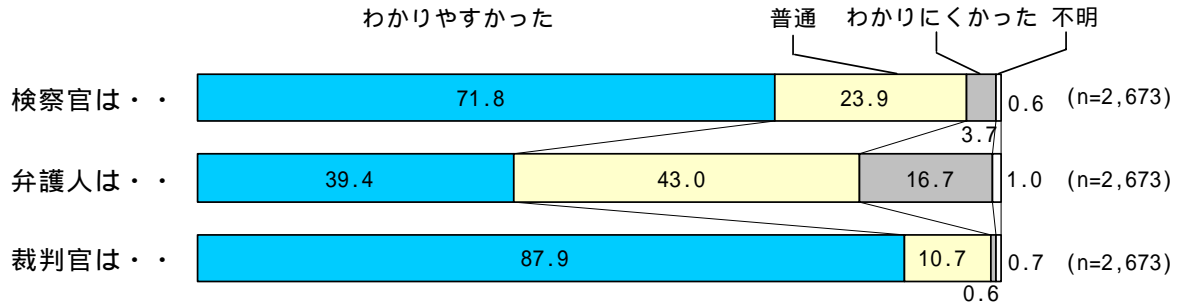
図2-3-3 審理内容の理解しやすさ（審理実日数別【自白・否認別】）



() 法廷での検察官，弁護士，裁判官の説明等のわかりやすさ

問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，お答えください。

図2 - 3 - 4 法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさ（全体）

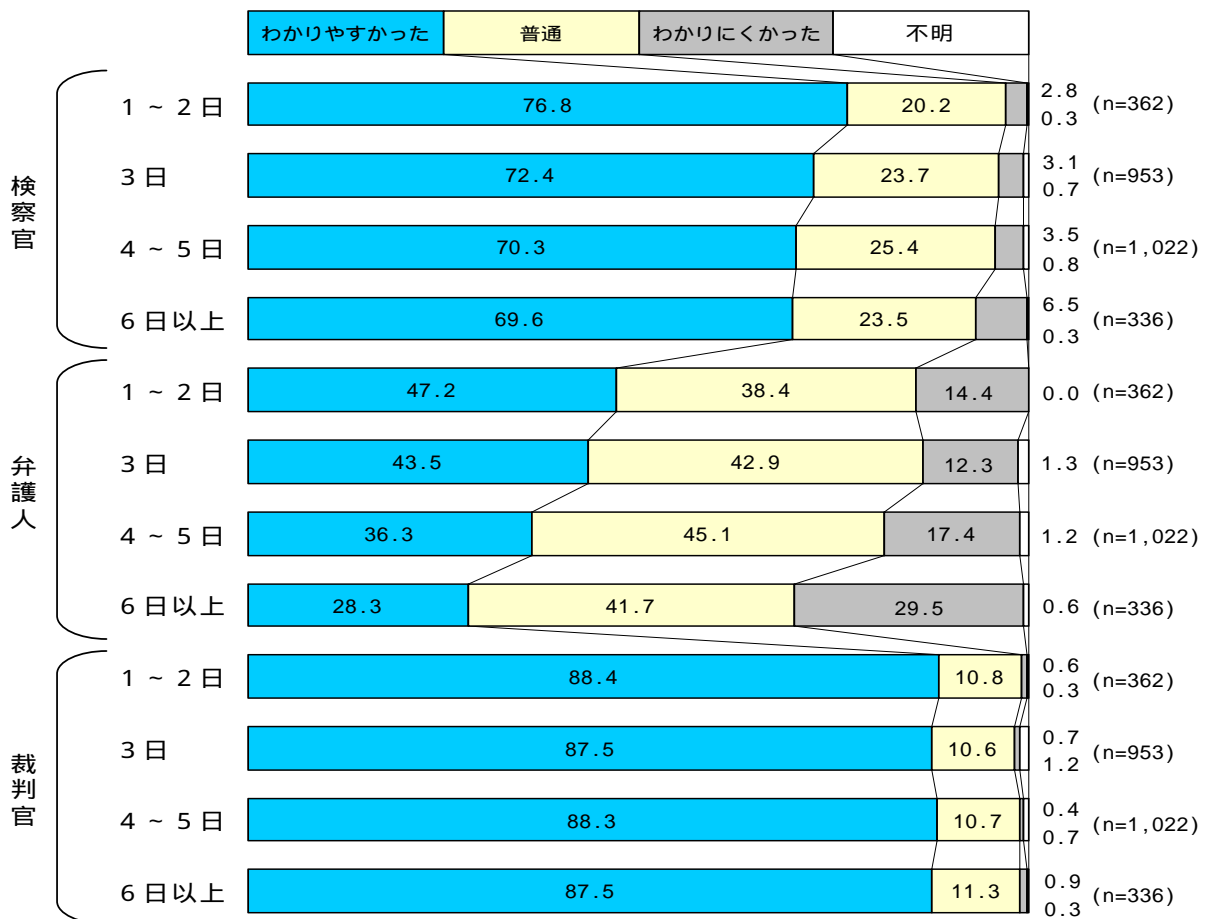


検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等について，「わかりやすかった」または「普通」と回答した者の割合は，検察官が95.7%，弁護士が82.4%，裁判官が98.6%である。

法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさを，審理実日数別でみたのが，図2 - 3 - 5である。

検察官及び弁護士については審理実日数が長いほど「わかりやすかった」と回答した者の割合は低くなっているが，裁判官については審理実日数の長短による顕著な違いはみとれない。

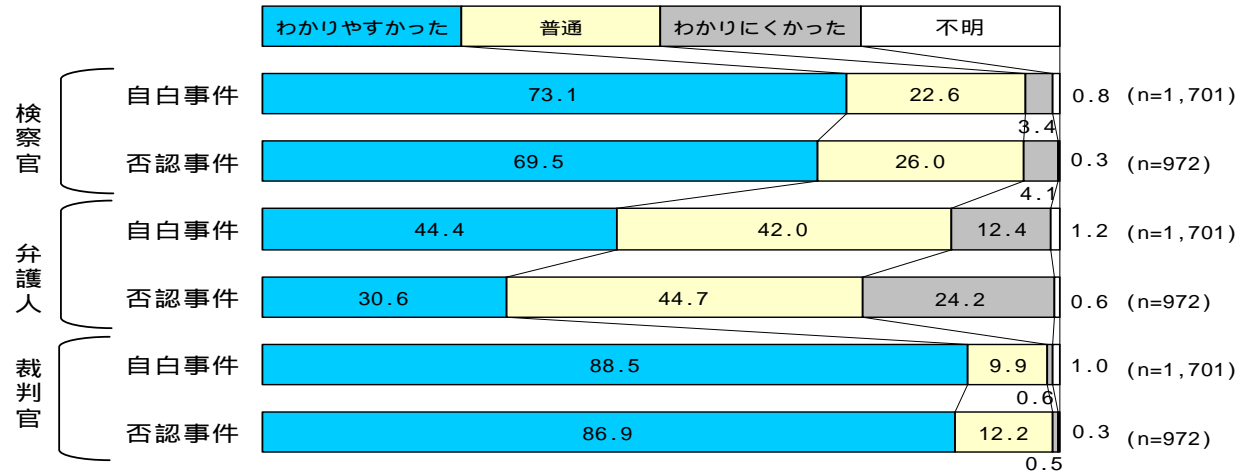
図2 - 3 - 5 法廷での検察官・弁護士・裁判官の説明等のわかりやすさ（審理実日数別）



上段が「わかりにくかった」，下段が「不明」の数値である。

法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを、自白・否認別で区分したのが、図2-3-6である。三者とも否認事件よりも自白事件のほうが「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図2-3-6 法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ（自白・否認別）



法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさを審理内容理解別でみたのが、図2-3-7-1から図2-3-7-3である。三者とも審理内容が「理解しやすかった」と回答した層が他の層よりも「わかりやすかった」と回答した者の割合が高い。

図2-3-7-1 法廷での検察官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

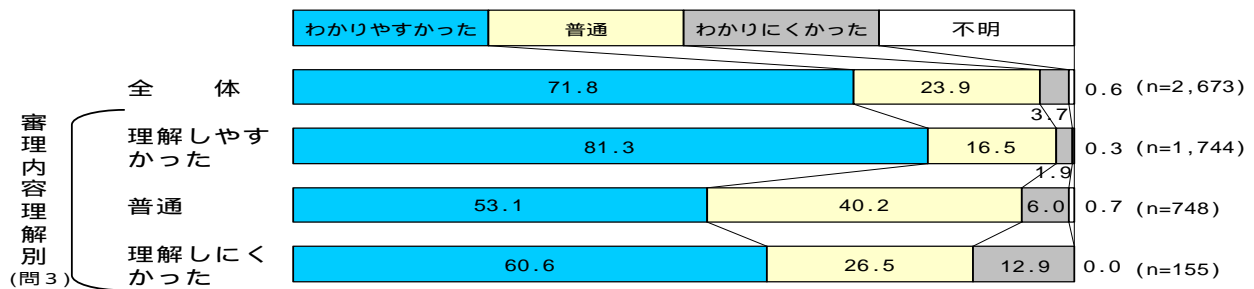


図2-3-7-2 法廷での弁護人の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

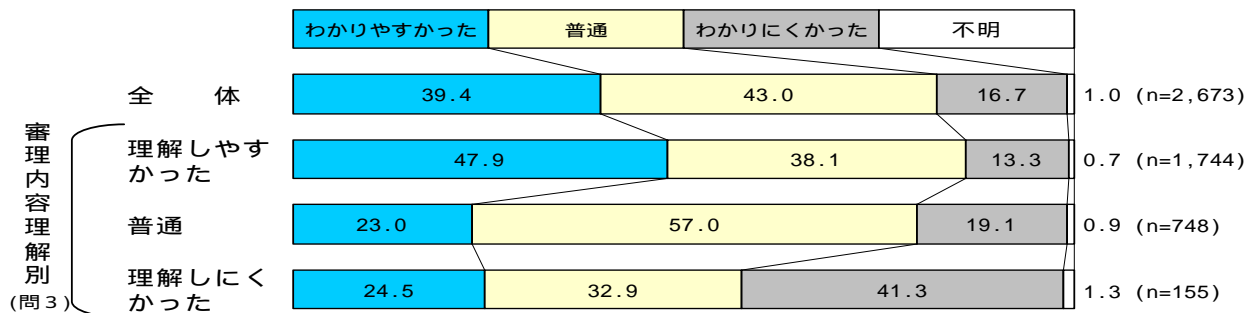
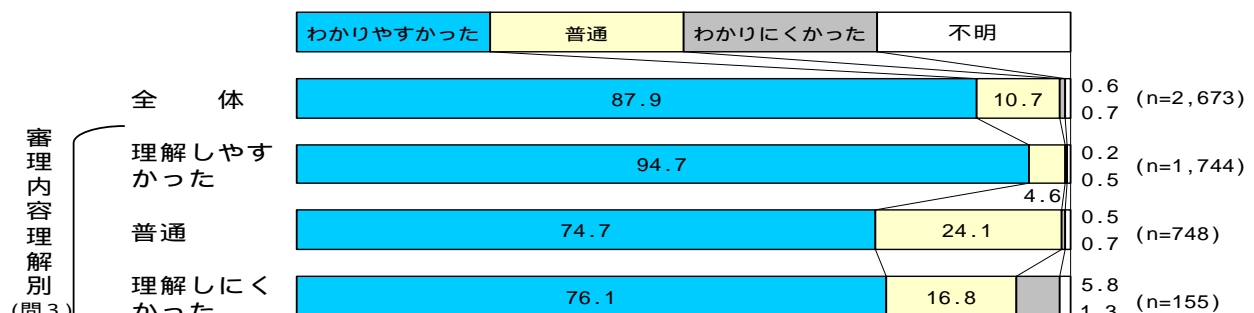


図2-3-7-3 法廷での裁判官の説明等のわかりやすさ（審理内容理解別）

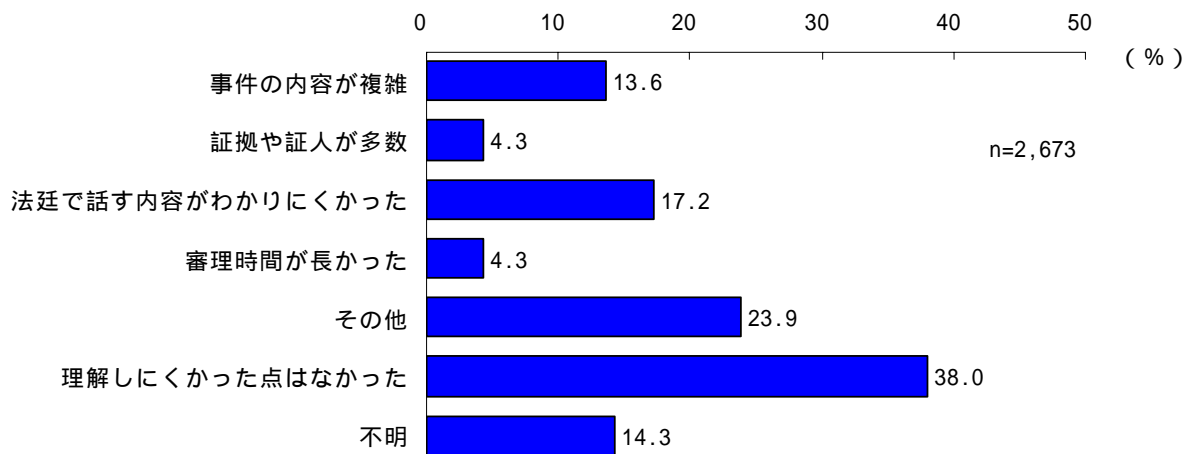


上段が「わかりにくかった」、下段が「不明」の数値である。

() 法廷での手続全般について理解しにくかった点及びその理由

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。(M.A.)

図2-3-8 法廷での手続全般について理解しにくかった点(全体)



法廷での手続全般について、「理解しにくかった点はなかった」との回答は38.0%である。理解しにくかった理由については、「証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった(17.2%)」、「事件の内容が複雑であった」(13.6%)、「証拠や証人が多数であった」(4.3%)及び「審理時間が長かった」(4.3%)の順で高くなっている。

問5の法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですかとの問いについて、「その他」を選択した639名にその具体的内容を記述してもらったところ、637名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、最も多かったのが、「証人や被告人の声が聞き取りにくかった」などとするものであり、「弁護人の主張(冒頭陳述・弁論等)がわかりにくかった」などとするものがそれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(153頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(4) 評議について

() 評議における話しやすさ

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。

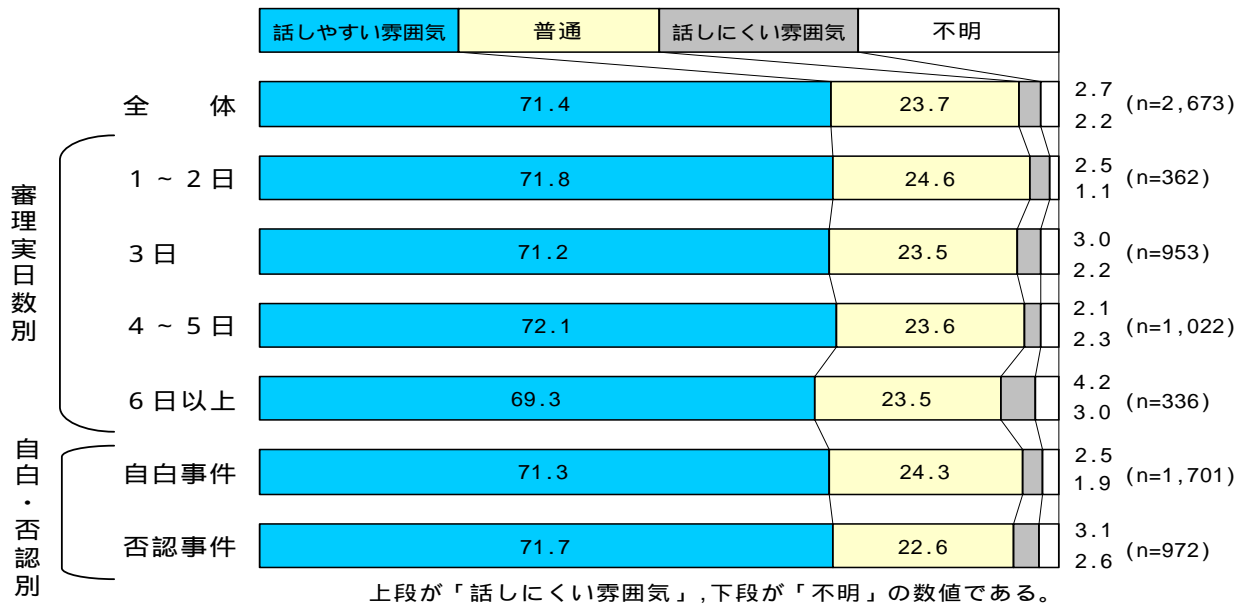
図2-4-1 評議における話しやすさ(全体)



「話しやすい雰囲気であった」との回答が71.4% (「普通」とあわせて95.1%) であるのに対し、「話しにくい雰囲気であった」との回答は2.7%である。

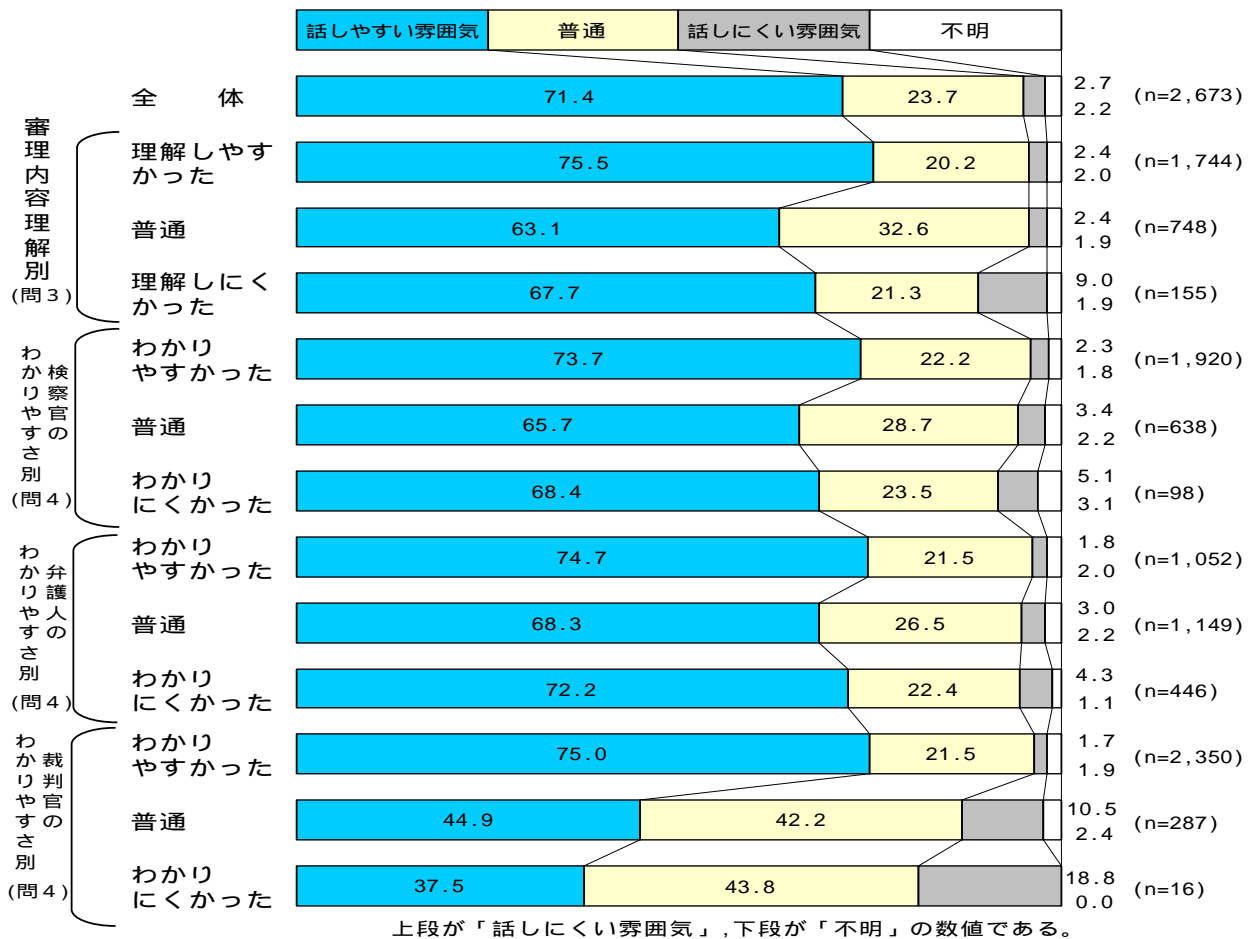
評議における話しやすさを審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図2-4-2である。審理実日数が6日以上の場合、「話しにくい雰囲気であった」との回答が4.2%と他の審理実日数の場合と比べて高い。自白・否認別では、「話しやすい雰囲気であった」と回答した割合が、自白事件で71.3%、否認事件で71.7%となっている。

図2-4-2 評議における話しやすさ(審理実日数別、自白・否認別)



評議における話しやすさを審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが，図2 - 4 - 3である。審理内容が「理解しやすかった」，説明等が「わかりやすかった」と答えた層で「話しやすい雰囲気であった」とする回答の割合がいずれも 75%前後となっている。

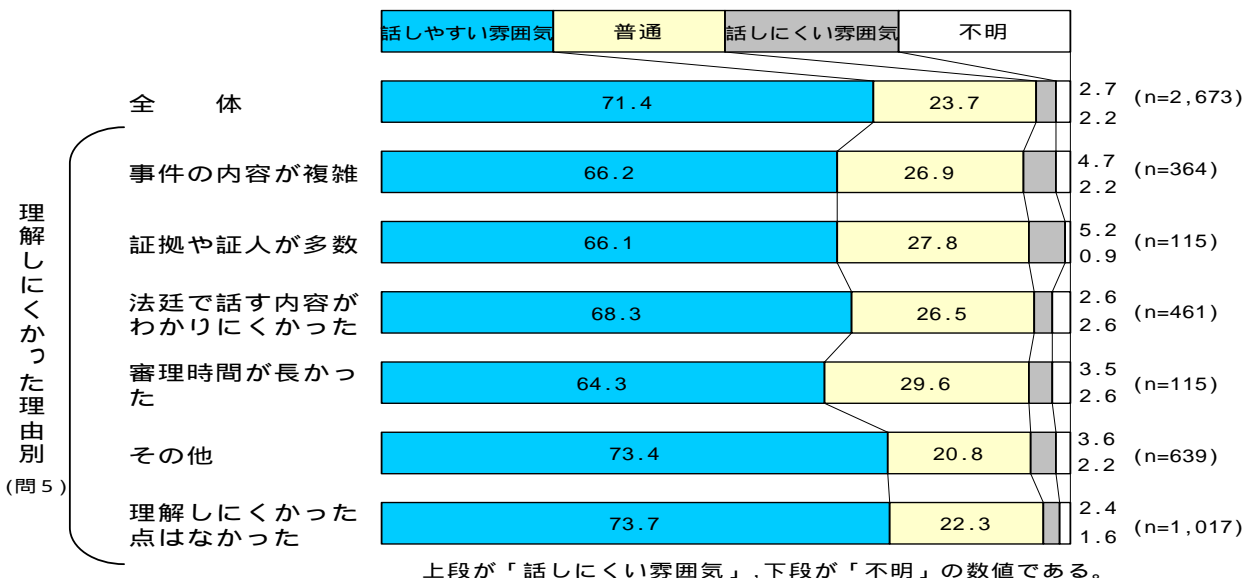
図2 - 4 - 3 評議における話しやすさ
(審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)



評議における話しやすさを理解しにくかった理由別でみたのが，図2 - 4 - 4である。

「その他」及び「理解しにくかった点はなかった」と答えた層を除いて，「話しやすい雰囲気であった」と回答した者の割合に顕著な差はない。

図2 - 4 - 4 評議における話しやすさ (理解しにくかった理由別)



() 評議の進め方(裁判官の進行, 評議の時間, 休憩の取り方など)についての意見や感想など(問7)

評議の進め方について, 気づいた点を自由に記載してもらったところ, 全2,673名中, 1,622名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け, 複数の項目にわたる記載を含む回答については, 当該複数の項目に分類したところ, 「進行が適切だった」などとするものが最も多く, 「わかりやすかった」などとするものがこれに続いている。

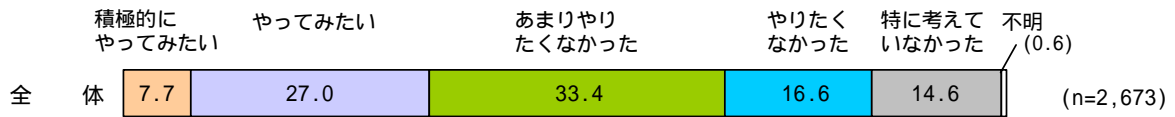
具体的な記載については, 資料編の自由記載分類・整理表(156頁)に主な記載例を掲載したので, そちらを参照されたい。

(5) 補充裁判員を務めた感想等について

() 補充裁判員に選ばれる前の気持ち及びその理由

問8 補充裁判員に選ばれる前、裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。

図2-5-1 補充裁判員に選ばれる前の気持ち(全体)



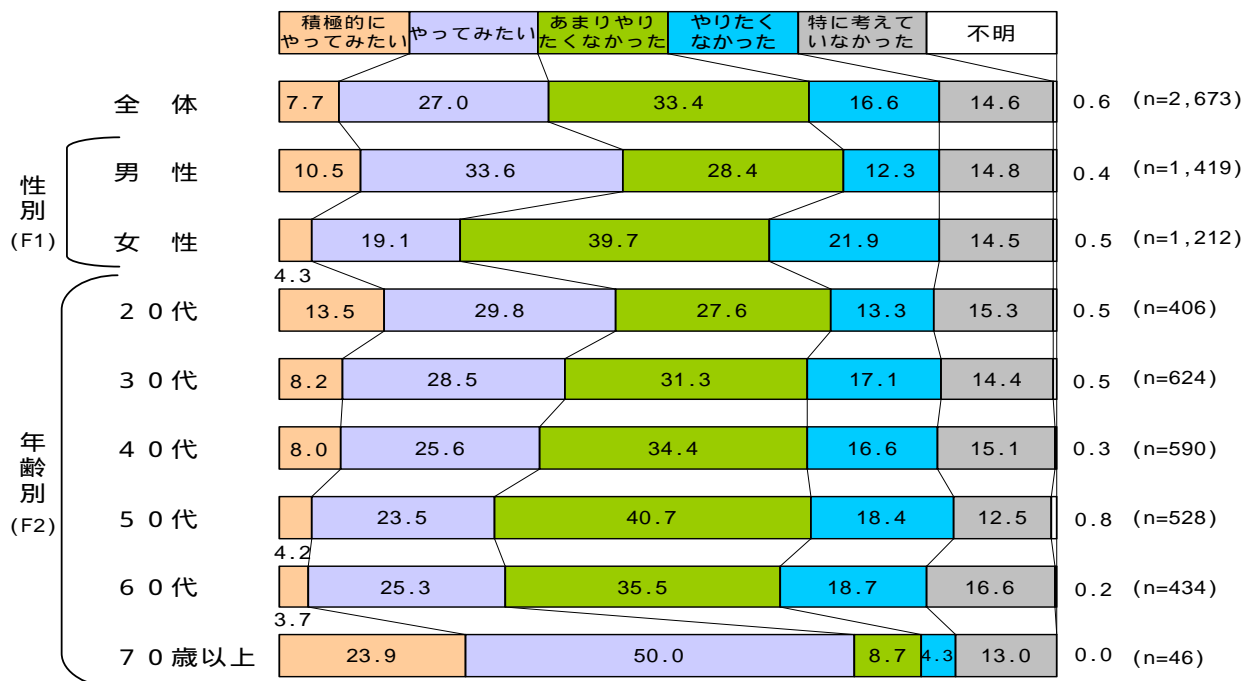
補充裁判員に選ばれる前の気持ちについて、「積極的にやってみたい」(7.7%)、「やってみたい」(27.0%)をあわせた『積極的な参加意向』は34.7%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(33.4%)、「やりたくなかった」(16.6%)をあわせた『消極的な参加意向』は50.0%であった。

補充裁判員に選ばれる前の気持ちを性別、年齢別でみたのが、図2-5-2である。

性別で見ると、男性のほうが『積極的な参加意向』(44.1%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(61.6%)が高い。

年齢別で見ると、20代の『積極的な参加意向』が43.3%と高く、50代までは年齢が高くなるにしたがって低くなっている。また、60代の『積極的な参加意向』(29.0%)が50代のそれ(27.7%)を上回っている。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

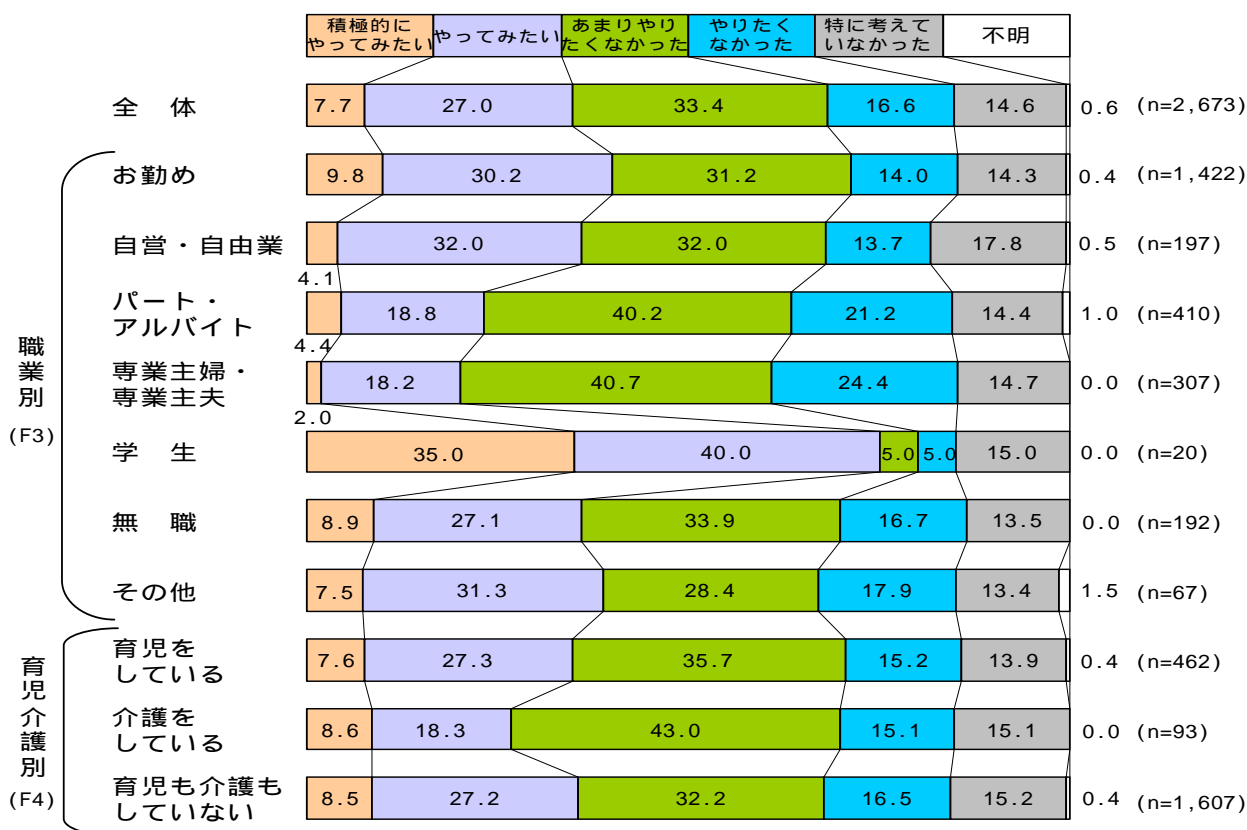
図2-5-2 補充裁判員に選ばれる前の気持ち(性別、年齢別)



補充裁判員に選ばれる前の気持ちを職業別，育児介護別でみたのが，図2 - 5 - 3である。
 職業別でみると，お勤めの層の40.0%が『積極的な参加意向』を示している。また，学生の層の75.0%が『積極的な参加意向』を示しているが，学生は，事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

育児介護別では，介護をしている層の『積極的な参加意向』（26.9%）が他の層よりも低い。

図2 - 5 - 3 補充裁判員に選ばれる前の気持ち（職業別，育児介護別）



補充裁判員に選ばれる前の気持ち（問8）の理由を自由に記載してもらったところ（問9），全2,673名中，2,422名から回答があった。

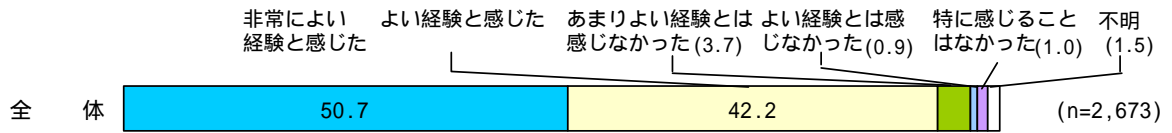
記述内容を項目別に大きく分け，複数の項目にわたる記載を含む回答については，当該複数の項目に分類したところ，裁判員に選任されることに対し，『積極的な参加意向』を示した理由としては「貴重な経験である，関心があった」とするものが最も多く，逆に，『消極的な参加意向』を示した理由としては「責任が重い，他人の人生を決めることへの負担」を挙げるものが最も多い。

具体的な記載については，資料編の自由記載分類・整理表（159頁）に主な記載例を掲載したので，そちらを参照されたい。

() 補充裁判員として裁判に参加した感想及びその理由

問10 補充裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。

図2-5-4 補充裁判員として裁判に参加した感想(全体)



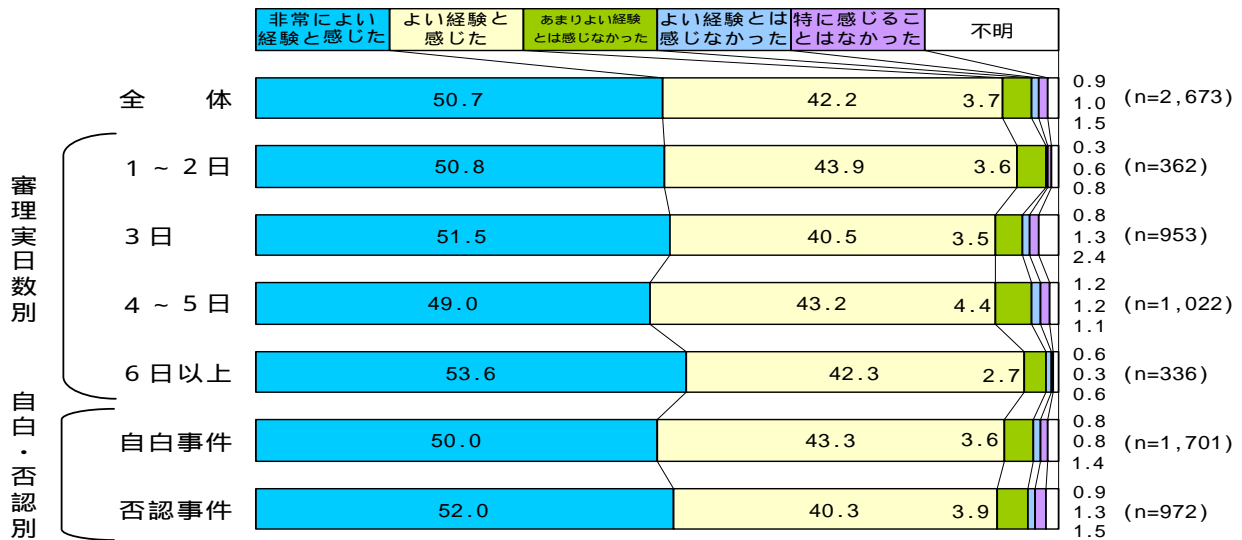
「非常によい経験と感じた」との回答が 50.7%である。これに、「よい経験と感じた」との回答(42.2%)をあわせると 92.9%となり、ほとんどの人が『よい経験』と感じたと回答している。

補充裁判員として裁判に参加した感想を審理実日数別、自白・否認別でみたのが、図2-5-5である。

審理実日数別で見ると、「非常によい経験と感じた」割合は、6日以上が 53.6%と最も高く、その他の審理実日数では 50%前後となっている。

自白・否認別では、各回答の割合に大きな差はみられない。

図2-5-5 補充裁判員として裁判に参加した感想(審理実日数別、自白・否認別)

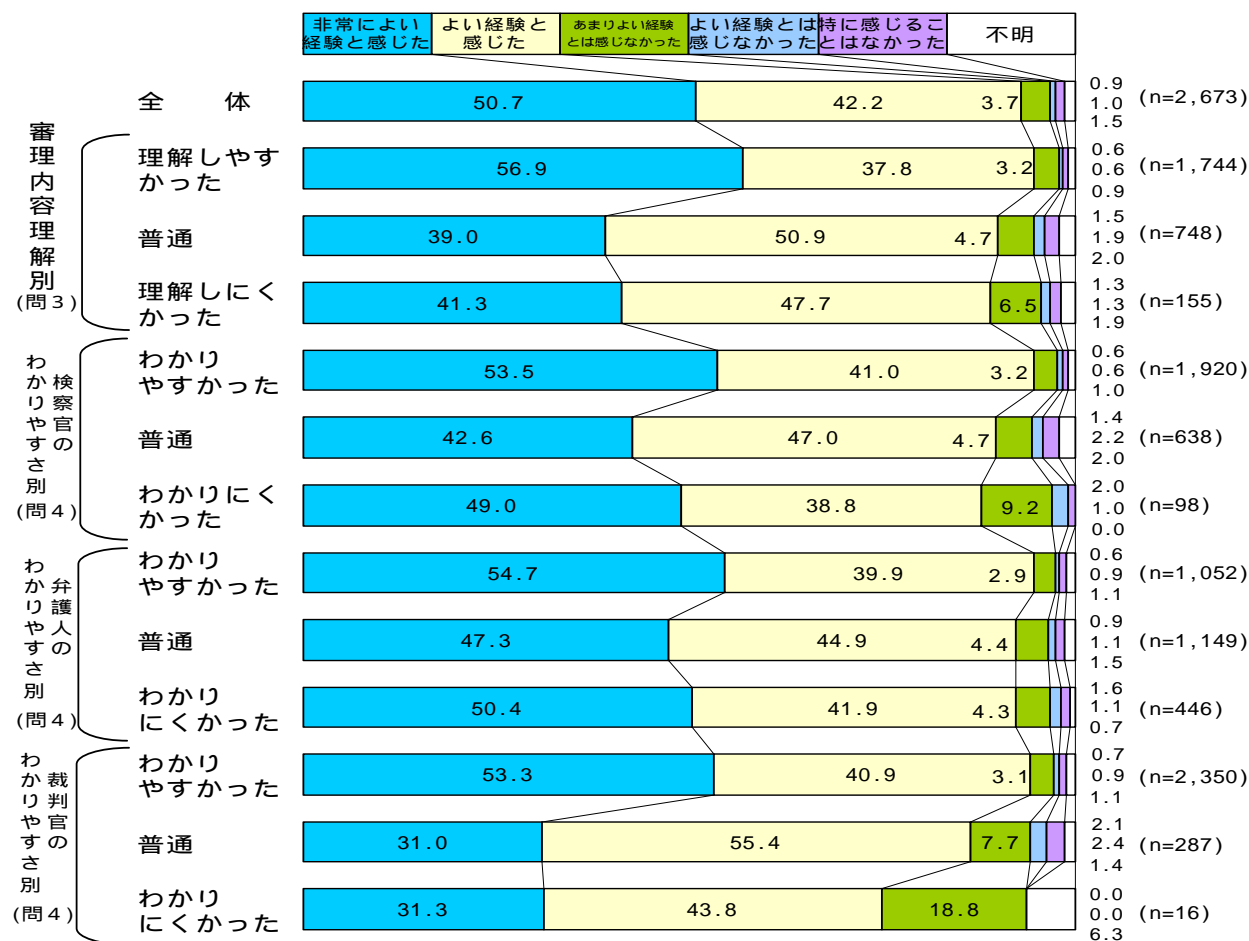


上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

補充裁判員として裁判に参加した感想を審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別でみたのが，図2 - 5 - 6である。

審理内容について「理解しやすかった」と回答した層では「非常によい経験と感じた」との回答が56.9%となっており，「普通」または「理解しにくかった」と回答した層より15ポイント以上高くなっている。

図2 - 5 - 6 補充裁判員として裁判に参加した感想
(審理内容理解別，法廷での検察官・弁護人・裁判官の説明等のわかりやすさ別)



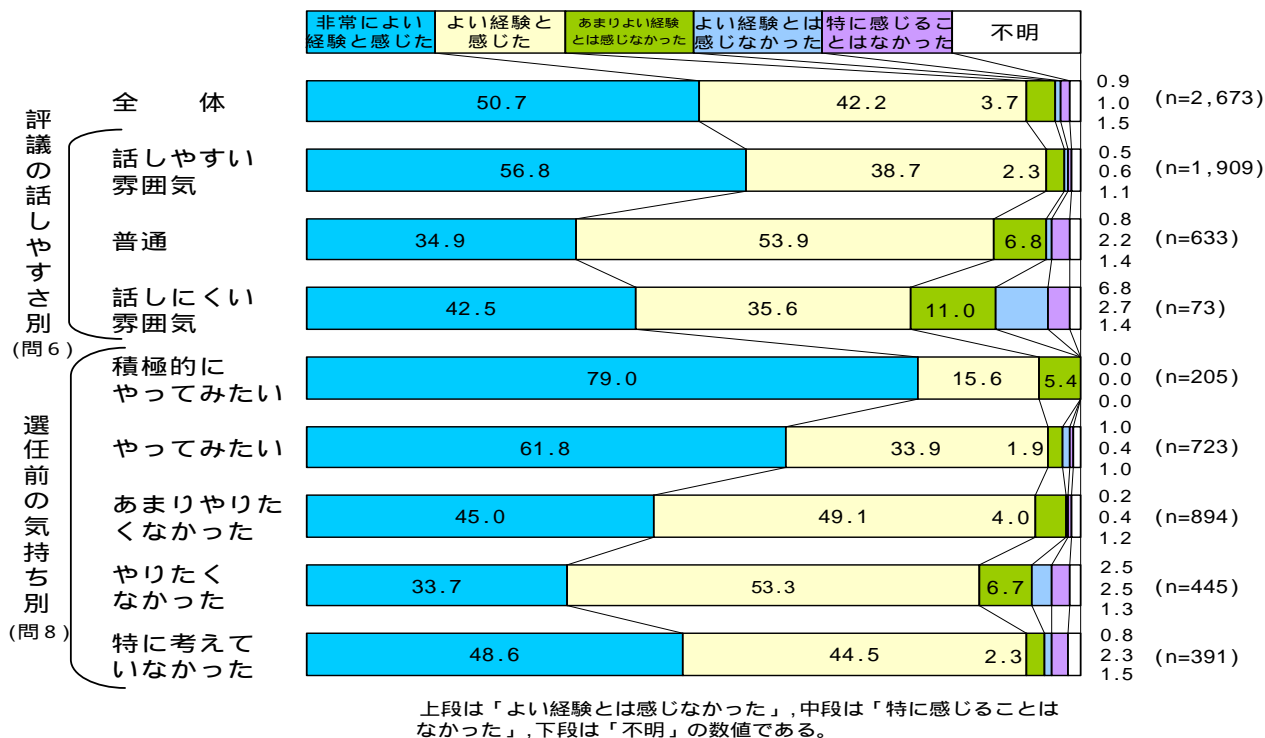
上段は「よい経験とは感じなかった」，中段は「特に感じることはなかった」，下段は「不明」の数値である。

補充裁判員として裁判に参加した感想を評議の話しやすさ別，選任前の気持ち別でみたのが，図2-5-7である。

評議が「話しやすい雰囲気であった」と答えた層では『よい経験』と感じた者の割合は95.5%であり，他の層よりも高くなっている。

選任前の気持ち別では，選任前の参加意向が積極的な層ほど「非常によい経験と感じた」と回答した者の割合が高い。

図2-5-7 補充裁判員として裁判に参加した感想（評議の話しやすさ別，選任前の気持ち別）



ア 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じた理由（問11-1）

補充裁判員に選任された後の感想（問10）について「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と回答した2,484名にその理由を自由に記載してもらったところ、2,349名から回答があった。

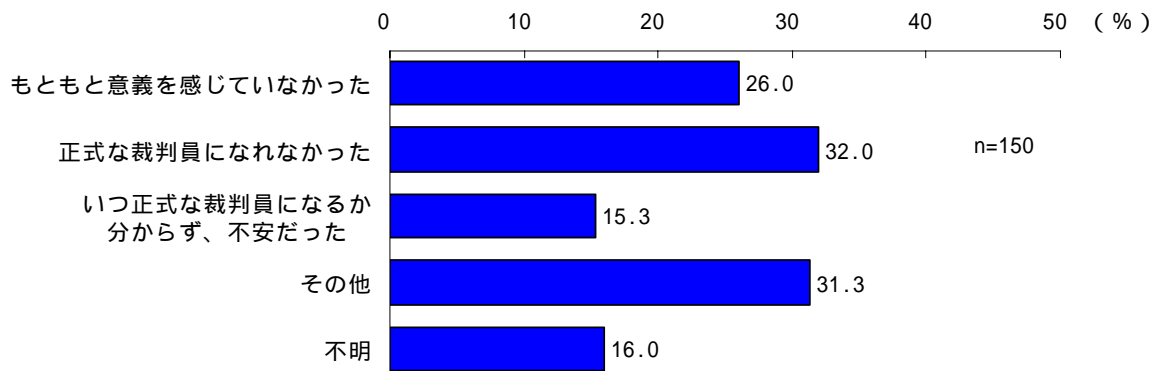
記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、「裁判や裁判所のことなどがわかった、身近になった」というものが最も多く、「貴重な経験をした、やりがいがあった」というものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（162頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

イ 補充裁判員として裁判に参加し、「よい経験」と感じなかった理由

問11-2（問10で「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」と答えた方に）その理由を次の中から、いくつでも選んでください。（M.A.）

図2-5-8 よい経験と感じなかった理由（全体）



補充裁判員選任後の感想で、よい経験と感じなかった150名にその理由を尋ねた。

「正式な裁判員になることができなかったから」が32.0%、「もともと裁判に参加することに意義を感じていなかったから」が26.0%、「いつ正式な裁判員に選ばれるかわからず、不安だったから」が15.3%であった。

補充裁判員に選任された後の感想（問10）について「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」とした理由について（問11-2）で「その他」を選択した47名に、その理由を具体的に記載してもらった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、「補充裁判員だから、自由に発言できない」ことなどを理由とするものが最も多かった。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表（165頁）に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(6) 裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について

() 全体的な印象

問12-1 全体的な印象はいかがでしたか。

図2-6-1 裁判所に対する全体的な印象(全体)

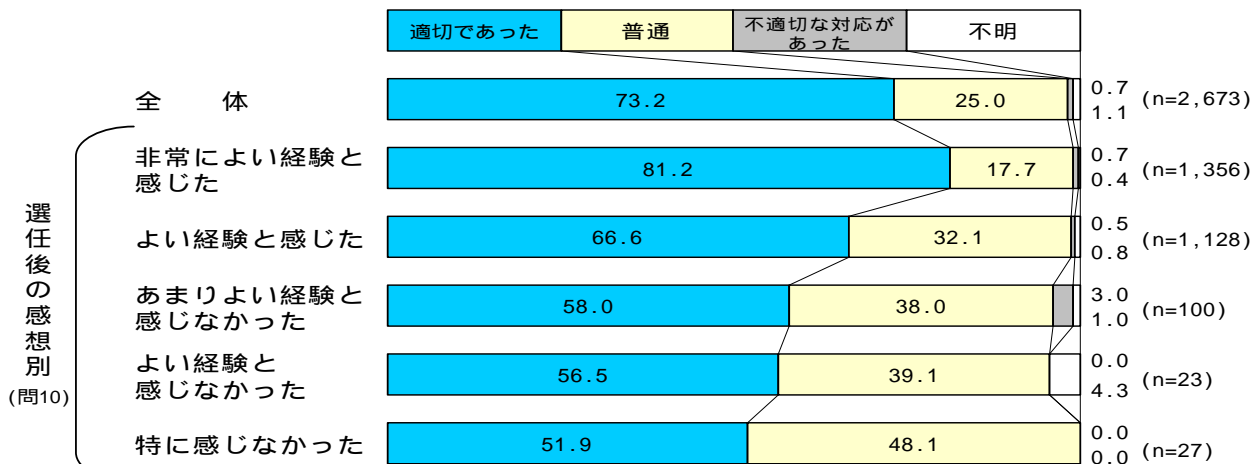


裁判所の対応については、「適切であった」との回答が73.2%（「普通」とあわせて98.2%）であったのに対し、「不適切な対応があった」との回答は0.7%であった。

裁判所に対する全体的な印象を選任後の感想別でみたのが、図2-6-2である。

「非常によい経験と感じた」と回答した層では81.2%が「適切であった」と回答している。

図2-6-2 裁判所に対する全体的な印象(選任後の感想別)



上段が「不適切な対応があった」、下段が「不明」の数値である。

() 裁判所の対応について感じたこと(問12-2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ,全2,673名中,1,097名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,職員の対応について,「適切だった,気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(166頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(7) その他の全般的な意見や感想など(問13)

全般的な感想について、自由に記載してもらったところ、全2,673名中、1,288名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、参加した感想のうち「貴重な経験だった」、「負担が重かった」などとするもの以外のその他の感想が最も多く、制度の運用に関する意見がこれに続いている。

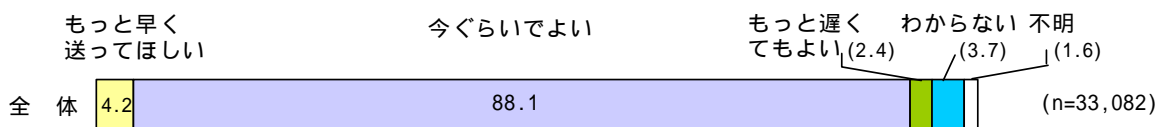
具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(168頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

3. 裁判員候補者に対するアンケート結果

(1) 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。

図3-1-1 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(全体)

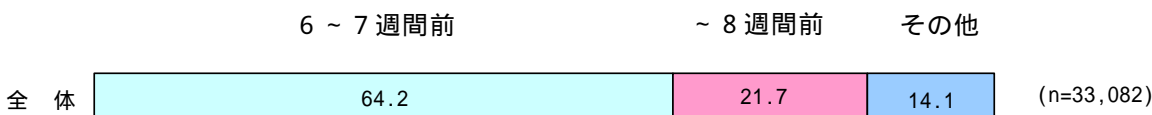


「今ぐらいでよい」とする回答が88.1%を占めている。他方、「もっと早く送ってほしい」とする回答は4.2%、「もっと遅くてもよい」とする回答は2.4%である。

なお、希望送付時期に関する平均値は、6.94週間という結果となった(計算方法については、裁判員アンケート問1の計算を参照にされたい)。

注：裁判員候補者アンケートにおける「質問票送付時期」の分布は下図のとおり。

図3-1-2 質問票送付時期

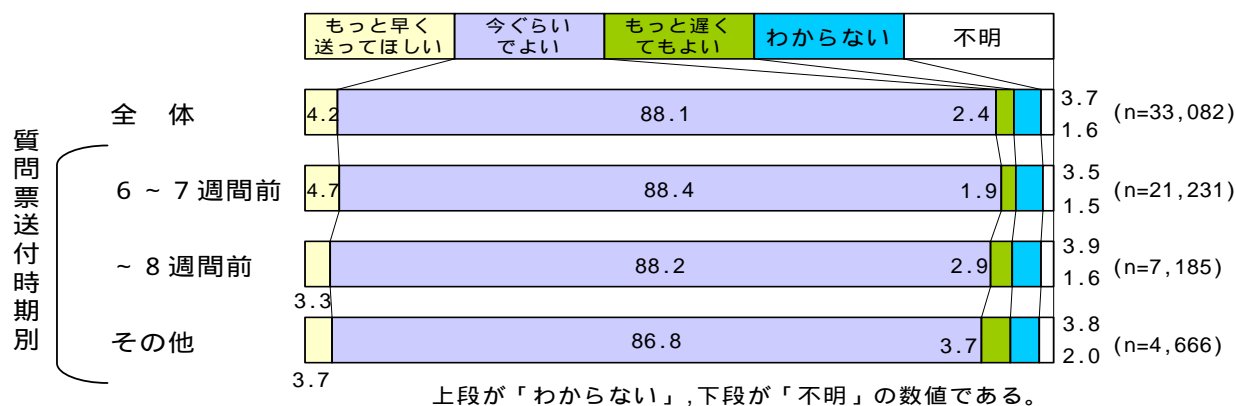


「6週間～7週間前」が64.2%で最も多く、以下「～8週間前」(21.7%)、「その他」(14.1%)となっている。平均値の計算にあたっては、送付時期が「6週間～7週間前」の場合は「6」、「～8週間前」の場合は「8」、「その他」の場合は実際の記載値をそれぞれ代入している。

選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを、質問票送付時期別でみたのが、図3-1-3である。

どの層でも「今ぐらいでよい」との回答が88%前後で、最も高くなっている。

図3-1-3 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ(質問票送付時期別)



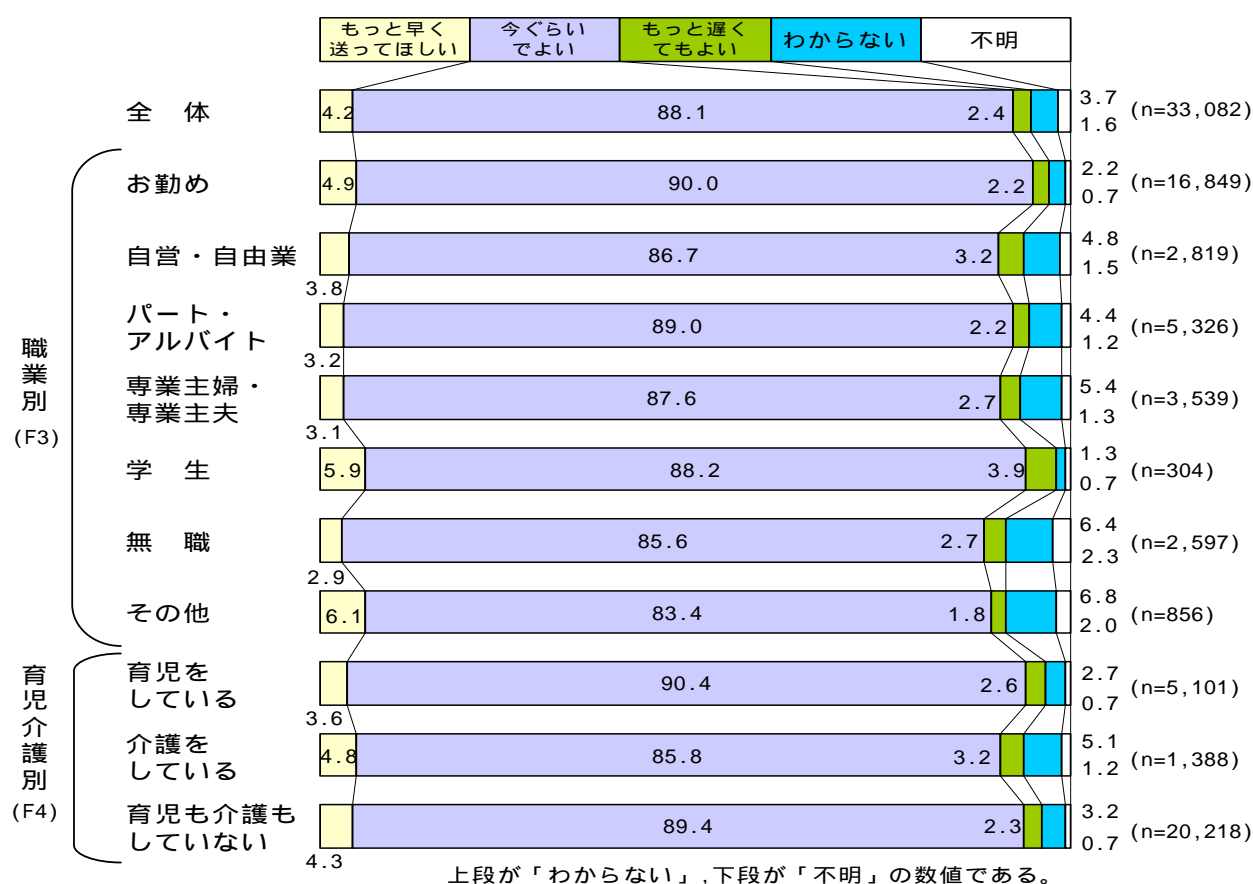
選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを性別，年齢別でみたのが，図3 - 1 - 4である。性別でみると，男女間で大きな差はみられない。

図3 - 1 - 4 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（性別，年齢別）



選任手続期日等のお知らせ時期の適切さを職業別，育児介護別でみたのが，図3 - 1 - 5である。職業別でみると，学生の層の「もっと早く送ってほしい」と回答した割合が5.9%と他の層よりも高い。育児介護別では，各回答の割合に大きな差は見られない。

図3 - 1 - 5 選任手続期日等のお知らせ時期の適切さ（職業別，育児介護別）



(2) 裁判員等選任手続について (問 2)

裁判員等選任手続に関して、() 質問手続中の手続の進め方・受けた質問について、() 質問手続中の待ち時間について、の2つに分け自由な意見を記載してもらった。

なお、記述内容は項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類した。

() 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど

全33,082名中、回答があったのは8,718名である。

説明がわかりやすかったなどとするものが最も多く、特に項目を特定することなく、全般的に問題がなかったとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(171頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

() 質問手続中の待ち時間についてなど

全33,082名中、回答があったのは7,846名である。

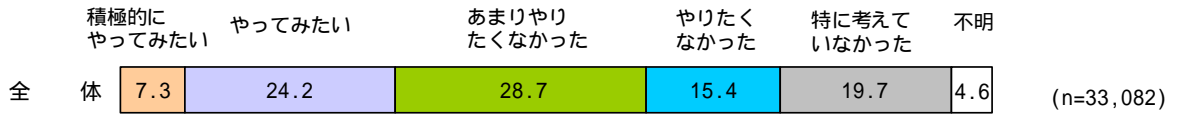
所要時間の長さについて、「適切だった」などとするものが最も多く、「長すぎる」など問題点の指摘や提案を含むものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(174頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(3) 裁判員として選ばれることについての気持ち

問3 裁判員として選ばれることについてどう思っていましたか。

図3-3-1 裁判員として選ばれることについての気持ち(全体)

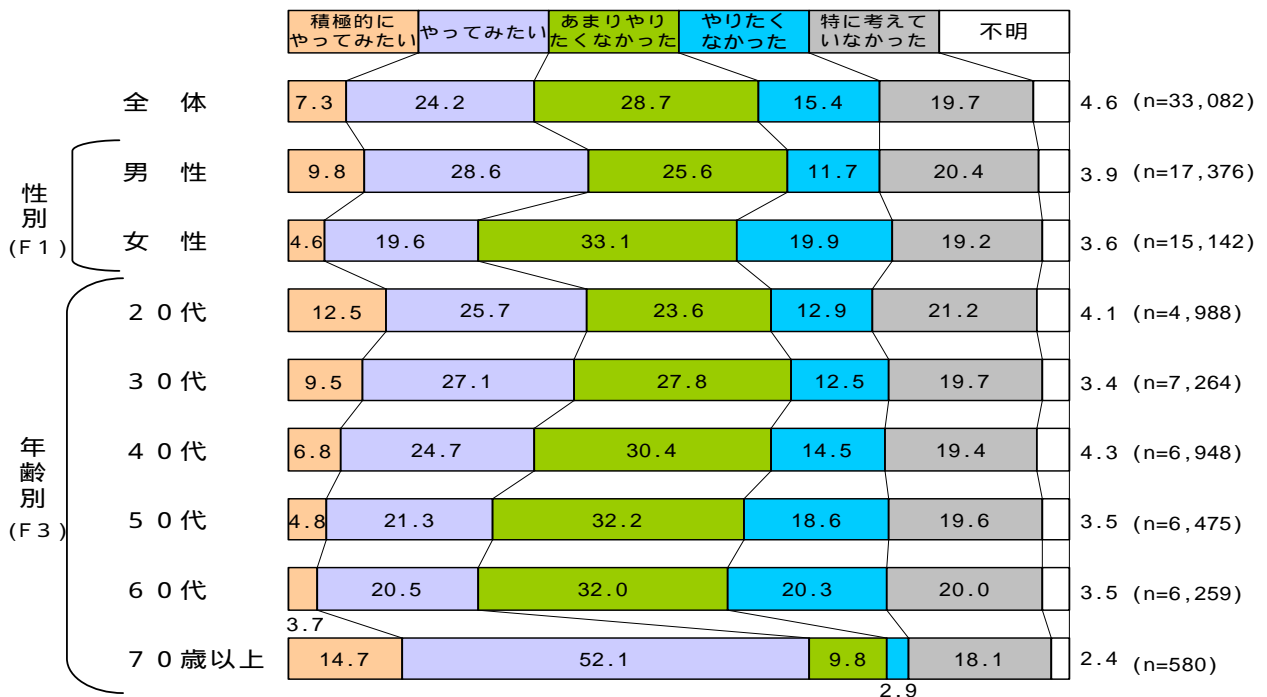


裁判員として選ばれることについての気持ちについて、「積極的にやってみたい」(7.3%)、「やってみたい」(24.2%)をあわせた『積極的な参加意向』が31.5%であるのに対し、「あまりやりたくなかった」(28.7%)、「やりたくなかった」(15.4%)をあわせた『消極的な参加意向』は44.1%である。

裁判員として選ばれることについての気持ちを性別、年齢別でみたのが、図3-3-2である。性別でみると、男性のほうが『積極的な参加意向』(38.4%)が高く、女性のほうが『消極的な参加意向』(53.0%)が高い。

年齢別でみると、60代までは若年齢層ほど『積極的な参加意向』の割合が高く、『消極的な参加意向』の割合は低い。なお、70歳以上の『積極的な参加意向』が突出しているが、70歳以上は、事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。

図3-3-2 裁判員として選ばれることについての気持ち(性別、年齢別)

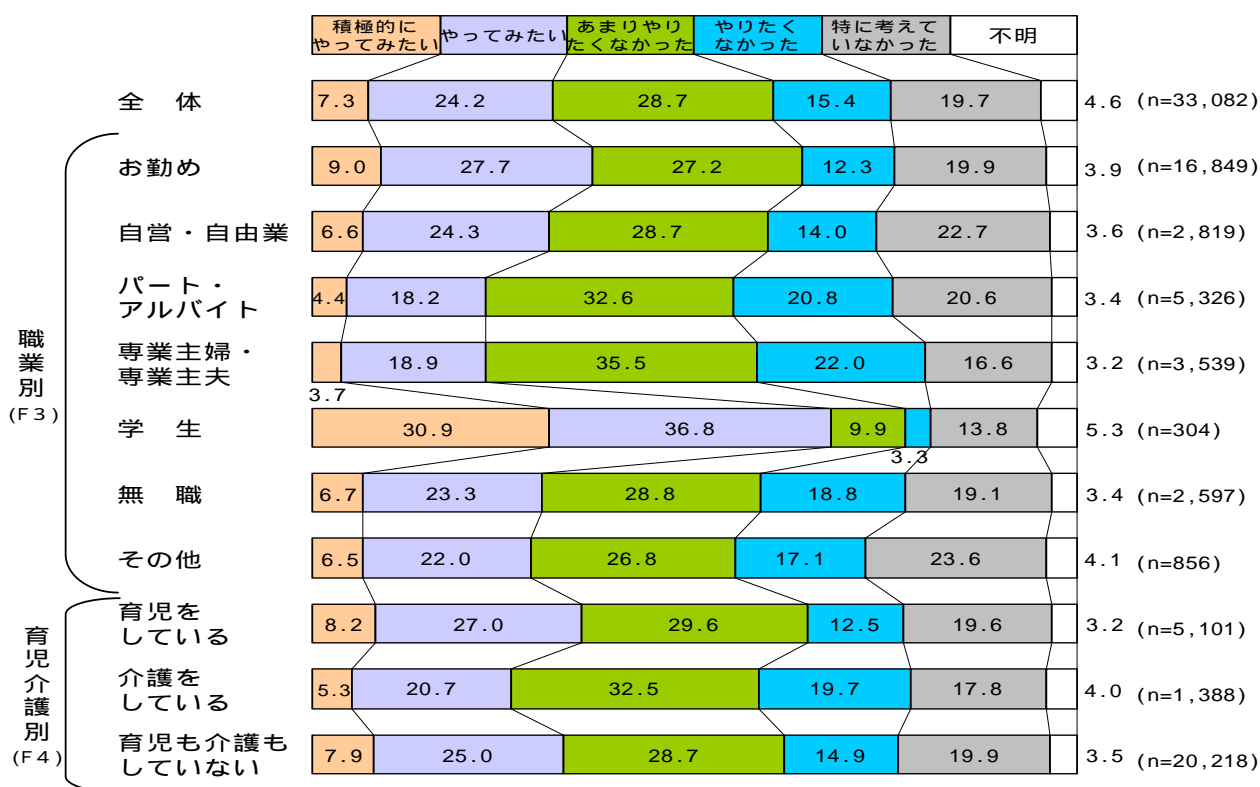


裁判員として選ばれることについての気持ちを職業別，育児介護別でみたのが，図3-3-3である。

職業別でみると，学生の層の67.7%が『積極的な参加意向』を示しているが，学生は，事前に定型的に辞退が認められる事由であることに留意されたい。有職者の中では，お勤めの層の36.7%が『積極的な参加意向』を示しており，パート・アルバイト及び専業主婦・専業主夫の層で22.6%と最も低くなっている。

育児介護別では，育児をしている層の『積極的な参加意向』（35.2%）が最も高い。

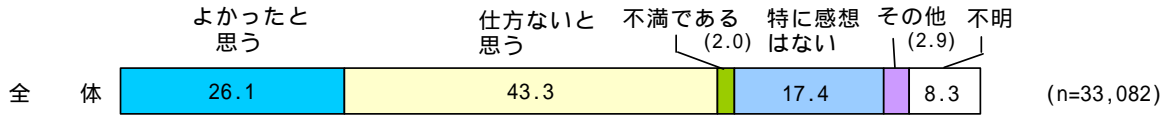
図3-3-3 裁判員として選ばれることについての気持ち（職業別，育児介護別）



(4) 裁判員に選ばれなかった感想及び「不満である」と答えた理由

問4 - 1 裁判員に選ばれなかったことについて、現在どう感じていますか。

図3 - 4 - 1 裁判員に選ばれなかった感想（全体）

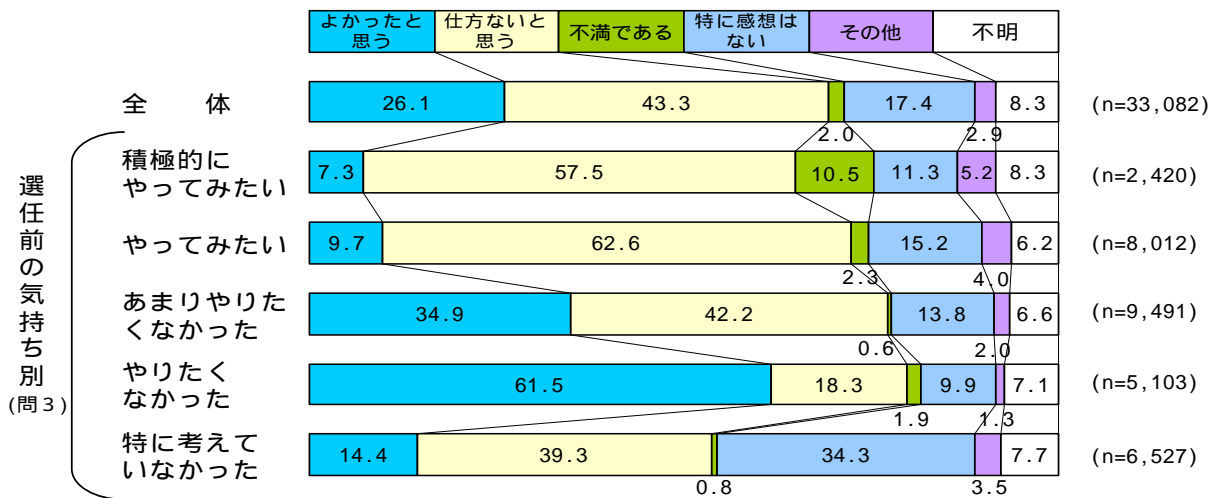


裁判員に選任されなかった感想としては、「仕方ないと思う」との回答が最も多く、43.3%となっている。「よかったと思う」との回答が26.1%、「特に感想はない」との回答が17.4%、「不満である」との回答は2.0%である。

裁判員に選ばれなかった感想を選任前の気持ち別でみたのが、図3 - 4 - 2である。

「積極的にやってみたい」、「やってみたい」をあわせた『積極的な参加意向』の層では60%前後が「仕方ないと思う」と回答している。一方、「やりたくなかった」と答えた層では61.5%が「よかったと思う」と回答している。また、「あまりやりたくなかった」と答えた層では、34.9%が「よかったと思う」、42.2%が「仕方ないと思う」と回答している。

図3 - 4 - 2 裁判員に選ばれなかった感想（選任前の気持ち別）



裁判員に選ばれなかった感想(問4-1)について、「その他」と回答した972名に、その内容を具体的に記載してもらったところ、936名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、「やってみたかった」などとするものが最も多く、「有り難い、良かった」などとするものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(176頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

裁判員に選ばれなかった感想(問4-1)について、「不満である」と回答した670名に、その理由を自由に記載してもらったところ(問4-2)、575名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け、複数の項目にわたる記載を含む回答については、当該複数の項目に分類したところ、「選ばれたかったから」というものが最も多く、「わざわざ日程を空けておいたから」というものがこれに続いている。

具体的な記載については、資料編の自由記載分類・整理表(178頁)に主な記載例を掲載したので、そちらを参照されたい。

(5) 裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について

() 全体的な印象

問5-1 全体的な印象はいかがでしたか。

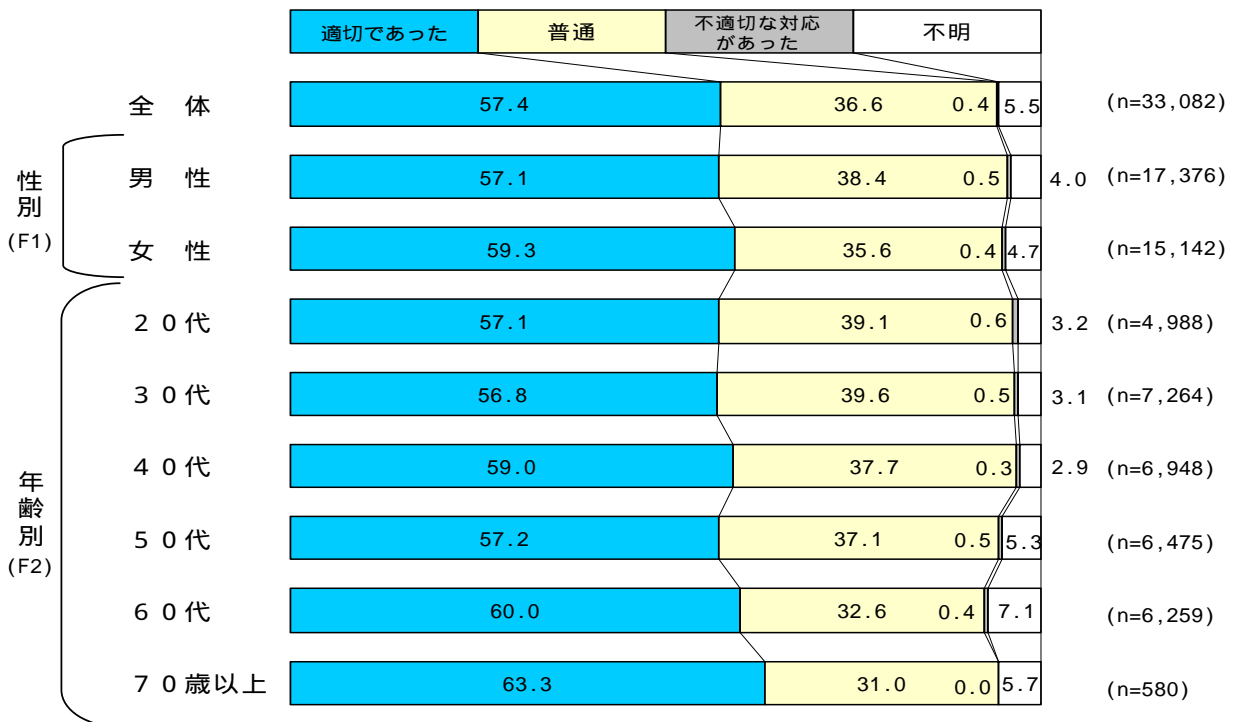
図3-5-1 裁判所に対する全体的な印象(全体)



裁判所の対応について、「適切であった」との回答が57.4%（「普通」とあわせて94.0%）であったのに対し、「不適切な対応があった」との回答は0.4%であった。

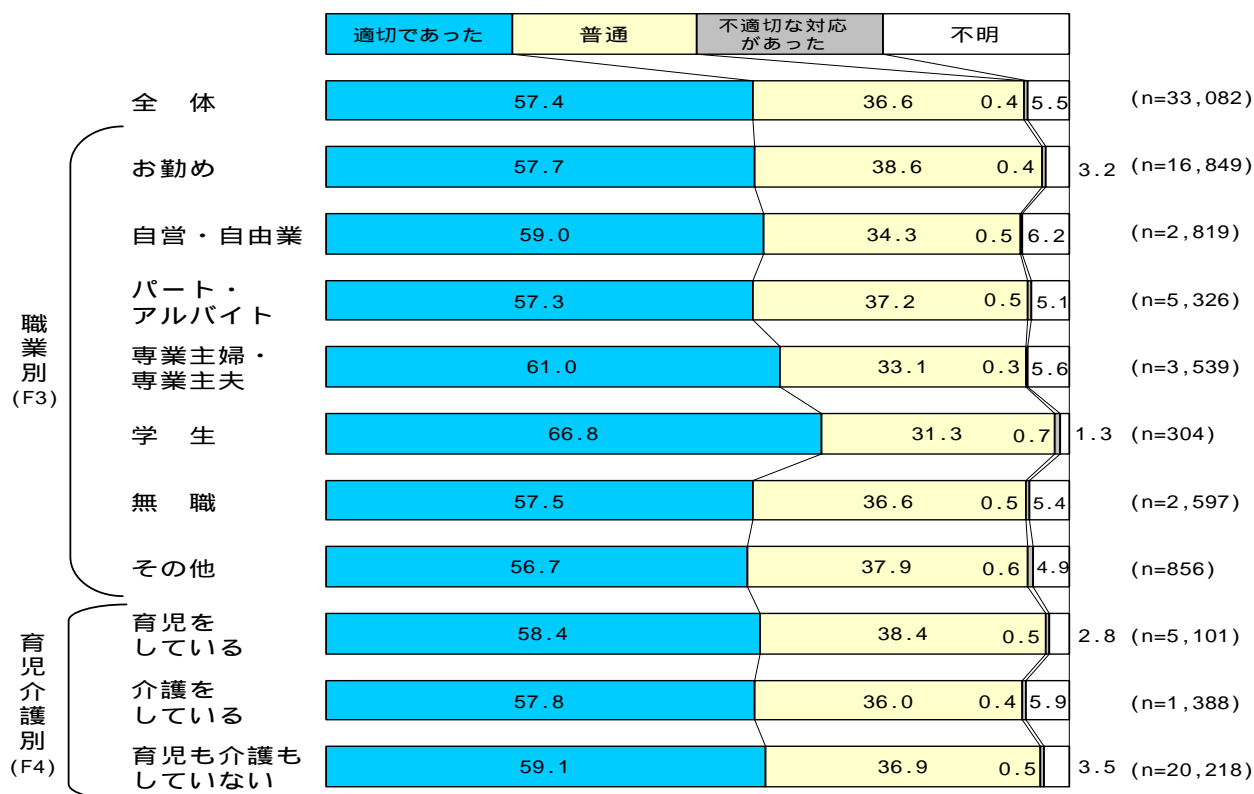
裁判所に対する全体的な印象を性別,年齢別でみたのが,図3-5-2である。性別では,女性の「適切であった」との回答が男性のそれを2.2ポイント上回っている。年齢別では,20代(57.1%)から50代(57.2%)までは各回答の割合に大きな差はみられない。

図3-5-2 裁判所に対する全体的な印象(性別,年齢別)



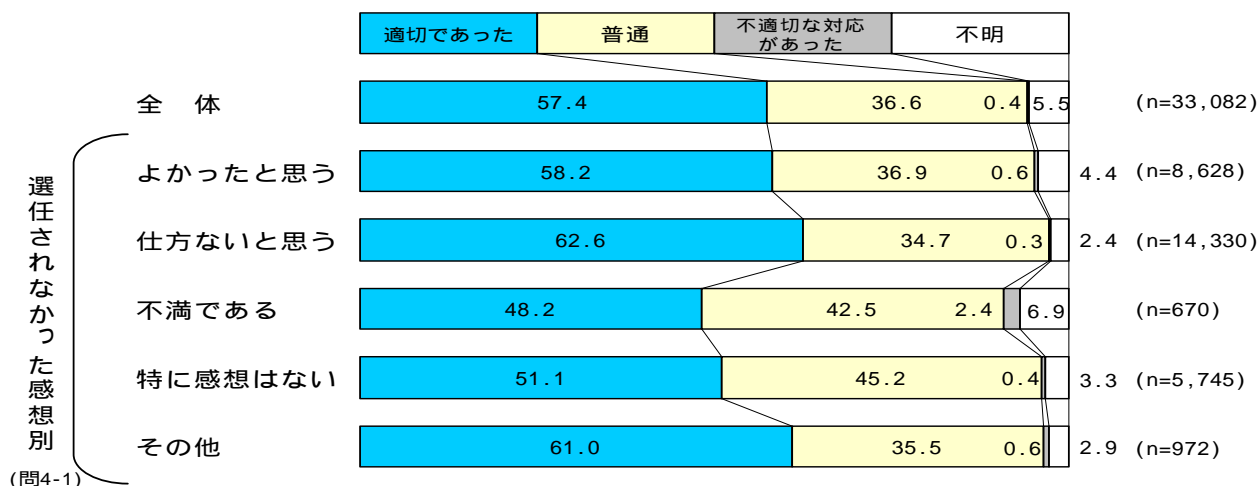
裁判所に対する全体的な印象を職業別，育児介護別でみたのが，下の図3 - 5 - 3である。
 職業別では，学生の層で「適切であった」と回答した者の割合が，66.8%を占めているのを除けば，各回答の割合は56～61%とほぼ同じである。
 育児介護別では，各回答の割合に差はみられない。

図3 - 5 - 3 裁判所に対する全体的な印象（職業別，育児介護別）



裁判所に対する全体的な印象を選任されなかった感想別でみたのが，図3 - 5 - 4である。「よかったと思う」と回答した層の58.2%と「仕方ないと思う」と回答した層の62.6%が「適切であった」と回答している。また，「不満である」と回答した層では「適切である」との回答は48.2%であり，「不適切な対応があった」との回答は2.4%となっている。

図3 - 5 - 4 裁判所に対する全体的な印象（選任されなかった感想別）



() 裁判所の対応について感じたこと(問5 - 2)

裁判員候補者名簿に登録されてからの裁判所の対応(裁判所職員の対応,裁判所からの情報提供,裁判所の設備など)について感じたことを自由に記載してもらったところ,全33,082名中,5,668名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,職員の対応について,「適切だった,気を遣ってもらった」などとするものが最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(180頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

(6) その他の全般的な意見や感想など(問6)

全般的な感想について,自由に記載してもらったところ,全33,082名中,6,072名から回答があった。

記述内容を項目別に大きく分け,複数の項目にわたる記載を含む回答については,当該複数の項目に分類したところ,制度の運用に関する問題点の指摘や提案を含む意見が最も多かった。

具体的な記載については,資料編の自由記載分類・整理表(182頁)に主な記載例を掲載したので,そちらを参照されたい。

資料編

1 調査票

(付：単純集計結果)

- (1) 裁判員アンケート…………… 65 ページ
- (2) 補充裁判員アンケート…………… 69 ページ
- (3) 裁判員候補者アンケート…………… 73 ページ

アンケートご協力をお願い

～裁判員をお務めいただいた皆さんへ～

裁判にご参加いただき、ありがとうございました。

裁判所では、裁判員を務められた方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、よりよい運用を検討するための資料とさせていただきます。

お疲れのところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは手続に参加した御感想や御意見を記入していただくものです（守秘義務違反に当たる事項について回答を求めるものではありません。）。

〇〇地方裁判所
最高裁判所

※黒色のボールペンもしくはHB以上の黒鉛筆をご使用ください。

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」を選ばれた方は、実際に受け取った日より、何週間くらい前または後が適切であるかお書きください。

- | | | | | | | |
|---|---------|-------------|---|--------------|-----|-----------|
| 1 | (4.6%) | もっと早く送ってほしい | → | 実際に受け取った日よりも | [] | 週間くらい前がよい |
| 2 | (91.4%) | 今ぐらいでよい | | | | |
| 3 | (2.3%) | もっと遅くてもよい | → | 実際に受け取った日よりも | [] | 週間くらい後がよい |
| 4 | (1.0%) | わからない | | | | |

(0.7%) 不明

問2 裁判員等選任手続についてお聞きします。

質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

<質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど>

<質問手続中の待ち時間についてなど>

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 (63.1%) 理解しやすかった | (1.2%) 不明 |
| 2 (28.6%) 普通 | |
| 3 (7.1%) 理解しにくかった | |

問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	不明
検察官は……	1 (71.7%)	2 (23.6%)	3 (4.0%)	(0.6%)
弁護士は……	1 (40.4%)	2 (41.7%)	3 (16.9%)	(1.0%)
裁判官は……	1 (88.6%)	2 (10.3%)	3 (0.5%)	(0.7%)

問5 法廷での手続全般について，理解しにくかった点があるとするれば，それはなぜですか。あてはまる番号にいくつでも○をお付けください。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 1 (15.0%) 事件の内容が複雑であった | (13.7%) 不明 |
| 2 (4.3%) 証拠や証人が多数であった | |
| 3 (17.1%) 証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった | |
| 4 (4.4%) 審理時間が長かった | |
| 5 (25.0%) その他
(具体的に) | |
| 6 (37.1%) 理解しにくかった点はなかった | |

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 (77.3%) 話しやすい雰囲気であった | (0.4%) 不明 |
| 2 (20.7%) 普通 | |
| 3 (1.6%) 話しにくい雰囲気であった | |

問7 あなたは評議で十分な議論ができたと感じていますか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 (71.4%) 十分に議論ができた | (1.4%) 不明 |
| 2 (7.1%) 不十分であった | |
| 3 (20.1%) わからない | |

問8 評議の進め方（裁判官の進行，評議の時間，休憩の取り方など）について，何かお気づきの点があれば，ご自由にお書きください。

問 9 裁判員に選ばれる前，裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (7.4%) 積極的にやってみたいと思っていた
- 2 (23.7%) やってみたいと思っていた
- 3 (34.4%) あまりやりたくないと思っていた
- 4 (19.1%) やりたくないと思っていた
- 5 (14.7%) 特に考えていなかった

(0.6%) 不明

問 10 問 9 でお答えになった理由をお書きください。

問 11 裁判員として裁判に参加したことは，あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (55.5%) 非常によい経験と感じた
- 2 (39.7%) よい経験と感じた
- 3 (2.5%) あまりよい経験とは感じなかった
- 4 (1.0%) よい経験とは感じなかった
- 5 (0.4%) 特に感じることはなかった

(0.8%) 不明

問 12 問 11 でお答えになった理由をお書きください。

問 13 裁判員候補者名簿に載ってから，本日までの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）についてお聞きします。

問 13-1

全体的な印象はいかがでしたか。
あてはまる番号に1つだけ○をお
付けください。

- 1 (75.1%) 適切であった
- 2 (23.5%) 普通
- 3 (0.5%) 不適切な対応が
あった

(0.8%) 不明

問 13-2 これまでの裁判所の対応について，何か感
じられたことがあれば，お書きください。

問 14 これまでお聞きしたもののほか，お気づきのことを何でも自由にお書きください。

～最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。～

F 1 あなたの性別（１つだけ）

1 (54.6%) 男性	(1.8%) 不明
2 (43.6%) 女性	

F 2 あなたの年齢（１つだけ）

1 (14.5%) 20代	4 (20.2%) 50代	(1.9%) 不明
2 (23.0%) 30代	5 (17.2%) 60代	
3 (21.5%) 40代	6 (1.6%) 70歳以上	

F 3 あなたの職業をお知らせください。（１つだけ）

1 (54.8%) お勤め（公務員、会社経営者を含む）	(2.5%) 不明
2 (7.5%) 自営・自由業	
3 (14.7%) パート・アルバイト	
4 (10.1%) 専業主婦・専業主夫	
5 (0.9%) 学生	
6 (6.8%) 無職	
7 (2.7%) その他	

F 4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。（いくつでも）

1 (16.6%) 育児をしている	(19.1%) 不明
2 (3.5%) 介護をしている	
3 (61.1%) 育児も介護もしていない	

F 4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。（いくつでも）

1 (55.3%) 未就学児	(4.3%) 不明
2 (39.1%) 学1～3年	
3 (33.4%) 小学4～6年	

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

裁判所記入欄	
裁判所番号	
事件番号	平成 年(わ)第 号
質問票送付時期	1 6週間～7週間前 2 ～8週間前 3 その他(週間前)
審理の実日数	1 1日又は2日 2 3日 3 4日又は5日 4 6日以上
自白・否認の別	1 自白 2 否認



アンケートご協力をお願い

～補充裁判員をお務めいただいた皆さんへ～

裁判にご参加いただき、ありがとうございました。

裁判所では、補充裁判員を務められた方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、よりよい運用を検討するための資料とさせていただくことも予定しています。

お疲れのところお手数をおかけしますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本アンケートは手続に参加した御感想や御意見を記入していただくものです（守秘義務違反に当たる事項について回答を求めるものではありません。）。

〇〇地方裁判所
最高裁判所

※黒色のボールペンもしくはHB以上の黒鉛筆をご使用ください。

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。「もっと早く送ってほしい」または「遅くてもよい」を選ばれた方は、実際に受け取った日よりも、何週間くらい前または後が適切であるかお書きください。

- | | | | | | | |
|---|---------|-------------|---|--------------|-----|-----------|
| 1 | (4.7%) | もっと早く送ってほしい | → | 実際に受け取った日よりも | [] | 週間くらい前がよい |
| 2 | (91.3%) | 今ぐらいでよい | | | | |
| 3 | (2.3%) | もっと遅くてもよい | → | 実際に受け取った日よりも | [] | 週間くらい後がよい |
| 4 | (1.2%) | わからない | | | | |

(0.4%) 不明

問2 裁判員等選任手続についてお聞きします。

質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

<質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど>

<質問手続中の待ち時間についてなど>

問3 審理していた内容は理解しやすかったですか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1 (65.2%) 理解しやすかった | (1.0%) 不明 |
| 2 (28.0%) 普通 | |
| 3 (5.8%) 理解しにくかった | |

問4 検察官，弁護士，裁判官の法廷での説明等はわかりやすかったですか。検察官，弁護士，裁判官それぞれについて，あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

	わかりやすかった	普通	わかりにくかった	不明
検察官は……	1 (71.8%)	2 (23.9%)	3 (3.7%)	(0.6%)
弁護士は……	1 (39.4%)	2 (43.0%)	3 (16.7%)	(1.0%)
裁判官は……	1 (87.9%)	2 (10.7%)	3 (0.6%)	(0.7%)

問5 法廷での手続全般について，理解しにくかった点があるとすれば，それはなぜですか。あてはまる番号にいくつでも○をお付けください。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 1 (13.6%) 事件の内容が複雑であった | (14.3%) 不明 |
| 2 (4.3%) 証拠や証人が多数であった | |
| 3 (17.2%) 証人や被告人が法廷で話す内容が分かりにくかった | |
| 4 (4.3%) 審理時間が長かった | |
| 5 (23.9%) その他
(具体的に) | |
| 6 (38.0%) 理解しにくかった点はなかった | |

問6 評議は話しやすい雰囲気でしたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1 (71.4%) 話しやすい雰囲気であった | (2.2%) 不明 |
| 2 (23.7%) 普通 | |
| 3 (2.7%) 話しにくい雰囲気であった | |

問7 評議の進め方（裁判官の進行，評議の時間，休憩の取り方など）について，何かお気づきの点があれば，ご自由にお書きください。

問8 補充裁判員に選ばれる前，裁判員に選ばれることについてどう思っていましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1 (7.7%) 積極的にやってみたいと思っていた | (0.6%) 不明 |
| 2 (27.0%) やってみたいと思っていた | |
| 3 (33.4%) あまりやりたくないと思っていた | |
| 4 (16.6%) やりたくないと思っていた | |
| 5 (14.6%) 特に考えていなかった | |

問9 問8でお答えになった理由をお書きください。

問10 補充裁判員として裁判に参加したことは、あなたにとってどのような経験であったと感じましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 1 (50.7%) 非常によい経験と感じた | 3 (3.7%) あまりよい経験とは感じなかった |
| 2 (42.2%) よい経験と感じた | 4 (0.9%) よい経験とは感じなかった |
| | 5 (1.0%) 特に感じることはなかった |

問11-1

(問10で「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」と答えた方に) その理由をお書きください。

問11-2

(問10で「あまりよい経験とは感じなかった」「よい経験とは感じなかった」「特に感じることはなかった」と答えた方に) その理由を次の中から、いくつでも選んでください。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 (26.0%) もともと裁判に参加することに意義を感じていなかったから |
| 2 (32.0%) 正式な裁判員になることができなかったから |
| 3 (15.3%) いつ正式な裁判員に選ばれるか分からず、不安だったから |
| 4 (31.3%) その他 |

(具体的に)

(1.5%) 不明

問12 裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)についてお聞きします。

問12-1

全体的な印象はいかがでしたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- | |
|---------------------|
| 1 (73.2%) 適切であった |
| 2 (25.0%) 普通 |
| 3 (0.7%) 不適切な対応があった |

(1.1%) 不明

問12-2 これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。

問13 これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。

～最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。～

F 1 あなたの性別（1つだけ）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 (53.1%) 男性 | (1.6%) 不明 |
| 2 (45.3%) 女性 | |

F 2 あなたの年齢（1つだけ）

- | | | |
|---------------|----------------|-----------|
| 1 (15.2%) 20代 | 4 (19.8%) 50代 | (1.7%) 不明 |
| 2 (23.3%) 30代 | 5 (16.2%) 60代 | |
| 3 (22.1%) 40代 | 6 (1.7%) 70歳以上 | |

F 3 あなたの職業をお知らせください。（1つだけ）

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 (53.2%) お勤め（公務員、会社経営者を含む） | (2.2%) 不明 |
| 2 (7.4%) 自営・自由業 | |
| 3 (15.3%) パート・アルバイト | |
| 4 (11.5%) 専業主婦・専業主夫 | |
| 5 (0.7%) 学生 | |
| 6 (7.2%) 無職 | |
| 7 (2.5%) その他 | |

F 4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。（いくつでも）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 (17.3%) 育児をしている | (19.3%) 不明 |
| 2 (3.5%) 介護をしている | |
| 3 (60.1%) 育児も介護もしていない | |

F 4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。（いくつでも）

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 (50.0%) 未就学児 | (4.1%) 不明 |
| 2 (37.2%) 小学1～3年 | |
| 3 (39.4%) 小学4～6年 | |

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

裁判所記入欄

裁判所番号	
事件番号	平成 年(わ)第 号
質問票送付時期	1 6週間～7週間前 2 ～8週間前 3 その他(週間前)
審理の実日数	1 1日又は2日 2 3日 3 4日又は5日 4 6日以上
自白・否認の別	1 自白 2 否認



< 裁判員候補者用 >



アンケートご協力をお願い

～裁判所にお越しいただいた裁判員候補者の皆さんへ～

本日は、裁判所までお越しいただき、ありがとうございました。

裁判所では、裁判員候補者の方を対象に、アンケートを実施しています。ご回答いただきました内容は、とりまとめた上、適切な統計処理をおこない、公表します。また、裁判所・検察庁・弁護士会において、少しでも裁判員候補者の方のご負担を軽減できるよう、よりよい運用を検討するための資料とさせていただきますことも予定しています。

大変お手数ではありますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

〇〇地方裁判所
最高裁判所

※黒色のボールペンもしくはHB以上の黒鉛筆をご使用ください。

問1 裁判所にお越しいただくに当たっての日程調整の観点から、日程をお知らせした時期について、どのように思われましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。「もっと早く送ってほしい」または「もっと遅くてもよい」を選ばれた方は、実際に受け取った日より、何週間くらい前または後が適切であるかお書きください。

- | | | | | | | |
|---|---------|-------------|---|--------------|-----|-----------|
| 1 | (4.2%) | もっと早く送ってほしい | → | 実際に受け取った日よりも | [] | 週間くらい前がよい |
| 2 | (88.1%) | 今ぐらいでよい | | | | |
| 3 | (2.4%) | もっと遅くてもよい | → | 実際に受け取った日よりも | [] | 週間くらい後がよい |
| 4 | (3.7%) | わからない | | | | |

(1.6%) 不明

問2 裁判員等選任手続についてお聞きします。

質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。

< 質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど >

< 質問手続中の待ち時間についてなど >

問3 裁判員として選ばれることについてどう思っていましたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (7.3%) 積極的にやってみたいと思っていた
- 2 (24.2%) やってみたいと思っていた
- 3 (28.7%) あまりやりたくないと思っていた
- 4 (15.4%) やりたくないと思っていた
- 5 (19.7%) 特に考えていなかった

(4.6%) 不明

問4-1 裁判員に選ばれなかったことについて、現在どう感じていますか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (26.1%) よかったと思う
- 2 (43.3%) このような制度になっている以上、仕方ないと思う
- 3 (2.0%) 不満である
- 4 (17.4%) 特に感想はない
- 5 (2.9%) その他

(具体的に

)

(8.3%) 不明

問4-2 (問4-1で「不満である」と答えた方に) その理由をお書きください。

問5 裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)についてお聞きします。

問5-1

全体的な印象はいかがでしたか。あてはまる番号に1つだけ○をお付けください。

- 1 (57.4%) 適切であった
- 2 (36.6%) 普通
- 3 (0.4%) 不適切な対応があった

(5.5%) 不明

問5-2 これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。

問6 これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。

～最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。～

F 1 あなたの性別（１つだけ）

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 (52.5%) 男性 | (1.7%) 不明 |
| 2 (45.8%) 女性 | |

F 2 あなたの年齢（１つだけ）

- | | | |
|---------------|----------------|-----------|
| 1 (15.1%) 20代 | 4 (19.6%) 50代 | (1.7%) 不明 |
| 2 (22.0%) 30代 | 5 (18.9%) 60代 | |
| 3 (21.0%) 40代 | 6 (1.8%) 70歳以上 | |

F 3 あなたの職業をお知らせください。（１つだけ）

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| 1 (50.9%) お勤め（公務員、会社経営者を含む） | (2.4%) 不明 |
| 2 (8.5%) 自営・自由業 | |
| 3 (16.1%) パート・アルバイト | |
| 4 (10.7%) 専業主婦・専業主夫 | |
| 5 (0.9%) 学生 | |
| 6 (7.9%) 無職 | |
| 7 (2.6%) その他 | |

F 4 あなたは現在ご家族等の育児や介護をされていますか。（いくつでも）

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1 (15.4%) 育児をしている | (19.5%) 不明 |
| 2 (4.2%) 介護をしている | |
| 3 (61.1%) 育児も介護もしていない | |

F 4-1 育児をされている場合、そのお子様の学齢をお書きください。（いくつでも）

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 (54.6%) 未就学児 | (4.0%) 不明 |
| 2 (34.8%) 小学1～3年 | |
| 3 (35.3%) 小学4～6年 | |

以上でアンケートは終了です。ご協力、大変ありがとうございました。

裁判所記入欄

裁判所番号	
事件番号	平成 年（わ）第 号
質問票送付時期	1 6週間～7週間前 2 ～8週間前 3 その他（ 週間前）



2 集計表

(クロス集計結果)

- (1) 裁判員アンケートの集計結果…………… 77 ページ
- (2) 補充裁判員アンケートの集計結果…… 97 ページ
- (3) 裁判員候補者アンケートの集計結果… 114 ページ

(1) 裁判員アンケートの集計結果

問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ

【1】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× 実際の送付時期【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	8285	4.6	91.4	2.3	1.0	0.7
6週間～7週間前	5392	5.2	91.2	2.0	0.8	0.6
～8週間前	1754	3.1	92.3	2.5	1.2	0.9
その他(何週間前)	1139	4.2	90.5	3.2	1.7	0.4
不明	0	-	-	-	-	-

【2】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	8285	4.6	91.4	2.3	1.0	0.7
1日又は2日	1147	5.1	90.1	2.3	1.7	0.8
3日	3139	4.3	91.3	2.6	1.1	0.7
4日又は5日	3164	4.8	92.0	1.8	0.9	0.5
6日以上	835	4.7	90.8	3.0	0.6	1.0
不明	0	-	-	-	-	-

【3】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	8285	4.6	91.4	2.3	1.0	0.7
男性	4520	4.5	91.9	2.3	0.8	0.5
女性	3613	5.0	90.8	2.3	1.2	0.7
不明	152	2.6	87.5	2.6	1.3	5.9

【4】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	8285	4.6	91.4	2.3	1.0	0.7
20代	1203	6.7	89.5	1.9	1.5	0.4
30代	1906	4.7	91.8	1.9	1.2	0.4
40代	1780	4.9	91.8	2.2	0.7	0.4
50代	1672	3.7	92.9	2.0	0.9	0.5
60代	1428	4.2	90.3	3.3	1.1	1.2
70歳以上	135	2.2	91.9	3.7	0.0	2.2
不明	161	2.5	88.2	3.1	1.2	5.0

【5】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	8285	4.6	91.4	2.3	1.0	0.7
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	4542	5.3	91.5	2.1	0.7	0.4
自営・自由業	625	4.6	92.0	1.6	1.1	0.6
パート・アルバイト	1216	4.4	91.7	1.5	1.5	1.0
専業主婦・専業主夫	835	3.2	91.6	3.1	1.6	0.5
学生	73	2.7	93.2	2.7	1.4	0.0
無職	567	2.8	89.9	4.6	1.2	1.4
その他	220	6.8	87.7	4.1	0.9	0.5
不明	207	1.9	89.9	1.9	1.9	4.3

【6】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	8285	4.6	91.4	2.3	1.0	0.7
育児をしている	1375	3.8	93.1	1.9	0.8	0.4
介護をしている	287	4.5	92.0	2.1	1.0	0.3
育児も介護もしていない	5058	4.7	91.2	2.5	1.2	0.4
不明	1586	5.1	90.3	2.1	0.8	1.8

問3 審理内容の理解のしやすさ

【7】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	8285	63.1	28.6	7.1	1.2
1日又は2日	1147	72.3	23.5	3.1	1.1
3日	3139	67.5	26.8	4.6	1.1
4日又は5日	3164	59.5	30.1	9.1	1.4
6日以上	835	46.9	37.0	15.1	1.0
不明	0	-	-	-	-

【8】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	8285	63.1	28.6	7.1	1.2
自白	5491	67.7	26.6	4.6	1.2
否認	2794	53.9	32.7	12.2	1.2
不明	0	-	-	-	-

【9】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

条件: 自白・否認の別【自白】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	5491	67.7	26.6	4.6	1.2
1日又は2日	1004	73.6	22.5	2.9	1.0
3日	2647	69.6	25.9	3.5	1.1
4日又は5日	1742	63.2	28.8	6.6	1.4
6日以上	98	38.8	45.9	13.3	2.0
不明	0	-	-	-	-

【10】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

条件: 自白・否認の別【否認】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	2794	53.9	32.7	12.2	1.2
1日又は2日	143	62.9	30.8	4.2	2.1
3日	492	56.7	31.9	10.2	1.2
4日又は5日	1422	55.0	31.6	12.1	1.3
6日以上	737	48.0	35.8	15.3	0.8
不明	0	-	-	-	-

問4 法廷での説明等のわかりやすさ

【11】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	71.7	23.6	4.0	0.6
1日又は2日	1147	75.6	20.4	3.4	0.6
3日	3139	73.5	22.6	3.5	0.5
4日又は5日	3164	69.2	25.3	4.7	0.8
6日以上	835	69.0	26.0	4.2	0.8
不明	0	-	-	-	-

【12】 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	40.4	41.7	16.9	1.0
1日又は2日	1147	46.7	38.5	13.8	1.0
3日	3139	45.2	41.4	12.7	0.7
4日又は5日	3164	36.9	43.1	18.7	1.2
6日以上	835	26.9	42.2	29.7	1.2
不明	0	-	-	-	-

【13】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	88.6	10.3	0.5	0.7
1日又は2日	1147	89.0	9.7	0.3	1.0
3日	3139	89.4	9.7	0.5	0.4
4日又は5日	3164	87.5	11.3	0.4	0.8
6日以上	835	88.7	9.9	0.7	0.6
不明	0	-	-	-	-

【14】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	71.7	23.6	4.0	0.6
自白	5491	72.8	22.8	3.8	0.7
否認	2794	69.6	25.3	4.5	0.6
不明	0	-	-	-	-

【15】 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	40.4	41.7	16.9	1.0
自白	5491	45.7	41.1	12.1	1.0
否認	2794	30.0	42.8	26.2	1.0
不明	0	-	-	-	-

【16】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	88.6	10.3	0.5	0.7
自白	5491	88.7	10.2	0.4	0.7
否認	2794	88.3	10.6	0.6	0.5
不明	0	-	-	-	-

【17】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	71.7	23.6	4.0	0.6
理解しやすかった	5224	82.4	15.3	2.0	0.3
普通	2372	53.9	40.1	5.4	0.5
理解しにくかった	591	51.1	32.5	15.7	0.7
不明	98	56.1	18.4	6.1	19.4

【18】 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	40.4	41.7	16.9	1.0
理解しやすかった	5224	50.3	36.5	12.6	0.6
普通	2372	25.2	53.2	20.6	1.1
理解しにくかった	591	16.4	42.5	40.1	1.0
不明	98	26.5	37.8	15.3	20.4

【19】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	8285	88.6	10.3	0.5	0.7
理解しやすかった	5224	95.0	4.3	0.2	0.4
普通	2372	77.2	22.0	0.4	0.4
理解しにくかった	591	79.9	16.6	2.9	0.7
不明	98	70.4	9.2	0.0	20.4

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由

【20】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	8285	15.0	4.3	17.1	4.4	25.0	37.1	13.7
1日又は2日	1147	6.7	1.7	16.9	1.8	24.2	41.9	16.4
3日	3139	9.2	2.1	15.8	3.6	22.8	43.2	14.8
4日又は5日	3164	18.3	4.3	17.4	4.5	26.8	32.8	13.2
6日以上	835	35.2	15.9	21.3	10.4	27.5	23.4	7.7
不明	0	-	-	-	-	-	-	-

【21】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	8285	15.0	4.3	17.1	4.4	25.0	37.1	13.7
自白	5491	10.9	2.9	15.2	3.2	22.8	41.6	15.3
否認	2794	23.0	7.1	21.0	6.7	29.4	28.2	10.5
不明	0	-	-	-	-	-	-	-

【22】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	8285	15.0	4.3	17.1	4.4	25.0	37.1	13.7
理解しやすかった	5224	9.2	2.8	13.2	3.3	21.0	46.0	15.5
普通	2372	19.6	5.4	21.6	5.9	29.7	26.6	11.6
理解しにくかった	591	48.1	12.0	34.5	8.1	42.6	3.2	3.4
不明	98	13.3	8.2	15.3	4.1	20.4	21.4	29.6

裁判員アンケートの集計結果

【23】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】×問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	8285	15.0	4.3	17.1	4.4	25.0	37.1	13.7
わかりやすかった	5940	13.8	3.8	15.2	3.7	22.6	41.3	14.4
普通	1959	18.2	5.5	20.7	6.0	28.4	28.9	11.9
わかりにくかった	333	16.8	6.9	30.6	7.5	51.1	13.5	6.6
不明	53	18.9	0.0	15.1	0.0	15.1	15.1	43.4

【24】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】×問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	8285	15.0	4.3	17.1	4.4	25.0	37.1	13.7
わかりやすかった	3348	10.3	3.0	10.7	3.4	18.6	46.7	18.0
普通	3455	15.9	4.3	19.3	4.5	25.4	34.8	12.3
わかりにくかった	1399	23.9	7.1	27.3	6.4	39.7	20.8	5.5
不明	83	14.5	6.0	15.7	3.6	22.9	16.9	33.7

【25】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】×問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	8285	15.0	4.3	17.1	4.4	25.0	37.1	13.7
わかりやすかった	7338	14.4	4.2	16.5	4.1	24.7	38.7	13.5
普通	854	18.4	4.6	22.2	6.8	28.2	25.8	14.1
わかりにくかった	39	41.0	7.7	33.3	7.7	33.3	7.7	10.3
不明	54	14.8	7.4	11.1	0.0	13.0	20.4	38.9

問6 評議における話しやすさ

【26】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
1日又は2日	1147	76.2	21.7	1.3	0.8
3日	3139	78.1	20.2	1.4	0.3
4日又は5日	3164	77.2	20.5	1.9	0.3
6日以上	835	76.2	21.6	1.8	0.5
不明	0	-	-	-	-

【27】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
自白	5491	77.2	20.9	1.5	0.4
否認	2794	77.6	20.3	1.8	0.4
不明	0	-	-	-	-

【28】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
理解しやすかった	5224	82.6	16.3	0.9	0.2
普通	2372	68.4	29.3	2.1	0.2
理解しにくかった	591	67.9	26.2	5.8	0.2
不明	98	68.4	11.2	2.0	18.4

【29】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
わかりやすかった	5940	80.1	18.5	1.2	0.2
普通	1959	70.9	26.6	2.3	0.2
わかりにくかった	333	69.7	26.1	3.9	0.3
不明	53	50.9	11.3	5.7	32.1

【30】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
わかりやすかった	3348	80.0	18.3	1.4	0.2
普通	3455	75.4	23.1	1.3	0.2
わかりにくかった	1399	76.8	20.4	2.7	0.1
不明	83	59.0	16.9	3.6	20.5

【31】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
わかりやすかった	7338	80.4	18.2	1.2	0.2
普通	854	53.4	41.6	4.8	0.2
わかりにくかった	39	53.8	33.3	12.8	0.0
不明	54	57.4	13.0	0.0	29.6

【32】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気であ った	普通	話しにくい 雰囲気であ った	不明
全 体	8285	77.3	20.7	1.6	0.4
事件の内容が複雑であった	1240	73.1	23.6	3.1	0.1
証拠や証人が多数であった	354	77.7	19.5	2.8	0.0
証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった	1420	76.1	22.0	1.8	0.1
審理時間が長かった	363	66.4	29.5	4.1	0.0
その他(具体的に)	2074	79.5	18.7	1.6	0.2
理解しにくかった点はなかった	3071	79.7	19.0	1.2	0.1
不明	1134	75.5	21.2	1.1	2.2

問7 評議における議論の充実度

【33】 問7 評議における議論の充実度【横軸】 × 審理の実日数【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
1日又は2日	1147	70.2	7.8	20.9	1.1
3日	3139	72.2	6.5	19.9	1.4
4日又は5日	3164	70.5	7.2	20.8	1.5
6日以上	835	73.1	8.4	17.5	1.1
不明	0	-	-	-	-

【34】 問7 評議における議論の充実度【横軸】 × 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
自白	5491	71.1	7.1	20.4	1.5
否認	2794	71.9	7.2	19.7	1.1
不明	0	-	-	-	-

【35】 問7 評議における議論の充実度【横軸】 × 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
理解しやすかった	5224	77.8	5.4	15.8	0.9
普通	2372	61.2	9.5	27.9	1.5
理解しにくかった	591	58.4	12.7	27.6	1.4
不明	98	51.0	9.2	19.4	20.4

【36】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
わかりやすかった	5940	74.8	6.2	18.1	0.9
普通	1959	63.7	8.5	25.9	1.9
わかりにくかった	333	60.4	14.7	24.6	0.3
不明	53	39.6	9.4	13.2	37.7

【37】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
わかりやすかった	3348	74.9	6.4	17.7	1.1
普通	3455	69.3	7.2	22.5	1.1
わかりにくかった	1399	69.0	9.0	20.7	1.2
不明	83	55.4	6.0	14.5	24.1

【38】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
わかりやすかった	7338	73.8	6.4	18.8	1.0
普通	854	52.8	13.1	32.0	2.1
わかりにくかった	39	43.6	30.8	25.6	0.0
不明	54	50.0	1.9	13.0	35.2

【39】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
事件の内容が複雑であった	1240	64.6	9.3	25.2	0.9
証拠や証人が多数であった	354	71.8	8.5	19.2	0.6
証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった	1420	68.7	8.0	22.0	1.2
審理時間が長かった	363	62.5	9.1	27.0	1.4
その他(具体的に)	2074	70.9	8.3	19.7	1.1
理解しにくかった点はなかった	3071	75.8	5.5	17.7	0.9
不明	1134	70.6	6.3	19.3	3.8

【40】 問7 評議における議論の充実度【横軸】× 問6 評議における話しやすさ【縦軸】

	全 体	十分に議論 ができた	不十分で あった	わからない	不明
全 体	8285	71.4	7.1	20.1	1.4
話しやすい雰囲気であった	6405	79.3	5.0	14.7	0.9
普通	1713	46.7	12.7	38.9	1.7
話しにくい雰囲気であった	134	20.1	37.3	41.8	0.7
不明	33	15.2	9.1	6.1	69.7

問9 裁判员に選ばれる前の気持ち

【41】 問9 裁判员に選ばれる前の気持ち【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	8285	7.4	23.7	34.4	19.1	14.7	0.6
男性	4520	9.8	28.5	32.7	14.4	14.1	0.5
女性	3613	4.6	17.7	36.9	24.8	15.5	0.6
不明	152	3.9	24.3	25.7	25.0	13.8	7.2

【42】 問9 裁判员に選ばれる前の気持ち【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	8285	7.4	23.7	34.4	19.1	14.7	0.6
20代	1203	11.8	26.7	27.5	15.9	17.8	0.3
30代	1906	8.9	25.9	32.8	17.1	14.9	0.4
40代	1780	7.2	22.9	36.6	20.6	12.4	0.3
50代	1672	4.7	21.8	37.8	20.5	14.4	0.9
60代	1428	4.9	18.8	38.4	21.8	15.1	0.8
70歳以上	135	15.6	53.3	9.6	4.4	17.0	0.0
不明	161	4.3	22.4	28.0	26.1	13.7	5.6

【43】 問9 裁判员に選ばれる前の気持ち【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	8285	7.4	23.7	34.4	19.1	14.7	0.6
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	4542	8.7	27.0	33.3	16.2	14.3	0.5
自営・自由業	625	9.9	23.4	35.4	17.4	13.1	0.8
パート・アルバイト	1216	4.3	16.9	37.9	24.5	16.0	0.5
専業主婦・専業主夫	835	3.6	15.8	37.5	28.1	14.3	0.7
学生	73	24.7	37.0	20.5	2.7	15.1	0.0
無職	567	6.9	24.9	32.1	20.8	14.8	0.5
その他	220	5.9	17.3	35.9	17.7	22.3	0.9
不明	207	4.3	23.2	30.4	22.7	14.5	4.8

【44】 問9 裁判员に選ばれる前の気持ち【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	8285	7.4	23.7	34.4	19.1	14.7	0.6
育児をしている	1375	8.7	23.4	34.1	18.6	15.0	0.2
介護をしている	287	7.3	24.4	31.0	21.3	15.0	1.0
育児も介護もしていない	5058	7.8	24.1	34.6	18.3	14.7	0.5
不明	1586	5.5	22.4	34.4	21.8	14.6	1.3

問11 裁判员として裁判に参加した感想

【45】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
男性	4520	57.2	38.7	2.0	0.9	0.5	0.6
女性	3613	53.7	41.0	3.1	1.1	0.2	0.8
不明	152	48.7	39.5	2.0	1.3	1.3	7.2

【46】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
20代	1203	60.2	34.9	2.5	1.0	0.7	0.7
30代	1906	61.4	34.2	2.4	1.1	0.3	0.6
40代	1780	58.9	36.6	2.1	1.2	0.4	0.8
50代	1672	50.2	45.3	3.1	0.7	0.2	0.5
60代	1428	46.3	48.7	2.8	0.8	0.5	0.9
70歳以上	135	57.0	40.0	0.7	0.0	0.7	1.5
不明	161	49.7	39.1	2.5	1.2	1.2	6.2

【47】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	4542	59.9	36.3	2.0	0.8	0.4	0.5
自営・自由業	625	52.5	41.4	2.9	1.6	0.5	1.1
パート・アルバイト	1216	50.7	44.8	2.6	0.8	0.2	0.7
専業主婦・専業主夫	835	47.3	46.1	4.1	1.2	0.4	1.0
学生	73	76.7	23.3	0.0	0.0	0.0	0.0
無職	567	45.3	47.8	3.4	1.4	1.1	1.1
その他	220	56.4	39.1	2.3	1.4	0.0	0.9
不明	207	50.7	38.2	3.4	1.0	1.0	5.8

【48】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
育児をしている	1375	64.0	31.9	2.4	0.9	0.2	0.6
介護をしている	287	51.9	41.8	3.1	1.0	0.3	1.7
育児も介護もしていない	5058	55.4	40.4	2.3	0.9	0.4	0.6
不明	1586	49.5	43.9	3.1	1.3	0.6	1.6

【49】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
1日又は2日	1147	54.7	40.2	2.9	1.0	0.3	0.9
3日	3139	55.8	40.0	2.3	0.7	0.5	0.8
4日又は5日	3164	55.3	39.8	2.5	1.1	0.4	0.8
6日以上	835	56.8	37.6	3.1	1.2	0.4	1.0
不明	0	-	-	-	-	-	-

【50】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
自白	5491	55.3	40.2	2.3	0.8	0.5	0.8
否認	2794	56.0	38.8	2.8	1.3	0.3	0.8
不明	0	-	-	-	-	-	-

裁判員アンケートの集計結果

【51】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
理解しやすかった	5224	61.4	35.3	1.8	0.7	0.3	0.5
普通	2372	45.1	49.0	3.0	1.2	0.7	0.9
理解しにくかった	591	46.4	43.8	6.8	2.0	0.7	0.3
不明	98	51.0	25.5	2.0	2.0	0.0	19.4

【52】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
わかりやすかった	5940	58.9	37.1	2.2	0.7	0.4	0.6
普通	1959	46.5	47.6	3.4	1.4	0.5	0.7
わかりにくかった	333	53.2	41.1	2.4	2.7	0.3	0.3
不明	53	30.2	32.1	1.9	1.9	1.9	32.1

【53】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
わかりやすかった	3348	59.5	36.4	2.3	0.8	0.4	0.5
普通	3455	52.5	43.0	2.4	1.0	0.4	0.7
わかりにくかった	1399	54.6	39.9	3.4	1.2	0.4	0.6
不明	83	38.6	36.1	1.2	1.2	1.2	21.7

【54】 問11 裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
わかりやすかった	7338	57.8	38.3	2.1	0.9	0.4	0.6
普通	854	37.8	52.6	6.0	1.8	0.7	1.2
わかりにくかった	39	48.7	35.9	10.3	5.1	0.0	0.0
不明	54	31.5	37.0	0.0	0.0	0.0	31.5

【55】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× 問6 評議における話しやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
話しやすい雰囲気であった	6405	60.3	36.4	1.8	0.6	0.3	0.5
普通	1713	39.6	51.7	4.8	1.9	0.8	1.2
話しにくい雰囲気であった	134	37.3	50.0	5.2	6.7	0.0	0.7
不明	33	24.2	15.2	6.1	3.0	3.0	48.5

【56】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× 問7 評議における議論の充実度【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
十分に議論ができた	5912	61.1	36.1	1.6	0.5	0.2	0.5
不十分であった	592	46.6	46.1	3.9	1.9	0.8	0.7
わからない	1669	40.1	50.5	5.4	2.2	0.9	1.0
不明	112	41.1	36.6	2.7	1.8	0.9	17.0

【57】 問11 裁判员として裁判に参加した感想【横軸】× 問9 裁判员に選ばれる前の気持ち【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	8285	55.5	39.7	2.5	1.0	0.4	0.8
積極的にやってみたいと思っていた	617	89.8	9.4	0.5	0.2	0.0	0.2
やってみたいと思っていた	1963	68.4	30.5	0.7	0.1	0.1	0.2
あまりやりたくないと思っていた	2848	49.7	47.5	1.8	0.3	0.1	0.5
やりたくないと思っていた	1584	37.1	50.1	7.0	3.7	1.1	1.0
特に考えていなかった	1220	55.8	39.0	2.4	0.9	1.1	0.8
不明	53	37.7	20.8	0.0	0.0	0.0	41.5

問13-1 裁判所の対応に対する全体的な印象

【58】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F1 性別【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	8285	75.1	23.5	0.5	0.8
男性	4520	75.2	23.8	0.5	0.6
女性	3613	75.4	23.1	0.6	0.9
不明	152	66.4	26.3	0.0	7.2

【59】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F2 年齢【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	8285	75.1	23.5	0.5	0.8
20代	1203	70.4	28.1	0.8	0.7
30代	1906	73.9	25.1	0.5	0.5
40代	1780	75.7	23.7	0.2	0.4
50代	1672	77.2	21.2	0.7	0.8
60代	1428	77.9	20.5	0.4	1.2
70歳以上	135	82.2	15.6	0.7	1.5
不明	161	66.5	27.3	0.0	6.2

【60】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F3 職業【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	8285	75.1	23.5	0.5	0.8
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	4542	75.1	24.0	0.6	0.4
自営・自由業	625	73.6	24.2	0.8	1.4
パート・アルバイト	1216	74.3	24.3	0.3	1.0
専業主婦・専業主夫	835	77.2	21.3	0.2	1.2
学生	73	86.3	13.7	0.0	0.0
無職	567	75.7	22.9	0.4	1.1
その他	220	79.5	18.6	0.9	0.9
不明	207	66.7	27.1	0.5	5.8

【61】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	8285	75.1	23.5	0.5	0.8
育児をしている	1375	76.7	22.8	0.3	0.3
介護をしている	287	76.7	21.6	0.3	1.4
育児も介護もしていない	5058	74.9	24.0	0.5	0.7
不明	1586	74.6	23.1	0.7	1.6

【62】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	8285	75.1	23.5	0.5	0.8
非常によい経験と感じた	4602	81.9	17.3	0.3	0.4
よい経験と感じた	3291	68.6	30.0	0.6	0.7
あまりよい経験とは感じなかった	208	50.5	47.1	1.4	1.0
よい経験とは感じなかった	81	48.1	48.1	3.7	0.0
特に感じることはなかった	35	51.4	48.6	0.0	0.0
不明	68	48.5	19.1	0.0	32.4

【63】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

条件:問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【積極的参加意向】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	2580	79.6	19.3	0.5	0.5
非常によい経験と感じた	1897	83.0	16.1	0.5	0.4
よい経験と感じた	657	70.3	28.2	0.6	0.9
あまりよい経験とは感じなかった	16	68.8	31.3	0.0	0.0
よい経験とは感じなかった	3	33.3	33.3	33.3	0.0
特に感じることはなかった	2	100.0	0.0	0.0	0.0
不明	5	60.0	20.0	0.0	20.0

【64】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× 問11 裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

条件:問9 裁判員に選ばれる前の気持ち【消極的参加意向】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	4432	73.6	25.3	0.5	0.5
非常によい経験と感じた	2004	81.4	17.9	0.2	0.4
よい経験と感じた	2147	69.3	29.5	0.7	0.6
あまりよい経験とは感じなかった	163	49.7	47.9	1.2	1.2
よい経験とは感じなかった	67	47.8	49.3	3.0	0.0
特に感じることはなかった	20	45.0	55.0	0.0	0.0
不明	31	67.7	29.0	0.0	3.2

【65】 問13-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】

× 問11 裁判员として裁判に参加した感想【縦軸】

条件:問9 裁判员に選ばれる前の気持ち【特に考えていなかった】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	1220	71.9	26.7	0.4	1.0
非常によい経験と感じた	681	80.2	18.9	0.3	0.6
よい経験と感じた	476	63.2	35.3	0.4	1.1
あまりよい経験とは感じなかった	29	44.8	51.7	3.4	0.0
よい経験とは感じなかった	11	54.5	45.5	0.0	0.0
特に感じることはなかった	13	53.8	46.2	0.0	0.0
不明	10	40.0	30.0	0.0	30.0

(2) 補充裁判員アンケートの集計結果

問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ

【1】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× 実際の送付時期【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	2673	4.7	91.3	2.3	1.2	0.4
6週間～7週間前	1719	5.4	90.9	2.0	1.0	0.6
～8週間前	569	3.9	92.6	2.1	1.4	0.0
その他(何週間前)	385	3.1	90.9	3.9	1.8	0.3
不明	0	-	-	-	-	-

【2】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	2673	4.7	91.3	2.3	1.2	0.4
1日又は2日	362	4.1	90.9	3.3	1.4	0.3
3日	953	5.1	90.9	2.4	1.3	0.3
4日又は5日	1022	4.6	92.2	1.7	0.9	0.7
6日以上	336	4.5	90.2	3.0	2.1	0.3
不明	0	-	-	-	-	-

【3】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	2673	4.7	91.3	2.3	1.2	0.4
男性	1419	5.1	90.8	2.4	1.3	0.3
女性	1212	4.4	91.8	2.2	1.0	0.6
不明	42	0.0	90.5	2.4	4.8	2.4

【4】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	もっと早く送ってほしい	今ぐらいでよい	もっと遅くてもよい	わからない	不明
全 体	2673	4.7	91.3	2.3	1.2	0.4
20代	406	6.4	88.9	2.5	2.0	0.2
30代	624	4.3	92.6	2.1	0.5	0.5
40代	590	5.3	92.2	1.7	0.8	0.0
50代	528	3.8	92.0	2.3	1.3	0.6
60代	434	4.8	88.9	3.7	1.8	0.7
70歳以上	46	2.2	95.7	0.0	0.0	2.2
不明	45	0.0	91.1	2.2	4.4	2.2

【5】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	2673	4.7	91.3	2.3	1.2	0.4
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	1422	5.2	91.6	2.2	0.8	0.2
自営・自由業	197	4.1	91.9	1.0	2.0	1.0
パート・アルバイト	410	4.6	90.5	2.7	2.0	0.2
専業主婦・専業主夫	307	5.5	90.2	2.9	0.3	1.0
学生	20	0.0	95.0	5.0	0.0	0.0
無職	192	2.6	91.1	2.6	2.6	1.0
その他	67	3.0	92.5	3.0	1.5	0.0
不明	58	1.7	89.7	1.7	5.2	1.7

【6】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	2673	4.7	91.3	2.3	1.2	0.4
育児をしている	462	3.9	92.9	2.2	0.6	0.4
介護をしている	93	8.6	83.9	5.4	1.1	1.1
育児も介護もしていない	1607	5.1	91.3	2.2	1.2	0.2
不明	516	3.7	91.1	2.3	1.7	1.2

問3 審理内容の理解しやすさ

【7】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	2673	65.2	28.0	5.8	1.0
1日又は2日	362	74.0	21.5	3.3	1.1
3日	953	69.0	25.9	4.0	1.0
4日又は5日	1022	63.2	29.7	6.2	0.9
6日以上	336	51.2	35.4	12.5	0.9
不明	0	-	-	-	-

【8】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	2673	65.2	28.0	5.8	1.0
自白	1701	69.8	25.4	3.8	1.1
否認	972	57.3	32.5	9.4	0.8
不明	0	-	-	-	-

【9】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

条件: 自白・否認の別【自白】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	1701	69.8	25.4	3.8	1.1
1日又は2日	321	74.5	21.2	3.1	1.2
3日	789	70.6	25.3	3.0	1.0
4日又は5日	553	66.4	27.8	4.7	1.1
6日以上	38	63.2	26.3	10.5	0.0
不明	0	-	-	-	-

【10】 問3 審理内容の理解のしやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

条件: 自白・否認の別【否認】

	全 体	理解しやす かった	普通	理解しにく かった	不明
全 体	972	57.3	32.5	9.4	0.8
1日又は2日	41	70.7	24.4	4.9	0.0
3日	164	61.6	28.7	8.5	1.2
4日又は5日	469	59.5	32.0	7.9	0.6
6日以上	298	49.7	36.6	12.8	1.0
不明	0	-	-	-	-

問4 法廷での説明等のわかりやすさ

【11】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	71.8	23.9	3.7	0.6
1日又は2日	362	76.8	20.2	2.8	0.3
3日	953	72.4	23.7	3.1	0.7
4日又は5日	1022	70.3	25.4	3.5	0.8
6日以上	336	69.6	23.5	6.5	0.3
不明	0	-	-	-	-

【12】 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	39.4	43.0	16.7	1.0
1日又は2日	362	47.2	38.4	14.4	0.0
3日	953	43.5	42.9	12.3	1.3
4日又は5日	1022	36.3	45.1	17.4	1.2
6日以上	336	28.3	41.7	29.5	0.6
不明	0	-	-	-	-

【13】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	87.9	10.7	0.6	0.7
1日又は2日	362	88.4	10.8	0.6	0.3
3日	953	87.5	10.6	0.7	1.2
4日又は5日	1022	88.3	10.7	0.4	0.7
6日以上	336	87.5	11.3	0.9	0.3
不明	0	-	-	-	-

【14】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	71.8	23.9	3.7	0.6
自白	1701	73.1	22.6	3.4	0.8
否認	972	69.5	26.0	4.1	0.3
不明	0	-	-	-	-

【15】 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	39.4	43.0	16.7	1.0
自白	1701	44.4	42.0	12.4	1.2
否認	972	30.6	44.7	24.2	0.6
不明	0	-	-	-	-

【16】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	87.9	10.7	0.6	0.7
自白	1701	88.5	9.9	0.6	1.0
否認	972	86.9	12.2	0.5	0.3
不明	0	-	-	-	-

【17】 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【横軸】 × 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	71.8	23.9	3.7	0.6
理解しやすかった	1744	81.3	16.5	1.9	0.3
普通	748	53.1	40.2	6.0	0.7
理解しにくかった	155	60.6	26.5	12.9	0.0
不明	26	42.3	34.6	0.0	23.1

【18】 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【横軸】 × 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	39.4	43.0	16.7	1.0
理解しやすかった	1744	47.9	38.1	13.3	0.7
普通	748	23.0	57.0	19.1	0.9
理解しにくかった	155	24.5	32.9	41.3	1.3
不明	26	23.1	30.8	26.9	19.2

【19】 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【横軸】 × 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	わかりやす かった	普通	わかりにく かった	不明
全 体	2673	87.9	10.7	0.6	0.7
理解しやすかった	1744	94.7	4.6	0.2	0.5
普通	748	74.7	24.1	0.5	0.7
理解しにくかった	155	76.1	16.8	5.8	1.3
不明	26	80.8	0.0	0.0	19.2

問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由

【20】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	2673	13.6	4.3	17.2	4.3	23.9	38.0	14.3
1日又は2日	362	5.2	0.3	16.9	3.3	22.9	45.3	15.5
3日	953	9.2	1.8	16.3	2.9	21.6	41.9	16.7
4日又は5日	1022	15.6	4.7	17.2	4.5	25.2	35.2	13.7
6日以上	336	29.2	14.6	20.5	8.6	27.4	28.0	8.0
不明	0	-	-	-	-	-	-	-

【21】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	2673	13.6	4.3	17.2	4.3	23.9	38.0	14.3
自白	1701	9.5	2.4	16.3	3.5	22.1	42.4	15.6
否認	972	20.8	7.6	18.8	5.8	27.1	30.5	11.9
不明	0	-	-	-	-	-	-	-

【22】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	2673	13.6	4.3	17.2	4.3	23.9	38.0	14.3
理解しやすかった	1744	8.1	2.6	13.6	3.0	21.1	45.5	16.0
普通	748	18.2	6.6	23.1	6.3	27.0	28.2	11.2
理解しにくかった	155	53.5	12.9	31.0	9.0	39.4	4.5	6.5
不明	26	15.4	0.0	7.7	3.8	30.8	23.1	34.6

補充裁判員アンケートの集計結果

【23】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	2673	13.6	4.3	17.2	4.3	23.9	38.0	14.3
わかりやすかった	1920	11.8	3.9	16.3	3.7	22.0	41.9	14.3
普通	638	17.6	5.0	18.8	5.2	27.9	30.6	13.6
わかりにくかった	98	25.5	7.1	26.5	10.2	37.8	16.3	9.2
不明	17	5.9	11.8	11.8	5.9	5.9	5.9	64.7

【24】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	2673	13.6	4.3	17.2	4.3	23.9	38.0	14.3
わかりやすかった	1052	8.9	3.0	13.0	3.0	17.5	47.7	16.6
普通	1149	14.4	4.4	18.2	4.5	24.4	35.8	14.6
わかりにくかった	446	23.1	6.7	24.9	6.7	38.1	22.6	6.1
不明	26	7.7	7.7	15.4	3.8	19.2	11.5	46.2

【25】 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	事件の内容 が複雑で あった	証拠や証人 が多数で あった	証人や被告 人が法廷で 話す内容が わかりにく かった	審理時間が 長かった	その他(具 体的に)	理解しにく かった点は なかった	不明
全 体	2673	13.6	4.3	17.2	4.3	23.9	38.0	14.3
わかりやすかった	2350	13.4	4.2	16.8	3.7	23.3	39.5	14.1
普通	287	15.7	4.5	19.9	8.7	29.6	28.9	14.3
わかりにくかった	16	18.8	12.5	37.5	6.3	37.5	18.8	0.0
不明	20	5.0	10.0	20.0	5.0	5.0	15.0	50.0

問6 評議における話しやすさ

【26】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 あった	普通	話しにくい 雰囲気 あった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
1日又は2日	362	71.8	24.6	2.5	1.1
3日	953	71.2	23.5	3.0	2.2
4日又は5日	1022	72.1	23.6	2.1	2.3
6日以上	336	69.3	23.5	4.2	3.0
不明	0	-	-	-	-

【27】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 あった	普通	話しにくい 雰囲気 あった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
自白	1701	71.3	24.3	2.5	1.9
否認	972	71.7	22.6	3.1	2.6
不明	0	-	-	-	-

【28】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 あった	普通	話しにくい 雰囲気 あった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
理解しやすかった	1744	75.5	20.2	2.4	2.0
普通	748	63.1	32.6	2.4	1.9
理解しにくかった	155	67.7	21.3	9.0	1.9
不明	26	61.5	15.4	0.0	23.1

【29】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 であった	普通	話しにくい 雰囲気 であった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
わかりやすかった	1920	73.7	22.2	2.3	1.8
普通	638	65.7	28.7	3.4	2.2
わかりにくかった	98	68.4	23.5	5.1	3.1
不明	17	47.1	5.9	5.9	41.2

【30】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 であった	普通	話しにくい 雰囲気 であった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
わかりやすかった	1052	74.7	21.5	1.8	2.0
普通	1149	68.3	26.5	3.0	2.2
わかりにくかった	446	72.2	22.4	4.3	1.1
不明	26	61.5	7.7	3.8	26.9

【31】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 であった	普通	話しにくい 雰囲気 であった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
わかりやすかった	2350	75.0	21.5	1.7	1.9
普通	287	44.9	42.2	10.5	2.4
わかりにくかった	16	37.5	43.8	18.8	0.0
不明	20	60.0	0.0	5.0	35.0

【32】 問6 評議における話しやすさ【横軸】× 問5 法廷での手続全般について、理解しにくかった理由【縦軸】

	全 体	話しやすい 雰囲気 であった	普通	話しにくい 雰囲気 であった	不明
全 体	2673	71.4	23.7	2.7	2.2
事件の内容が複雑であった	364	66.2	26.9	4.7	2.2
証拠や証人が多数であった	115	66.1	27.8	5.2	0.9
証人や被告人が法廷で話す内容がわかりにくかった	461	68.3	26.5	2.6	2.6
審理時間が長かった	115	64.3	29.6	3.5	2.6
その他(具体的に)	639	73.4	20.8	3.6	2.2
理解しにくかった点はなかった	1017	73.7	22.3	2.4	1.6
不明	382	69.1	24.1	2.6	4.2

問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち

【33】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	2673	7.7	27.0	33.4	16.6	14.6	0.6
男性	1419	10.5	33.6	28.4	12.3	14.8	0.4
女性	1212	4.3	19.1	39.7	21.9	14.5	0.5
不明	42	9.5	35.7	23.8	11.9	11.9	7.1

【34】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	2673	7.7	27.0	33.4	16.6	14.6	0.6
20代	406	13.5	29.8	27.6	13.3	15.3	0.5
30代	624	8.2	28.5	31.3	17.1	14.4	0.5
40代	590	8.0	25.6	34.4	16.6	15.1	0.3
50代	528	4.2	23.5	40.7	18.4	12.5	0.8
60代	434	3.7	25.3	35.5	18.7	16.6	0.2
70歳以上	46	23.9	50.0	8.7	4.3	13.0	0.0
不明	45	6.7	35.6	24.4	13.3	13.3	6.7

【35】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	2673	7.7	27.0	33.4	16.6	14.6	0.6
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	1422	9.8	30.2	31.2	14.0	14.3	0.4
自営・自由業	197	4.1	32.0	32.0	13.7	17.8	0.5
パート・アルバイト	410	4.4	18.8	40.2	21.2	14.4	1.0
専業主婦・専業主夫	307	2.0	18.2	40.7	24.4	14.7	0.0
学生	20	35.0	40.0	5.0	5.0	15.0	0.0
無職	192	8.9	27.1	33.9	16.7	13.5	0.0
その他	67	7.5	31.3	28.4	17.9	13.4	1.5
不明	58	6.9	27.6	22.4	20.7	17.2	5.2

【36】 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思 っていた	やってみ たいと思 っていた	あまりや りたく ないと思 っていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えてい なかつた	不明
全 体	2673	7.7	27.0	33.4	16.6	14.6	0.6
育児をしている	462	7.6	27.3	35.7	15.2	13.9	0.4
介護をしている	93	8.6	18.3	43.0	15.1	15.1	0.0
育児も介護もしていない	1607	8.5	27.2	32.2	16.5	15.2	0.4
不明	516	5.0	28.1	33.3	18.8	13.6	1.2

問10 補充裁判員として裁判に参加した感想

【37】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
男性	1419	52.2	40.6	4.0	1.1	1.1	1.1
女性	1212	49.1	44.5	3.3	0.7	1.0	1.5
不明	42	47.6	31.0	7.1	0.0	0.0	14.3

【38】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
20代	406	55.9	37.4	3.2	0.7	1.5	1.2
30代	624	55.1	39.3	3.0	0.5	1.1	1.0
40代	590	49.8	42.9	4.4	0.7	0.8	1.4
50代	528	46.2	45.8	4.0	1.3	0.9	1.7
60代	434	45.6	47.2	3.9	1.4	0.9	0.9
70歳以上	46	58.7	37.0	2.2	0.0	0.0	2.2
不明	45	48.9	31.1	6.7	0.0	0.0	13.3

【39】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	1422	53.7	40.2	3.7	0.8	0.8	0.8
自営・自由業	197	52.3	41.6	3.0	0.5	1.0	1.5
パート・アルバイト	410	45.6	47.1	2.9	0.5	2.0	2.0
専業主婦・専業主夫	307	47.9	43.0	5.2	1.0	0.7	2.3
学生	20	55.0	45.0	0.0	0.0	0.0	0.0
無職	192	46.9	46.4	3.6	1.6	1.6	0.0
その他	67	41.8	44.8	4.5	3.0	1.5	4.5
不明	58	46.6	36.2	5.2	1.7	0.0	10.3

【40】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
育児をしている	462	53.7	39.4	4.5	0.4	0.4	1.5
介護をしている	93	49.5	43.0	5.4	2.2	0.0	0.0
育児も介護もしていない	1607	50.5	42.8	3.6	0.8	1.1	1.2
不明	516	49.2	42.6	3.1	1.2	1.4	2.5

補充裁判員アンケートの集計結果

【41】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 審理の実日数【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
1日又は2日	362	50.8	43.9	3.6	0.3	0.6	0.8
3日	953	51.5	40.5	3.5	0.8	1.3	2.4
4日又は5日	1022	49.0	43.2	4.4	1.2	1.2	1.1
6日以上	336	53.6	42.3	2.7	0.6	0.3	0.6
不明	0	-	-	-	-	-	-

【42】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 自白・否認の別【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
自白	1701	50.0	43.3	3.6	0.8	0.8	1.4
否認	972	52.0	40.3	3.9	0.9	1.3	1.5
不明	0	-	-	-	-	-	-

補充裁判員アンケートの集計結果

【43】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問3 審理内容の理解のしやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
理解しやすかった	1744	56.9	37.8	3.2	0.6	0.6	0.9
普通	748	39.0	50.9	4.7	1.5	1.9	2.0
理解しにくかった	155	41.3	47.7	6.5	1.3	1.3	1.9
不明	26	30.8	50.0	0.0	0.0	0.0	19.2

【44】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【検察官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
わかりやすかった	1920	53.5	41.0	3.2	0.6	0.6	1.0
普通	638	42.6	47.0	4.7	1.4	2.2	2.0
わかりにくかった	98	49.0	38.8	9.2	2.0	1.0	0.0
不明	17	47.1	11.8	0.0	0.0	0.0	41.2

【45】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【弁護士】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
わかりやすかった	1052	54.7	39.9	2.9	0.6	0.9	1.1
普通	1149	47.3	44.9	4.4	0.9	1.1	1.5
わかりにくかった	446	50.4	41.9	4.3	1.6	1.1	0.7
不明	26	50.0	19.2	3.8	0.0	0.0	26.9

【46】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問4 法廷での【裁判官】の説明等のわかりやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
わかりやすかった	2350	53.3	40.9	3.1	0.7	0.9	1.1
普通	287	31.0	55.4	7.7	2.1	2.4	1.4
わかりにくかった	16	31.3	43.8	18.8	0.0	0.0	6.3
不明	20	50.0	10.0	5.0	0.0	0.0	35.0

【47】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問6 評議における話しやすさ【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
話しやすい雰囲気であった	1909	56.8	38.7	2.3	0.5	0.6	1.1
普通	633	34.9	53.9	6.8	0.8	2.2	1.4
話しにくい雰囲気であった	73	42.5	35.6	11.0	6.8	2.7	1.4
不明	58	34.5	37.9	8.6	5.2	0.0	13.8

【48】 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【横軸】× 問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【縦軸】

	全 体	非常によい 経験と感じ た	よい経験と 感じた	あまりよい 経験とは感 じなかった	よい経験と は感じな かった	特に感じる ことはな かった	不明
全 体	2673	50.7	42.2	3.7	0.9	1.0	1.5
積極的にやってみたく思っていた	205	79.0	15.6	5.4	0.0	0.0	0.0
やってみたく思っていた	723	61.8	33.9	1.9	1.0	0.4	1.0
あまりやりたくないと思っていた	894	45.0	49.1	4.0	0.2	0.4	1.2
やりたくないと思っていた	445	33.7	53.3	6.7	2.5	2.5	1.3
特に考えていなかった	391	48.6	44.5	2.3	0.8	2.3	1.5
不明	15	33.3	6.7	0.0	0.0	0.0	60.0

問11 問10で「よい経験」と感じなかった理由

【49】 問11 問10で「よい経験」と感じなかった理由【横軸】× 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

	全 体	もともと裁判 に参加する ことに意義 を感じてい なかったか ら	正式な裁判 員になるこ とができな かったから	いつ正式な 裁判員に選 ばれるか分 からず、不 安だったか ら	その他(具 体的に)	不明
全 体	150	26.0	32.0	15.3	31.3	16.0
あまりよい経験とは感じなかった	100	27.0	37.0	15.0	32.0	13.0
よい経験とは感じなかった	23	17.4	21.7	13.0	56.5	17.4
特に感じることはなかった	27	29.6	22.2	18.5	7.4	25.9

問12-1 裁判所の対応に対する全体的な印象

【50】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F1 性別【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	2673	73.2	25.0	0.7	1.1
男性	1419	73.9	24.7	0.7	0.8
女性	1212	72.5	25.7	0.7	1.2
不明	42	69.0	16.7	2.4	11.9

【51】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F2 年齢【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	2673	73.2	25.0	0.7	1.1
20代	406	70.7	27.8	0.5	1.0
30代	624	73.2	25.8	0.3	0.6
40代	590	70.5	27.6	1.2	0.7
50代	528	76.1	21.8	0.6	1.5
60代	434	74.7	23.5	0.7	1.2
70歳以上	46	82.6	15.2	2.2	0.0
不明	45	71.1	15.6	2.2	11.1

【52】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F3 職業【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	2673	73.2	25.0	0.7	1.1
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	1422	72.1	26.5	0.6	0.8
自営・自由業	197	79.2	20.8	0.0	0.0
パート・アルバイト	410	72.2	26.1	0.5	1.2
専業主婦・専業主夫	307	74.3	23.5	0.7	1.6
学生	20	65.0	30.0	5.0	0.0
無職	192	78.1	19.3	1.6	1.0
その他	67	71.6	23.9	3.0	1.5
不明	58	69.0	20.7	1.7	8.6

【53】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	2673	73.2	25.0	0.7	1.1
育児をしている	462	71.9	26.8	0.6	0.6
介護をしている	93	79.6	19.4	1.1	0.0
育児も介護もしていない	1607	72.7	25.8	0.6	0.9
不明	516	74.8	21.9	1.0	2.3

【54】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	2673	73.2	25.0	0.7	1.1
非常によい経験と感じた	1356	81.2	17.7	0.7	0.4
よい経験と感じた	1128	66.6	32.1	0.5	0.8
あまりよい経験とは感じなかった	100	58.0	38.0	3.0	1.0
よい経験とは感じなかった	23	56.5	39.1	0.0	4.3
特に感じることはなかった	27	51.9	48.1	0.0	0.0
不明	39	48.7	15.4	0.0	35.9

【55】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】
 条件:問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【積極的参加意向】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	928	77.3	21.3	0.5	0.9
非常によい経験と感じた	609	81.8	17.4	0.5	0.3
よい経験と感じた	277	70.0	28.2	0.7	1.1
あまりよい経験とは感じなかった	25	68.0	28.0	0.0	4.0
よい経験とは感じなかった	7	28.6	57.1	0.0	14.3
特に感じることはなかった	3	66.7	33.3	0.0	0.0
不明	7	57.1	28.6	0.0	14.3

【56】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】
 条件:問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【消極的参加意向】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	1339	71.6	26.7	0.9	0.8
非常によい経験と感じた	552	81.5	17.0	1.1	0.4
よい経験と感じた	676	66.0	32.8	0.4	0.7
あまりよい経験とは感じなかった	66	54.5	40.9	4.5	0.0
よい経験とは感じなかった	13	61.5	38.5	0.0	0.0
特に感じることはなかった	15	60.0	40.0	0.0	0.0
不明	17	58.8	17.6	0.0	23.5

【57】 問12-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問10 補充裁判員として裁判に参加した感想【縦軸】
 条件:問8 補充裁判員に選ばれる前の気持ち【特に考えていなかった】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	391	70.1	28.6	0.5	0.8
非常によい経験と感じた	190	78.4	20.5	0.5	0.5
よい経験と感じた	174	63.2	35.6	0.6	0.6
あまりよい経験とは感じなかった	9	55.6	44.4	0.0	0.0
よい経験とは感じなかった	3	100.0	0.0	0.0	0.0
特に感じることはなかった	9	33.3	66.7	0.0	0.0
不明	6	66.7	16.7	0.0	16.7

(3) 裁判員候補者アンケートの集計結果

問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ

【1】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× 実際の送付時期【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	33082	4.2	88.1	2.4	3.7	1.6
6週間～7週間前	21231	4.7	88.4	1.9	3.5	1.5
～8週間前	7185	3.3	88.2	2.9	3.9	1.6
その他(何週間前)	4666	3.7	86.8	3.7	3.8	2.0
不明	0	-	-	-	-	-

【2】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	33082	4.2	88.1	2.4	3.7	1.6
男性	17376	4.2	89.3	2.4	3.0	1.1
女性	15142	4.2	88.0	2.4	4.3	1.1
不明	564	6.0	56.0	2.3	6.0	29.6

【3】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	33082	4.2	88.1	2.4	3.7	1.6
20代	4988	5.8	87.3	2.1	4.3	0.6
30代	7264	4.8	89.8	2.4	2.6	0.5
40代	6948	4.3	89.7	2.7	2.8	0.6
50代	6475	3.8	89.4	2.2	3.5	1.1
60代	6259	2.7	86.8	2.6	5.4	2.4
70歳以上	580	3.6	87.8	2.4	3.3	2.9
不明	568	6.3	54.8	2.5	6.5	29.9

裁判員候補者アンケートの集計結果

【4】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	33082	4.2	88.1	2.4	3.7	1.6
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	16849	4.9	90.0	2.2	2.2	0.7
自営・自由業	2819	3.8	86.7	3.2	4.8	1.5
パート・アルバイト	5326	3.2	89.0	2.2	4.4	1.2
専業主婦・専業主夫	3539	3.1	87.6	2.7	5.4	1.3
学生	304	5.9	88.2	3.9	1.3	0.7
無職	2597	2.9	85.6	2.7	6.4	2.3
その他	856	6.1	83.4	1.8	6.8	2.0
不明	792	5.3	62.4	2.4	7.1	22.9

【5】 問1 選任手続期日等のお知らせの時期の適切さ【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	もっと早く 送ってほし い	今ぐらいで よい	もっと遅くて もよい	わからない	不明
全 体	33082	4.2	88.1	2.4	3.7	1.6
育児をしている	5101	3.6	90.4	2.6	2.7	0.7
介護をしている	1388	4.8	85.8	3.2	5.1	1.2
育児も介護もしていない	20218	4.3	89.4	2.3	3.2	0.7
不明	6463	4.3	82.7	2.5	5.4	5.1

問3 裁判員に選ばれることについての気持ち

【6】 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思っ ていた	やってみ たいと思っ ていた	あまりやり たくな いと思っ ていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えて いなか った	不明
全 体	33082	7.3	24.2	28.7	15.4	19.7	4.6
男性	17376	9.8	28.6	25.6	11.7	20.4	3.9
女性	15142	4.6	19.6	33.1	19.9	19.2	3.6
不明	564	2.5	12.4	7.8	9.0	11.5	56.7

【7】 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思っ ていた	やってみ たいと思っ ていた	あまりやり たくな いと思っ ていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えて いなか った	不明
全 体	33082	7.3	24.2	28.7	15.4	19.7	4.6
20代	4988	12.5	25.7	23.6	12.9	21.2	4.1
30代	7264	9.5	27.1	27.8	12.5	19.7	3.4
40代	6948	6.8	24.7	30.4	14.5	19.4	4.3
50代	6475	4.8	21.3	32.2	18.6	19.6	3.5
60代	6259	3.7	20.5	32.0	20.3	20.0	3.5
70歳以上	580	14.7	52.1	9.8	2.9	18.1	2.4
不明	568	2.5	12.7	7.7	9.2	11.4	56.5

【8】 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思っ ていた	やってみ たいと思っ ていた	あまりやり たくな いと思っ ていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えて いなか った	不明
全 体	33082	7.3	24.2	28.7	15.4	19.7	4.6
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	16849	9.0	27.7	27.2	12.3	19.9	3.9
自営・自由業	2819	6.6	24.3	28.7	14.0	22.7	3.6
パート・アルバイト	5326	4.4	18.2	32.6	20.8	20.6	3.4
専業主婦・専業主夫	3539	3.7	18.9	35.5	22.0	16.6	3.2
学生	304	30.9	36.8	9.9	3.3	13.8	5.3
無職	2597	6.7	23.3	28.8	18.8	19.1	3.4
その他	856	6.5	22.0	26.8	17.1	23.6	4.1
不明	792	2.9	14.4	12.1	14.0	14.4	42.2

【9】 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	積極的に やってみ たいと思っ ていた	やってみ たいと思っ ていた	あまりやり たくな いと思っ ていた	やりたく ないと思 っていた	特に考 えて いなか った	不明
全 体	33082	7.3	24.2	28.7	15.4	19.7	4.6
育児をしている	5101	8.2	27.0	29.6	12.5	19.6	3.2
介護をしている	1388	5.3	20.7	32.5	19.7	17.8	4.0
育児も介護もしていない	20218	7.9	25.0	28.7	14.9	19.9	3.5
不明	6463	5.1	20.3	27.1	18.4	19.7	9.3

問4-1 裁判員に選任されなかった感想

【10】 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【横軸】× F1 性別【縦軸】

	全 体	よかったと 思う	このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	不満である	特に感想は ない	その他(具 体的に)	不明
全 体	33082	26.1	43.3	2.0	17.4	2.9	8.3
男性	17376	18.5	49.4	2.8	19.7	2.5	7.2
女性	15142	35.5	37.5	1.2	15.0	3.5	7.4
不明	564	7.6	14.5	1.8	7.8	0.9	67.4

【11】 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【横軸】× F2 年齢【縦軸】

	全 体	よかったと 思う	このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	不満である	特に感想は ない	その他(具 体的に)	不明
全 体	33082	26.1	43.3	2.0	17.4	2.9	8.3
20代	4988	20.8	42.2	2.8	23.3	3.4	7.5
30代	7264	22.9	44.5	2.9	19.2	3.5	7.0
40代	6948	27.3	42.8	1.9	18.2	3.6	6.3
50代	6475	29.8	44.4	1.5	14.6	2.5	7.2
60代	6259	31.3	44.2	1.2	13.2	1.8	8.3
70歳以上	580	15.9	53.6	2.1	16.4	2.6	9.5
不明	568	8.3	13.7	1.6	8.1	0.9	67.4

【12】 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【横軸】× F3 職業【縦軸】

	全 体	よかったと 思う	このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	不満である	特に感想は ない	その他(具 体的に)	不明
全 体	33082	26.1	43.3	2.0	17.4	2.9	8.3
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	16849	21.9	46.9	2.5	18.8	3.2	6.8
自営・自由業	2819	24.4	45.4	1.8	17.3	2.7	8.3
パート・アルバイト	5326	33.7	39.2	1.6	15.0	3.0	7.4
専業主婦・専業主夫	3539	39.1	36.7	0.8	13.0	2.8	7.6
学生	304	11.8	51.6	3.3	22.4	3.9	6.9
無職	2597	27.6	42.2	1.7	19.7	1.7	7.2
その他	856	25.1	41.4	2.1	19.5	3.9	8.1
不明	792	13.6	19.9	1.9	10.1	1.1	53.3

裁判員候補者アンケートの集計結果

【13】 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【横軸】× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	よかったと 思う	このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	不満である	特に感想は ない	その他(具 体的に)	不明
全 体	33082	26.1	43.3	2.0	17.4	2.9	8.3
育児をしている	5101	25.9	43.8	2.2	17.7	3.9	6.5
介護をしている	1388	31.5	42.0	1.9	13.8	3.8	7.1
育児も介護もしていない	20218	25.8	44.6	2.0	18.0	2.9	6.7
不明	6463	26.1	39.1	2.0	15.9	2.0	14.9

【14】 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【横軸】× 問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【縦軸】

	全 体	よかったと 思う	このような 制度になっ ている以 上、仕方な いと思う	不満である	特に感想は ない	その他(具 体的に)	不明
全 体	33082	26.1	43.3	2.0	17.4	2.9	8.3
積極的にやってみたいと思っていた	2420	7.3	57.5	10.5	11.3	5.2	8.3
やってみたいと思っていた	8012	9.7	62.6	2.3	15.2	4.0	6.2
あまりやりたくないと思っていた	9491	34.9	42.2	0.6	13.8	2.0	6.6
やりたくないと思っていた	5103	61.5	18.3	1.9	9.9	1.3	7.1
特に考えていなかった	6527	14.4	39.3	0.8	34.3	3.5	7.7
不明	1529	18.4	27.4	1.6	13.7	2.7	36.2

問5-1 裁判所の対応に対する全体的な印象

【15】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F1 性別【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	33082	57.4	36.6	0.4	5.5
男性	17376	57.1	38.4	0.5	4.0
女性	15142	59.3	35.6	0.4	4.7
不明	564	14.4	9.8	0.2	75.7

【16】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F2 年齢【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	33082	57.4	36.6	0.4	5.5
20代	4988	57.1	39.1	0.6	3.2
30代	7264	56.8	39.6	0.5	3.1
40代	6948	59.0	37.7	0.3	2.9
50代	6475	57.2	37.1	0.5	5.3
60代	6259	60.0	32.6	0.4	7.1
70歳以上	580	63.3	31.0	0.0	5.7
不明	568	14.3	9.2	0.2	76.4

【17】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F3 職業【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	33082	57.4	36.6	0.4	5.5
お勤め(公務員、会社経営者を含む)	16849	57.7	38.6	0.4	3.2
自営・自由業	2819	59.0	34.3	0.5	6.2
パート・アルバイト	5326	57.3	37.2	0.5	5.1
専業主婦・専業主夫	3539	61.0	33.1	0.3	5.6
学生	304	66.8	31.3	0.7	1.3
無職	2597	57.5	36.6	0.5	5.4
その他	856	56.7	37.9	0.6	4.9
不明	792	25.3	15.4	0.3	59.1

【18】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
× F4 育児介護【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	33082	57.4	36.6	0.4	5.5
育児をしている	5101	58.4	38.4	0.5	2.8
介護をしている	1388	57.8	36.0	0.4	5.9
育児も介護もしていない	20218	59.1	36.9	0.5	3.5
不明	6463	51.0	34.6	0.4	14.1

裁判員候補者アンケートの集計結果

【19】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【縦軸】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	33082	57.4	36.6	0.4	5.5
よかったと思う	8628	58.2	36.9	0.6	4.4
このような制度になっている以上、仕方ないと思う	14330	62.6	34.7	0.3	2.4
不満である	670	48.2	42.5	2.4	6.9
特に感想はない	5745	51.1	45.2	0.4	3.3
その他(具体的に)	972	61.0	35.5	0.6	2.9
不明	2737	41.6	27.0	0.4	31.0

【20】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【縦軸】
 条件:問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【積極的参加意向】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	10432	66.2	30.3	0.5	3.0
よかったと思う	957	74.2	22.3	0.4	3.1
このような制度になっている以上、仕方ないと思う	6408	67.8	30.1	0.3	1.9
不満である	440	55.7	38.0	2.3	4.1
特に感想はない	1490	61.7	35.2	0.5	2.6
その他(具体的に)	442	64.3	33.7	0.5	1.6
不明	695	58.6	26.0	0.9	14.5

【21】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【縦軸】
 条件:問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【消極的参加意向】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	14594	54.2	40.6	0.5	4.7
よかったと思う	6447	55.8	39.4	0.6	4.2
このような制度になっている以上、仕方ないと思う	4941	57.3	39.7	0.2	2.7
不満である	153	30.7	52.9	2.6	13.7
特に感想はない	1810	46.1	50.3	0.5	3.1
その他(具体的に)	258	58.5	35.7	1.2	4.7
不明	985	44.9	34.7	0.3	20.1

【22】 問5-1 裁判所の対応(裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など)に対する全体的な印象【横軸】
 × 問4-1 裁判員に選任されなかった感想【縦軸】
 条件:問3 裁判員に選ばれることについての気持ち【特に考えていなかった】

	全 体	適切であつた	普通	不適切な対応があつた	不明
全 体	6527	54.7	39.8	0.4	5.2
よかったと思う	943	60.1	33.9	0.8	5.1
このような制度になっている以上、仕方ないと思う	2562	60.5	36.6	0.1	2.8
不満である	53	37.7	50.9	3.8	7.5
特に感想はない	2236	48.5	47.5	0.4	3.6
その他(具体的に)	230	56.5	40.0	0.4	3.0
不明	503	43.5	31.4	0.4	24.7

3 自由記載分類・整理表

- (1) 裁判員アンケートの集計結果 …………… 121 ページ
- (2) 補充裁判員アンケートの集計結果 …… 148 ページ
- (3) 裁判員候補者アンケートの集計結果 … 171 ページ

【裁判員アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお、複数の項目に該当する回答がみられた場合、該当する項目それぞれに分類している。
また、「特にない」といった回答は、分類の対象としていない。

選任手続：質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど（問2 - 1）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

1 進行の手順

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め435件）

【主な記載例】

- ・スムーズに進められていたのでよかったですと思います。
- ・計画的に進行しており適切だと思います。
- ・考える時間をたっぷりもらえたので事件とじっくり向きあえたのが良かった。
- ・手続の進め方は段取りよくされていたと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め81件）

【主な記載例】

- ・選出されるまでのスケジュールを事前に知らせてほしい。
- ・慎重に進めているのは、すごく感じられましたが、もう少し時間が短縮できないものかと感じました。
- ・質問を考える時間は、もう少し長くってほしかった。

2 説明のわかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどと評価するもの（以下のものを含め461件）

【主な記載例】

- ・分かりやすく説明していただけたので何の不安もなくなり、よかったと思う。
- ・解りにくい専門用語も非常にかみ砕いてご説明頂けたので、理解しやすかったです。
- ・ディスプレイに従って説明して頂いたので、手続の流れがわかりやすかったと思います。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・今回手続きで変更のある方と言われた時に体調についても面接を申し出る事が出来ると言う事を説明してほしかった。
- ・どのように選ばれるのかももう少しはっきり説明していただけたらよかったかなと思いました。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め278件）

【主な記載例】

- ・スタッフの皆さんが和やかな雰囲気作りにつとめられていたのがわかり、気持ちよく笑顔で対応していたことがよかったです。
- ・裁判官の方より非常にていねいに説明をして頂き不安を取り除く事ができました。
- ・とても親切にていねいに教えていただいて申しわけないくらいでした。色々と感じかいいいただきました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め25件）

【主な記載例】

- ・係員の説明の声が小さく聞きづらかった。
- ・ていねいで、気を使いすぎていると感じました。

4 その他（以下のものを含め76件）

【主な記載例】

- ・事前にDVDを郵送され、見ていたので、同じ映像を見ることとなり、少々退屈に感じました。
- ・選任手続の部屋に入った時、沢山の裁判官・検察官・弁護士の方がいらっしゃって、びっくりした。

第2 質問手続について

1 質問手続の方式（集団質問、個別質問等）について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め38件）

【主な記載例】

- ・事前に記入した用紙には、プライバシーの考慮などもされており、それに従った質問手順であり、よいと思った。
- ・時間を考慮して、全員に共通の質問を一斉に行ったのでよかったと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め88件）

【主な記載例】

- ・全体質問で、「裁判を公平にできない」理由がある場合、挙手を求められましたが、内容次第では手を挙げるのは難しいと思います。
- ・辞退の方のみ個別で、あとは10人毎ではなく、その他全員に対しての質問でよかったのでは、と思います。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め156件）

【主な記載例】

- ・思ったより難しい質問もなく簡単で良かったです。
- ・十分に考える時間を与えられ受けた質問についても解りやすかったと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め75件）

【主な記載例】

- ・公正に裁判ができるかだけの質問だったので驚きました。もう少し人格的な質問はしなくて良いのかなと思いました。
- ・質問が簡単で短時間すぎたので、「特別な事情はないが辞退したい」旨の申し立てができなかったので、残念だった。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め772件)

【主な記載例】

- ・良かったと思います。
- ・特に問題はありません。
- ・現行どおりでいいと思う。

第4 その他全般的な問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め190件)

【主な記載例】

- ・選任の日程に関して、午前選任作業、そして午後裁判というのは少し急すぎる。次の日からお願いしたい。
- ・呼び出す人数はもっと絞ってもいいかと思いました。
- ・くじによる選任は、候補者に公開にした方が良くと思います。

第5 その他(以下のものを含め358件)

【主な記載例】

- ・思った以上に簡単に終わり、ホッとした。
- ・あがってしまい、自分の思いを表現できませんでした。
- ・思った以上にあっさりしていてビックリしました。

選任手続：質問手続中の待ち時間についてなど（問2 - 2）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことや気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 長さについて

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め785件）

【主な記載例】

- ・短かすぎず長すぎず、きわめてうまく配分されていた。
- ・思っていたより待ち時間もなく、スムーズで良かった。
- ・初めての事で緊張している事もあり、気持ちを落ちつかせるためにもちょうど良い時間だと思います。
- ・待ち時間も少なく、早い時間に終わったのでよかったですと思います。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め416件）

【主な記載例】

- ・事前に十分説明がありましたので、不満はないのですが、正直長く感じられました。
- ・質問者が多数の為、待ち時間がずい分、長かった様に思います。待ち時間を短かくする為の工夫が必要だと思います。
- ・待ち時間は、少し長かった気がします。難しいと思いますが、もう少し短かくした方が良くと思います。

第2 待ち時間の過ごし方について

1 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの

（以下のものを含め145件）

【主な記載例】

- ・雑誌なども用意されていて、快適に過ごせました。流されている音楽にもリラックスできました。
- ・見学ツアーなどあり待ち時間が苦にならなかったです。
- ・持参する物に本、音楽プレイヤー等持込み可の記載があったので特に退屈する事ありませんでした。

2 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

（以下のものを含め32件）

【主な記載例】

- ・見学会などもあり、工夫してくださっていると思いますが、呼出状を送ってくださる時に、各自書類持込可など記述があったらもっとたいくつせずに待てたかな？と思います。
- ・待っている間暇だった。VTRを流してくれていましたが、裁判員ドラマでもいいので、見ていられる内容がよかった。

第3 裁判所の設備や配慮について

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め322件）

【主な記載例】

- ・裁判官の方々のみならず、裁判所の職員の方も大変気遣って下さったので、ゆったりと出来ました。

- ・法廷を見学させてもらったのがたいへんよかった。
- ・リラックスできるような心配りがされていた。緑を映し出した映像や音楽がよかったです。
- ・飲み物、雑誌まで準備して下さり、沢山の心づかいをして頂きました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め 1 1 2 件）

【主な記載例】

- ・たくさんの方が来られていて、席がきゅうくつな感じがしました。くつろげるソファがありました。利用しにくい雰囲気でした。
- ・ディスプレイ等の説明、配布物等で十分わかるので、待ち時間にくり返し説明するのは、さけてほしいです。

第 4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

（以下のものを含め 4 4 9 件）

【主な記載例】

- ・現状で良いと思います。
- ・丁度良かったと思います、苦になりませんでした。
- ・スムーズに運ばれてた様に思います。

第 5 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め 3 0 2 件）

【主な記載例】

- ・特に問題はありません。
- ・普通である。

第 6 その他（以下のものを含め 4 7 8 件）

【主な記載例】

- ・自分の出番が意外と早く終了してしまったので、こんなに簡単でいいのかな、と思いました。
- ・今回は人数が少なかった為よかったが、多かった場合は、待ち時間は長くなるのか？と思った。

法廷での手続全般について、理解しにくかったその他の理由（問5）

「法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。「5 その他」を選択した方は、具体的にお書きください。」

第1 事件内容に起因するもの

1 事件そのものが複雑であったなどとするもの（以下のものを含め107件）

【主な記載例】

- ・件数が多く、時間的にも短かいところで複数の犯行があったので、犯行の時期、かかわった人間を一致させるのが大変だった。
- ・被告人が2人いて、事件に関係する人が多い為。
- ・一人で、複数の罪名が上がっていたため、混同してしまうことがあった。

2 事件の背景、動機等がわからなかったなどとするもの

（以下のものを含め84件）

【主な記載例】

- ・被害者、加害者、証人が身内同様であるなど、人間関係がかなり狭い範囲の事件であったこと。
- ・事件に関与した人物が多く、その背景等までは分からなかったから。
- ・事件のそのものに至った原因が相当過去にさかのぼった所から根付いていた様な気がする。

第2 証拠や証人の数に起因するもの

1 証拠や証人の数が多かったなどとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・たくさんの方のお話を伺ったので話がまざってしまう事がありました。
- ・多数の供述書があったので内容がとらえづらかった。

2 証拠や証人の数が質的・量的に少ない、足りなかったなどとするもの

（以下のものも含め168件）

【主な記載例】

- ・具体的（わかりやすい）証拠が少なかった。現場に居合わせた第三者の証人が無く、誰の話が真実に近いのか理解しづらかった。
- ・物的証拠がなく、証言だけなので判断がむづかしかった。
- ・被告人の証言が少なかった為、それを補う為の証拠資料がもう少しあれば良かったです。

第3 証人や被告人の話に起因するもの

1 証人や被告人の話の内容がわかりにくかったなどとするもの

（以下のものを含め132件）

【主な記載例】

- ・被告人が返事ばかりで、自分の気持ちを言葉にして話す事が少なかったので気持ちがわかりづらかった。
- ・被告人の発言が二転三転した為、途中意味が分からなくなった。
- ・証人の証言に言い違いがあり、混乱する部分があった。
- ・被告人や証人が話した内容が、不明確な点があり、判断する材料としては、不満であった。

- 2 証人や被告人の声が聞き取りにくかったなどとするもの
(以下のものを含め129件)

【主な記載例】

- ・証人席からの声が時々聞きとりにくかったです。
- ・被告人の声が小さくて聞きとりにくかった。
- ・どうしても証人の声は小さくなりがちだと思うのでマイク等の設備面と運用を考えて、はっきりと声が聞こえるようにしてほしい。

第4 審理時間に起因するもの

- 1 審理時間が短かったなどとするもの(以下のものを含め45件)

【主な記載例】

- ・判断する為には、もっと審理時間が欲しい。
- ・書類を読み返す時間がほしかった。なるべく聞きのがさないようにという思いが強くて、要点をつかみにくかった。
- ・審理時間が短かったため理解しにくかった。

- 2 審理時間が長かったなどとするもの(以下のものを含め11件)

【主な記載例】

- ・審理の焦点のあててる場所が私達と感覚が違く、ムダに長く感じた。疲れた。
- ・はじめての事ばかりで、言われるようにすることで精一杯でした。一生懸命理解しようと思いましたが時間が長くなると集中力が続かない事もありました。

第5 検察官がわかりにくかったとするもの

- 1 検察官の主張(冒頭陳述, 論告・求刑等)がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め51件)

【主な記載例】

- ・検察の説明が不十分でわかりずらかった。
- ・検察側の説明がわかりにくかった。事前の打ち合わせをしているのか疑問に思った。

- 2 検察官の立証がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め93件)

【主な記載例】

- ・時々、検察官の方が本当に必要なのか?と思うような内容のことを聞いていたのが理解できなかった。
- ・検察官の請求証拠取調べは、論点が少しずれている様に思えた。要点がはっきりしないような気がした。
- ・証人や被告人が話している内容や事柄について検察側がどの程度裏付け捜査をしているのかが解りにくかった。

- 3 検察官の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め51件)

【主な記載例】

- ・検察官の話し方が少し早かったのと、声が小さかったので、わかりにくかった。
- ・検察官の声が聞き取りづらかった。

第6 弁護人がわかりにくかったとするもの

- 1 弁護人の主張（冒頭陳述・弁論等）がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め183件）

【主な記載例】

- ・弁護人の説明が少しまとまりがなく同じ事のくり返しがいくつもあった。
- ・弁護人の意図が理解しにくかった。
- ・弁護人の主張が小出しであったり，証人や被告人の証言が全て終わった後に新たな主張（指摘）があり，混乱した。

- 2 弁護人の立証がわかりにくかったなどとするもの(以下のものを含め69件)

【主な記載例】

- ・弁護人が何を被告人に言わせたかったのか意図がつかみづらかった。
- ・弁護人からの質問のうち，いくつかは，その質問がどのようなことにつながるのか，理解できないものがあった。

- 3 弁護人の声が聞き取りにくかったなどとするもの(以下のものを含め79件)

【主な記載例】

- ・弁護人の声が小さく，早口だったので聞きとりづらかった。
- ・弁護人の質問等が小さい声でわかりにくかった。

第7 通訳がわかりにくかったとするもの

- 1 通訳の内容がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め79件）

【主な記載例】

- ・通訳を介してなので，一部表現がわかりにくい所があった。
- ・通訳の訳し方，質問に対する答えが伝わりにくかった。

- 2 通訳人の声が聞き取りづらかったなどとするもの(以下のものを含め20件)

【主な記載例】

- ・通訳の方の声が聞きとりにくかった。
- ・同時通訳があり聞き取りづらかった。

第8 事務・手続に起因するもの（以下のものを含め104件）

【主な記載例】

- ・被告の行動等の時間や月日の順がわかりにくかった。図にしてもらえると分かりやすいのではないのでしょうか。
- ・審理の全体の流れを，最初に一度説明してほしいと思いました。審理時間，ただ聞いているよりも頭に入りやすいと思います。
- ・手元に資料がなく，モニターでの説明の時は，あとで忘れてしまったりしました。
- ・証人や被告人に聞く機会が1度であるため，再確認が出来ない。

第9 専門用語がわかりにくかったとするもの（以下のものを含め165件）

【主な記載例】

- ・法律用語とか，裁判の流れの中の（手順についての）言葉が理解出来ず，迷惑をかけたり，そのまま聞き流した事がありました。
- ・精神鑑定の診断結果が，量刑に大きく左右する事件だったので精神病名等

に関する知識がなく理解するのが難しかった。

- ・医学的な専門用語が多く，証言を聞きながらその場で理解していくのには，少し無理があったと思う。

第10 その他（以下のものを含め743件）

【主な記載例】

- ・検察側と弁護側の主張があまりにも違うので，どう受けとめてよいのか，どう判断すればいいのかとても迷った。
- ・初めての経験であり，全体の流れが充分に出来ていなかったもので，ついていくことに必死だった部分があった。
- ・うそをつくのが可能な世界で，どこまで，それが本当かうそか，昨日今日知ったばかりの人間のどこから，判断すればいいのか，その辺は，わからない。
- ・集中力が一瞬とぎれたりした時，審理の内容を聞きとばしてしまうことがあったが，閉廷後評議の場で内容を確認できるので特に問題なかった。
- ・証言の信用性を考えるところが難しかった。
- ・わかりにくい言葉について，簡単な言葉で説明しようとする，伝わり方がかわってしまう面もある。使うべき用語はそのまま使用し，説明を加えて頂ける方がよいと思う。

評議の進め方についての意見（問 8）

「評議の進め方（裁判官の進行、評議の時間、休憩の取り方など）について、何かお気づきの点があれば、ご自由にお書きください。」

第 1 裁判官について

1 裁判官の進行について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め 1171 件）

【主な記載例】

- ・小グループでの議論から全体へ広げる方法は、有効だったと思います。
- ・素人の私達に早すぎずじっくり進行して頂いて、無理なく参加できました。
- ・わかりやすく進行をして下さり、よかったと思います。全員に発言してもらおうという裁判長のリードや、話を要所、要所で整理して下さる裁判官、あるいは丁寧に解説して下さる裁判官のおかげで、それほど横道にそれることなく、評議をすすめられたと思います。
- ・評議する内容について、その都度説明して頂きましたし、時間配分なども適切であったと思います。
- ・議論のきっかけ（話し始め）を裁判官の方が受け持って下さったので、評議がスムーズになったと感じた。
- ・論点を適切に整理していただき、ホワイトボードで分かりやすくまとめていただいたので、それを見ながら、他人の意見と自分の考えを整理しやすかった。
- ・進行は良かったと思います。裁判員はどうしても、素人ですので、ポイントを押さえて説明いただくことは重要だと思います。

(2) 何らかの意見・提案を含むもの（以下のものを含め 418 件）

【主な記載例】

- ・項目毎に整理する以外にも、何を重要視すべきか議論があっても良かったと思います。パソコンの上でやるよりも、模造紙やポストイットを使ったブレインストーミングのやり方の方がもっと活発に意見を出しあえると思いました。
- ・自主的に意見を述べにくい雰囲気になってしまう為、裁判官の質問に対して順番に意見を述べさせていく方法をとれば（1番から順に、少し強制的ではあるが）全員の意見がきけると思う。
- ・証人や被告人へ質問をする前に、どのようなことを質問すべきか、疑問に思っているかなどを裁判員同士で意見交換した方が良かったと思う。
- ・話がそれてしまっているときなどは、ある程度強引に戻そうとして頂いても良いのではないかと感じた。（時間の制約も厳しいと思われるため）
- ・刑期の種類や内容、判決後の被告人がどのような暮らし振りになるのか。更生プログラムの内容等、分かるような資料を用意しておいて欲しい。
- ・ホワイトボード活用が多かったが、手書き要素が多くPC利用を増やされてはいかがか。
- ・量刑を決める際、参考となる資料等がもう少しあっても良いかと思っています。

2 一定の意見への誘導の有無

(1) 誘導があったなどとするもの（以下のものを含め 32 件）

【主な記載例】

- ・法解釈や判例に沿ってすすめるため、多少誘導的と感じた。前例とは今ま

での業界内の通例であって、裁判員制度はそこに市民の感覚を加えるべきものなので、何かわりきれなさを感じる。

- ・裁判員の意見を聞いてくれるのは確かだけれど話の流れや、評決の進行については裁判官の意見を強調し進んでいたと思う一般市民が参加してもあまり変わらない気がします。
- ・評議が、結果のきまっている方向にむけて裁判官が、誘導しているように感じた。この点だけが非常にさみしかった。
- ・あたりまえですが、おおむね、結果は決まっています、結果を誘導されている様に思いました。（あくまでプロセスを理解して貰いたいと感じた）
- ・裁判官の方々の心使いが嬉しかったです。しかし、裁判官の方が1つの考えるべき点について、裁判員の方より先に自身のご意見や見解をお話になると、立场上良くないのではないかなと何度が感じました。「～についてはどうですか？」は大丈夫ですが、「～と思うんですけど、どうですか？」だと推測や憶測の話ばかりになると感じます。
- ・裁判官の進行は多分に最初から裁判官の意見（考え）が色濃くしめされていたと感じるのでそれに疑問をはさむ余地は素人にはほとんど感じられなかった。
- ・結果的に、事件の大きさを相対的な見方から量刑を決めているように感じた。素人は経験がないので、量刑を相対的な見方で判断できない。結果的に、裁判官の経験に従う形になった印象を受けた。
- ・こまめに休憩を入れていただけたので、思ったほど疲れなかった。また、丁寧に進めていただけたと思います。ただ、やはり裁判官の考えに賛同せざるをえないように感じました。
- ・誘導されるような感じを受けたこともあるが、進行にのりやすく議論もしやすく感じた。
- ・全体的に時間（評議）が短く感じた。裁判官の進め方（誘導）がなかったら、判決までいかなかったのでは。反面評議時間を長くしたからといって、いかな物か疑問もあります。

(2) 誘導はなかったなどとするもの（以下のものを含め8件）

【主な記載例】

- ・裁判長が裁判員の考え方に影響を与えないように、発言内容やタイミングを気遣っているように感じました。

3 話しやすさについて

(1) 話しやすかったなどとするもの（以下のものを含め660件）

【主な記載例】

- ・どうしても、素人考えになってしまうと思い、意見を言い出しにくいところがあったが、裁判官のみなさんが、ちゃんと聞いてくれたので、安心して、発言することが出来た。
- ・裁判長、裁判官が話しやすい雰囲気を作っていたので、あまり緊張する事がなく、参加するのを負担に感じなかった。
- ・評議をリードしてくださる裁判長は、自分の意見は後にして、裁判員の素人の意見を丁寧に聞いてくださり、感動しました。
- ・なかなか自分から手を挙げて発言できない方だったので、不安な所はあったが、裁判官の方が、質問を「～番の方はどう考えていますか？」とふって下さったので、安心できましたし、言いやすかった。
- ・自分のいいたい事を裁判官が、理解してくださって、うまく取りまとめて

くれたと思います。
(2) 話しにくかったなどとするもの（以下のものを含め25件）

【主な記載例】

- ・自分からの発言がしづらい事もあると思うので全員に一言，問いかけてもよかったのではと感じました。
- ・論点がコロコロ変わって発言しづらい。

4 わかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどとするもの（以下のものを含め982件）

【主な記載例】

- ・資料や説明もとてもわかりやすく，話の中で出てくる専門用語も，都度説明していただき，とてもわかりやすかったです。
- ・素人の私達にわかりやすく説明していただいて時間のたつのも忘れて，評議に集中することが出来ました。
- ・裁判官が，どういった所がポイントになるかを示してくれたので，裁判中に聞く話を理解しやすかったです。
- ・裁判員が，それぞれの意見を言ったあと，その要旨を裁判長がわかりやすく言い直して下さったので理解しやすかった。
- ・法律の説明が先にあり進めてくれたので，わかりやすかったと思います。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め32件）

【主な記載例】

- ・もう少し判決の年数を決める時に事例だけではなくわかりやすい説明があればよいかと思いました。
- ・何を話せば良いのかわからない場面もあった。何を決めるのかゴールが不明確な場面もあり，何を議論しているのかわからなくなる所があった。

5 対応（接遇）について

適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め1011件）

【主な記載例】

- ・裁判官の方々は，裁判員が話をしやすい，意見を出しやすい雰囲気を作るよう気を配っていただいていたと思う。
- ・裁判官や裁判長のお人柄のおかげか，大変和やかな雰囲気を作っていただき，ありがたかったです。
- ・裁判，評議とも，裁判官の方（裁判事務官）が気をつけていただいているのが良く分りました。特に，休憩時に裁判官との雑談は，普段わかりにくい裁判所のこととか司法について知識を得ることができました。
- ・裁判員の考えを引き出すために，配慮をいろいろとされており，恐縮する面が多かった。評議の時間や休憩についても，十分な配慮があった。
- ・評議のみならず，本件裁判官は，終始我々裁判員等の体調や生活等をお気遣いいただき，用語解説も例えを交えながら御教示され，ルールを逸脱せぬ範囲で和やかなムードを提供して下さい，自分の不安が払拭されるのに時間はかかりませんでした。心から感謝しております。

第2 評議時間について

1 適切だったなどとするもの（以下のものを含め246件）

【主な記載例】

- ・評議は短時間でまとまりよかった。

・各行程ごとに十分な時間があったので、大変よかった。

2 短かったなどとするもの（以下のものを含め183件）

【主な記載例】

- ・事件の内容にもよるが今回、もう少し皆様と評議する時間があった方がよかったかなと感じました。
- ・評議の時間が少しあわただしかったと思う。評議に慣れている裁判官とは違い、裁判員にとっては初めての評議（その事件や罪についての評価をすること）なので、考えや結論をまとめるにはもう少し時間が必要だと思った。
- ・評議はもう少し時間があってもよいと思いました。特に刑を決めるのは、考える時間がもう少し欲しかったです。

3 長かったなどとするもの（以下のものを含め33件）

【主な記載例】

- ・評議の時間は、大切な時間だと思うのですが、少し長く感じました。
- ・大事な事で結局は最後まで時間がかかったが、もっと短くできる部分もあるのではないかと思われる。

第3 休憩時間について

1 適切だったなどとするもの（以下のものを含め839件）

【主な記載例】

- ・日常とは違う空間、また普段の会話などとは違うので区切りのいい所での一定時間の休憩は大変良かった。
- ・休憩時間が十分に取られており、手続きでの内容を整理して考える時間があつたのがよかった。
- ・休憩をこまめに取っていただけてとても良かったです。冷静に考え直したりできたので。

2 休憩時間の長さに関する意見（以下のものを含め68件）

【主な記載例】

- ・休憩を少し短くしてもいいと思います。特にお昼休みは、1時間で充分だと思いました。
- ・休憩は短くして早く終わった方がいいかなと思った。
- ・休憩は適宜とって頂いたと思いますが、十分に気分転換できるほどではなく、一日の拘束されている時間が長く感じました。
- ・慣れない事をするので休憩をもう少し時間がほしかったように思います。

第4 評議・休憩の時間配分等についての意見（以下のものを含め134件）

【主な記載例】

- ・長い時間話し合う事があるので疲れが出ますから5分位でもたびたびとってほしいと思います。
- ・休憩の回数が多いように思った。その都度行ったり来たりしなければならない。
- ・マメに休憩があつて、頭の整理ができてよかったが、休憩をもう少しすくなくして、終了時間を早くしてほしい。

第5 その他（以下のものを含め1494件）

【主な記載例】

- ・質問できる時間が短かったので、質問したいことを全て質問することができず、疑問点を残した状態で評議をせざるを得なかった。
- ・評議の中で一つ一つのことをていねいに、皆が理解できるまで説明し納得いくまで議論できたことは本当に良かったと思います。素人の考えも聞いて下さり、私も一生懸命考え、評議した判決なので被告人が反省し更生する時間になってほしいと願います。
- ・裁判官のみなさまが、（裁判員）制度の普及に対し並々ならぬ努力をしている姿に好感を持った。
- ・裁判員の意見を少しずつまとめていく作業の中で裁判官の方々の意見をもう少し聞きたかったように思います。一般の社会人としての裁判員の感情と、裁判官の方との法にのっとっての意見がかみあう事でより社会事情に即した判決が出せるのではないかと、考えます。
- ・補充裁判員の方も参加できれば良いのにと考えた。（評議する時）午後ずっと、座って聞いているだけでは、納得しない人もいるのでは？
- ・休憩がありすぎるように感じたが、その都度裁判官の方に解説的なこと・知識の補いなどをしていただいたので必要なんだろうと思う。
- ・ひとつの議題について、一人一人が納得いくまで、全員の同意が得られるまで評議をしていく姿勢に感銘を受けた。
- ・分からない所は直接、尋ねながらの評議でしたが、それを尋ねる事さえ、はずかしいと思われる人もいるのかな？とも思いました。
- ・裁判官の方々が一般の私達にとっても気づかいをされていて、少し心苦しく思いました。もっと複雑な事案だったら、お仕事に集中できるのかしら...などと考えてしまいました。

問9のように回答した理由（問10）

「問9（裁判員選任前の気持ち）でお答えになった理由をお書きください。」

第1 問9で「1 積極的にやってみたいと思っていた」，「2 やってみたいと思っていた」と回答した理由

1 貴重な経験である，関心があったなどとするもの

（以下のものを含め1875件）

【主な記載例】

- ・ 普段，そしてこれからの人生でもまず体験出来なさそうで非常に勉強になると思ったから。
- ・ 裁判員制度が開始になり，報道等で裁判員について取り扱われているのを見て，自分も参加して，裁判とはどのように進められているのかについて体験してみたいと考えていたため。
- ・ 犯罪をする人や事情について知りたい気持ちがあったことと，未知の経験に興味があったため。
- ・ 傍聴したこともなかったので，裁判にはもともと興味を持っていたし，どのような流れや審議が行われているのか間近で体験できる機会なので，ぜひやってみたかった。
- ・ 選任される可能性は極めて低く，大変貴重な体験であるため，是非やってみたいと思った。
- ・ 新しく出来た制度であり，自分の勉強のために，是非挑戦したかった。

2 国民の義務だからなどとするもの（以下のものを含め81件）

【主な記載例】

- ・ 国民としての義務を果たすことでもあり，早いうちに経験しておきたかった。
- ・ 制度として決まっている事もありますが，決まっている以上は国民としてその義務を果たし，社会に貢献したいと考えております。

3 その他（以下のものを含め576件）

【主な記載例】

- ・ 公平な裁判が行なわれているか，自分の目で確認したかった。裁判員として新たな意見を投じてみたかった。
- ・ 裁判員裁判に否定的だったゆえ，実際に参加し，体験した上でどのようなものかを知りたかった。
- ・ 新聞で色々な刑事事件を見て，刑が軽いと感じたり，その反対を感じる時もあり，一般の市民の感覚を反映できたら，という思いがあったため。
- ・ 裁判員制度がスタートすれば，遅かれ早かれ回ってくるものなので，積極的にやってみたかった。
- ・ 市民が良識をもって裁判に参加するという趣旨に参同したから。

第2 問9で「3 あまりやりたくないと思っていた」，「4 やりたくないと思っていた」と回答した理由

1 責任が重い，他人の人生を決めることへの負担などの精神的負担を理由とするもの（以下のものを含め1341件）

【主な記載例】

- ・人を裁くことに抵抗があったから。
- ・人の人生を左右する事を決めるなんて重荷だ！と考えていたため。
- ・まだまだ人生経験の少ない私にとっては責任が重く、悩んでしまう性格の為、精神的に耐えられないのではないかと不安でした。
- ・どんな事件でもいろんなケースがあり、自分が内容を理解し、量刑を決めることの責任の重さを考えた。
- ・罪を犯した人のその後の人生にまでかかわっていく事が、はたして自分に出来るだろうかという、不安の方が強かったから。

2 専門知識の不足に基づく負担を理由とするもの(以下のものを含め541件)

【主な記載例】

- ・法律の事を理解していないので無理だと思っていました。
- ・法的知識を持っていない一般人が、被告人だけでなく被害者や家族の人生に深く関わってよいのか、迷い疑問があったため。
- ・一般国民の感覚や、刑事司法の運営という所は理解していたつもりだが、自らに知識がなく適格な判断が出来るか不安であったため。

3 意見表明の困難さを理由とするもの(以下のものを含め219件)

【主な記載例】

- ・全く知らない人達と自分の意見を出して話し合いをするというのができそうもないと思ったからです。
- ・人前で話すのが苦手なため、裁判での質問や、評議で意見を述べる事がうまくできないと思うため。

4 生命・身体の安全に対する不安を理由とするもの

(以下のものを含め118件)

【主な記載例】

- ・事件の関係者に顔など見られたくないため。自分の周りの人たちに害が及ばないのかなど心配になっていた。
- ・もし殺人事件の裁判になった場合、被告人や関係者に自分の顔がわかってしまうと、後で何か怨まれそうで怖かった。

5 社会生活上(育児介護、仕事など)の支障を理由とするもの

(以下のものを含め674件)

【主な記載例】

- ・子供が小さく、私のかわりに幼稚園の送り迎えや、夕方までみてもらえる人を確保することが出来るか不安だった為。保育所の案内もありましたが、子供の気持ちも考えると、保育所に預ける気には、なれませんでした。
- ・親の介護があったので。
- ・仕事の都合上時間がとれるか心配であった。
- ・先ず、仕事の面での負荷は避けられず、休みはもらえても、その分の仕事を別の日や時間に片付ける必要があるため。
- ・仕事を休まなくてはならないので、職場の方々に迷惑をかけてしまうため。

6 守秘義務の負担を理由とするもの(以下のものを含め7件)

【主な記載例】

- ・法律の知識が全くない者が、短期間の裁判で重大な判決など出来ないと思

ってました。選ばれた後の心労や守秘義務等選ばれると不利益が多かったです。裁判員制度自体の意図に納得していませんでした。

7 恐怖感，犯罪に関わり合いたくないという気持ちを理由とするもの
(以下のものを含め373件)

【主な記載例】

- ・事件には関わりたくないし，何か面倒な事にまきこまれるのでは？と思ったから。
- ・殺人等の重罪に，かかわるのが，こわかった。
- ・凶悪な事件であれば，証拠となる写真等も，むごい物があるのではと思うと，あまりやりたくないと思っていた。

8 その他の不安，(漠然と)自信がないことを理由とするもの
(以下のものを含め1037件)

【主な記載例】

- ・やってみたいと思う気持ちはあったのですが，今まで経験したことのないことをやるので，不安な気持ちもありました。
- ・事件の内容を完全に理解し，その上での判断が出来るかどうか，自信が持てなかった。
- ・実際に裁判に参加するということが，今の自分の生活上では考えられないのでとても不安でした。
- ・難しそうで，自分に出来る自信がなかったから。
- ・自分自身の生き様が，裁判に関与するにふさわしいのか，不安や疑問があった。

9 面倒くさい，時間が拘束されることを理由とするもの
(以下のものを含め347件)

【主な記載例】

- ・何日間か拘束されることを少し負担に感じていたから。
- ・面倒だと思っていた。時間をとられるのが煩わしかった。

10 自分は選ばれない，関係ないと思っていたといったことを理由とするもの
(以下のものを含め123件)

【主な記載例】

- ・自分は選ばれると思っていたいなかったです。
- ・自分には特に関係の無い事だと思っていた。

11 その他(以下のものを含め551件)

【主な記載例】

- ・裁判所というだけで親しみがなかった。
- ・裁判員制度そのものに賛成していないから。
- ・やらないで済むものであれば，それが良いと思っていた。
- ・年れいの事を考えました。
- ・素人が人を裁く現場に入ることが良くないのではと考えていました。法律を知らない人に判決を決められてしまうということを，被告人も被害者も納得できないのではと考えていました。

第3 問9で「5 特に考えていなかった」と回答した理由

- 1 自分は選ばれない，関係ないと思っていたといったことを理由とするもの
(以下のものを含め763件)

【主な記載例】

- ・裁判員に自分が選ばれるとは思っていませんでした。
- ・自分に当たるとは思わなかったし，選ばれるまでは他人事としか思っていなかったから。
- ・自分の現実的な生活環境とはかけはなれた感があったので，具体的にどうしたいと考えてみたことはなかった。

- 2 その他(以下のものを含め314件)

【主な記載例】

- ・国民の義務として選ばれたなら，それなりに役目は遂行しようと思っていました。
- ・気持の中では，色々考えたが，やってみたいとかやりたくないとは特に考え悩む事は無かった。
- ・なんとなく選ばれそうな予感があったので逆に考えないようにしていた。

問 1 1 のように回答した理由 (問 1 2)

「問 1 1 (裁判員選任後の感想) でお答えになった理由をお書きください。」

第 1 問 1 1 で「 1 非常によい経験と感じた」「 2 よい経験と感じた」と回答した理由

1 普段できない貴重な経験をした, やりがいがあったといったことを理由とするもの (以下のものを含め 2 4 7 6 件)

【主な記載例】

- ・裁判長はじめ, 裁判官のお 2 人, 他, 裁判員の方々に恵まれたと思います。とても貴重な経験です。ありがとうございました。
- ・今までの制度では, 被告人にならない限り, あのような雰囲気は味わえないし, さらに審理などは, 絶対に経験できないものだから。
- ・今まで経験した事がない事なのでかなり疲れましたが, 新鮮さもあり, せっかく選ばれたので一生懸命やったので自分にとっては非常によい経験が出来たと思います。
- ・非常にタイトな感覚がありましたが, 「罪」について, 「刑」について考えさせられ, 選ばれた国民としての役務を果たせたかなと思いました。
- ・日常生活では知り得ない感情, 行動をとった人々の話を直に聞くことが貴重な体験だと思いました。
- ・裁判という制度を無縁のまま一生を終える可能性があったが貴重な経験をさせていただいたと感じる。

2 社会のことを考えることができたということを経由とするもの
(以下のものを含め 1 5 7 件)

【主な記載例】

- ・人の人生の重みと社会に対して積極的にかかわっていきたいと感じました。
- ・犯罪の被害者, 加害者をより身近に感じる事ができ, 自分への戒め, であったり人への思いやりであったり人と人とのつながり, 社会について考えるきっかけとなったような気がします。
- ・社会正義について考え直す機会になった。
- ・社会の一員であることの認識を強く持つことができた。

3 勉強になった, 今後の人生の参考になったということを経由とするもの
(以下のものを含め 2 5 3 9 件)

【主な記載例】

- ・社会勉強になった。他の人の意見を聞いて, こういう考え方もあるんだ...と感じたり, 自分には思いつかないような物の見方もあるんだ...と感心したり, これからの人生でプラスになる事を多く学べた。
- ・全てにおいて勉強になりました。日常でおこっている事 (犯罪) がどれだけ重いことか, 悲惨であるか等...
- ・裁判を生で感じ, 被害者の方の声を聞き, 他人事であるけど, 短い時間の中で, 考えるということは, 自分にとって, 今後, 広い視野で物事をとらえられるのではないかと思いました。
- ・人を裁くと言う行為を通じ, 自分の心に新たな “ 引出し ” が出来たような気がする。

- ・自分の身の回りでも起きうる問題として考えさせられました。又、一言一言の言葉の大切さを重く感じました。この事件を通じて親子のきずなをもう一度深く考えることができました。

4 裁判や裁判所のことなどがわかった，身近になったということを理由とするもの（以下のものを含め2923件）

【主な記載例】

- ・裁くという仕事の難しさを知ることができ，また参加することの意義もあらると感じました。多くの方が体験できるといいと思います。
- ・裁判（でている判決が）がこれほどいいいになされていることに感銘を受けました。今までの事件で出た判決が十分に審理された上でのものであることがわかって良かったです。
- ・裁判の流れについてとてもよく理解できましたし，またその裁判をされている方の人柄を知り，裁判に関しとても立派な方が国民と同じ視点で裁判されていると感じ安心しました。
- ・裁判員制度を導入した意義を知り，理解できたこと。
- ・イメージとかなりちがっていた。また，報道メディアを通して知っていたことよりももっと身近に感じた。よい制度だと思った。
- ・裁判のプロセスが良く理解できたし，量刑に対する考え方も理解できた。
- ・ニュース等で見聞きして，判決が軽すぎるとか色々と感じたが，単に判例に依存するものではないことが理解できたと思う。

5 被告人側の事情がわかったことを理由とするもの（以下のものを含め94件）

【主な記載例】

- ・普段，事件などのニュースを見た際に，被害者のことはよく考えるが，被告のことを深く考えたことがなかったから。
- ・被害者，加害者の両方の立場をよく考え，事件の重みや罪の意識などを考えられたので。

6 よく議論ができたなど，評議の充実を理由とするもの

（以下のものを含め445件）

【主な記載例】

- ・自分の考えを評議の中で述べることができた。裁判官だけでなく，一般人の考えを裁判員として評議に加えることは必要なことだと感じたため。
- ・色々な意見を聞くことができ有意義だったし，みんなで考えることができたと思う。
- ・普通の生活では接することのない裁判や裁判官の方の意見や，事件という我々の社会の中で起きた事象に対し，自らの考えを述べさせて頂く事ができた点です。
- ・めったにないことだし，いろんな年代の方達と話し合いをするということが今までにないことだったので。

7 以前からやりたいと思っていたことを理由とするもの

（以下のものを含め17件）

【主な記載例】

- ・今迄，事件とか，あまり，興味がなかったが，裁判には出たいと思っていた。

- ・積極的にやってみたいと思っていた。

8 その他（以下のものを含め 807 件）

【主な記載例】

- ・最初は正直よい経験とは感じなかったが、事件が殺人等のものでもなかったのでもそれよりは心を落ち着かせて、できたので、よい経験と感じた。
- ・裁判官、裁判所のスタッフの方々から、この制度を定着させるのだ、という並々ならぬ熱意と努力が感じられたから。
- ・初めは、不安がいっぱいありましたが、裁判官の方々の丁寧な対応や、お話を聞きながら進めていくうちに自分なりにしっかりとできることをしようと思えるようになりやってよかったと思いました。
- ・私は会社で総務人事を担当しているが、社員から本制度に係わる相談を受けることが予想され、その場合に今回の経験が生かせるため。

第2 問11で「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」と回答した理由

1 重い経験だったことなどを理由とするもの（以下のものを含め 99 件）

【主な記載例】

- ・とてもいい勉強になったとは思いますが、3日間もとても大変だった。肉体的にも精神的にもつかれました。
- ・毎日、帰ってからも事件の事を考えてしまい、とても苦しかったから。
- ・決める内容が重く大きすぎ、これで良かったのか等、後味の悪い思いが残った。

2 仕方なく、義務によるためなどといったことを理由とするもの

（以下のものを含め 15 件）

【主な記載例】

- ・本当に裁判員に選ばれたくないと思っていたので。義務だと思って参加しました。実際は、嫌なことは何もありませんでしたが、少し苦痛でした。
- ・自分が希望していないのに、人を裁くという責務を負わされた。強制するのはいかなものか。

3 その他（以下のものを含め 138 件）

【主な記載例】

- ・十分な評議がされたように感じなかった。結局は判例に従って考えられたように思う。
- ・日頃の生活とかけはなれすぎていて戸惑うことばかりだった。裁判後、逆うらみされないか？心配になった。
- ・人の一生を変える判決をする為の評議を素人の私たち、裁判員がしていいものか、またその判断が正しいのかを考えた時疑問に思いました。

第3 問11で「5 特に感じることはなかった」と回答した理由

（以下のものを含め 13 件）

【主な記載例】

- ・参加したくなかったから。
- ・よい経験と感じる部分もあるが、本来かかわりない事件のことに、かかわってしまったという気持ちがある。

裁判所の対応について感じたこと（問13-2）

「裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応（裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など）についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった、気を遣ってもらったなどと評価するもの

（以下のものを含め2413件）

【主な記載例】

- ・とても丁寧に対応していただき、感謝しています。ストレス等なく、リラックスして裁判員としての務めをはたせました。
- ・担当者の親切丁寧なお話しに感激しました。3日間も付き切りで面倒を見るのは大変だったと思います、お見かけした職員全員の心使いを感じました、有難うございました。
- ・裁判員をやるまでは義務ということに引っ掛かっていたが（かなり不安があった）、裁判官の方々や、裁判所のスタッフの方々に、かなり、お気づかいいただいたので、思ったより、不安も負担も軽減された。
- ・とても説明が分かりやすく、全力でサポートしてくれていたの、うれしかった。
- ・お茶やお菓子などの心配りには感謝です。「お疲れですね」と声をかけて頂いたり非常に気持ち良く裁判期間を過ごせました。
- ・裁判所の方々がいかに一般市民に裁判制度を理解してもらうかその配慮を十分感じました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め155件）

【主な記載例】

- ・裁判員に対しかなり気をつけていただいたと思います。この制度で職員の方にはかなり負担が大きいのではと心配します。
- ・資料や証拠品を持ってくるのに、時間がかかったりしたので、すぐ手配できるようにしてほしい。
- ・裁判員選任手続きの際の係の人の説明が語尾をうやむやにしゃべられるので、よくわからなかったのが残念。

第2 裁判所の設備について（以下のものを含め172件）

【主な記載例】

- ・法廷の隣の合議室のそばにトイレがあれば良いと思います。現状では、合議室とトイレが離れていて10分間の休廷でも行き帰りが大変でした。
- ・暑い日が続くようになりましたので、法廷は無理ですので、評議室だけでも、冷房など使用できたらよいと思いました。

第3 事前送付物について（以下のものを含め151件）

【主な記載例】

- ・呼び出し状の中に「出頭」という言葉があつたりして少し威圧的に感じた。
- ・裁判の直前にもう一通はがきで集合日時を連絡してもらえると親切だと思った。
- ・資料が多い。もっと節約する所があるような気がします。

第4 裁判所のマスコミ対応について（以下のものを含め11件）

【主な記載例】

- ・ 裁判員として4日間務めました。一番ストレスを感じたのは、帰り際にいる、報道陣だった。せめて、裁判員だけは違う通路から帰れるような配慮をしてもらいたかったです。
- ・ 来所時、担当の方が配置されておりマスコミ等などから？守られるよう配慮されていると感じた。

第5 育児介護をされている方を対象とする環境整備について

（以下のものを含め2件）

【主な記載例】

- ・ 育児中なので、保育室があればいいのに～っと思いました。

第6 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め127件）

【主な記載例】

- ・ 不満等、特にございません。
- ・ 今のままでよいと思います。

第7 その他（以下のものを含め666件）

【主な記載例】

- ・ 思っていたのとは違い、明るく、聞かれている雰囲気だった。
- ・ 特に不満はないが、配られた資料を持って帰れなかったため、予習復習など、検討する時間が持てなかった。
- ・ 呼出状を送付する人数は少し多いかなと感じています。
- ・ 呼び出し状が来て、選任されるか否かが確定するまで仕事上の日程を決められなく困ったので選任する日を別にもうけて頂くとありがたいと思いました。

お気づきの点（全般的に）（問14）

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといったもの（以下のものを含め373件）

【主な記載例】

- ・人間1人の人生に関わる決断は非常に重く考えさせられるものでした。しかし今回この経験を経て犯罪自体に対する考え方、被害者に対する思いなど普段考えにくいところまで深く細かく考えることが出来ました。これからの人生において直接的ではないですが何らかの形で生きてくると思います。
- ・今回は貴重な経験が出来た。次回も選任されればぜひ引き受けたい。
- ・ひとつのチームとして裁判官を含めて4日間、評議やプライベートな話も織り込みながら、ひとつの結論を出せた事が非常に貴重な体験で有意義でした。

2 負担が重かったなどといったもの（以下のものを含め187件）

【主な記載例】

- ・サラリーマンとしての立場から意見を言わして頂くと延べ6日間の出頭はかなりきついと思います。この6日間、同じ職場の方に向けた迷惑を考えると、職場に戻るに際し肩身が狭い思いが致します。
- ・刑量を決めるという事は、とても大変で、決めた後は本当にこれで良かったのかと、自問自答し、とても心が重かった。
- ・やはり、写真（現場）は、覚悟していないものにとってはきつかった。

3 その他（以下のものを含め946件）

【主な記載例】

- ・裁判員制度について、まだ十分理解できたとは言えませんが、この制度があることにより、国民も参加していくことの利点をもう少し考えていきたいと思います。裁判員経験者がどの程度の広報活動ができるのかわかりませんが可能な範囲で周りの人に伝達できたらと思います。
- ・普段犯罪と縁のない裁判員と、犯罪に日常的に触れている裁判官の方々とはかなり感覚が違うのだなと感じました。
- ・裁判官は別世界の人と思っていたがとても気さくで良い人だったと感じ、ほっとしました。
- ・たくさんの方々を経験させてあげたいと思った。
- ・裁判官という仕事の大変さを感じる事ができました。罪を犯してしまった人は、罪を償って早く更生してほしいと思いました。

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった、感謝するなど評価するもの（以下のものを含め622件）

【主な記載例】

- ・裁判することへの不安を抱える中、この3日間、裁判官の方々を始め、多くのスタッフのあたたかいサポートに心より感謝いたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。
- ・裁判員が不安にならないような配慮（職員も裁判官も）をしていただき、

期間中は全く心配なくすごせた。

- ・職員の方々のご対応がとても親切・丁寧で有り難いと感じました。
- ・裁判長，裁判官の方，3名共とても感じの良い方で，私達が，話しやすいよう，常に気をつけて下さり，全員がそれぞれの立場で色々と意見を述べる事が出来たと思います。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め59件）

【主な記載例】

- ・裁判員制度が回数を重ねていっても，素人に判りやすく接するといった思いは忘れないで下さい。
- ・裁判員（候補者）に対する対応が，少し低姿勢すぎると感じた。もう少し然とした対応でもいいと思う。
- ・裁判員裁判官への対応に時間がとられ，本来の審ギするという所が手うすにならないのかという心配があります。

第3 制度の運用に関する意見（以下のものを含め577件）

【主な記載例】

- ・6人の裁判員を選出するのに30人以上の候補者は多い気がする。
- ・初日は選任までとし午前中で終ってはどうか，午後いきなり審理に入っただけで心の準備が出来なかった。選任の方法は全員の前で出来ないか。
- ・裁判員候補名簿にのってから実際に呼び出しがかかるまで時間がかかりすぎだと思えます。2ヶ月間くらいの期間で良いのではと思えました。
- ・「呼び出し状」という言葉に少し抵抗感を感じた。
- ・コンピューターくじとなっていたが，本当にそうだったのか疑問に残る。テレビ画面にくじをしている映像がうつしだされたら良いのにと思いました。
- ・被告人の関係者と法廷以外（庁内で）で会わない様な，配慮がほしい。（顔を合わせない様な）
- ・スケジュール，段取り等先の情報（段取り）をおしえてほしい。（昼食のこと，時間）
- ・来所したときに本人確認がないのはどうかと思う。違う方が来られてもわからないのでは。
- ・被告人に顔を見られる恐怖が参加されたみなさんお持ちだと思えます。こちらから被告人を見ることはできても，被告人側から顔を見られない様にしてもらえのなら，その方が裁判員の方のストレスも軽減するのではと思えます。

第4 制度自体に対する意見

1 評価するもの（以下のものを含め158件）

【主な記載例】

- ・できるだけ多くの人にやってもらいたい。裁判員をやるだけでも犯罪の怖さを理解できる。犯罪への抑止力になると思います。
- ・自分が実際裁判員になるまではこの制度はどんな意味があってどういう事にプラスされるのかとても疑問でしたが，やってみてこの制度は必要な物かもしれないと思えました。一般的な意見もとり入れていく事は必要だと思います。
- ・この機会を与えられ裁判所の有り方が身近に感じられたようになった。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め346件）

【主な記載例】

- ・まず，希望者をつのってしたらいいと思いました。やりたい人も沢山いただろうし，そういう人たちを優先的に選んでほしかったです。
- ・量刑までをきめなくても良いと思う。
- ・呼出状がきて，さらにクジびきするのではなく，最初にクジびきをして当たった人を呼出し，裁判員をした方がよいのではと思った。
- ・補助員の立場が不安点で，議会などの定足数方式（補助員を含め8人を裁判員にして，8人中6人がすべての裁判の日程に出席すれば裁判が成立するような方式）で補助員に対して配慮しても良いのかと思います。
- ・裁判員は男性，女性同じ人数を選んでほしいと思いました。
- ・辞退理由をもう少し広げられないか。主婦でも，子供の年齢により，長時間家をあけるのが，大変です。

第5 報道等について（以下のものを含め21件）

【主な記載例】

- ・傍聴席で（裁判中において）の新聞記者の聴く姿勢が，とても尊大？（態度が大きかった）だったので，驚いた。ジャーナリストはこういうものなのかと思った。悪気はないのかもしれませんが。検察官は，もう少し，被告人の人生の事情について，情けをかけた言葉があっても良いかなと思った。辛い立場でしょうが。
- ・裁判所入口の反対者，マスコミの多さにびっくりした。出来ましたら，あまり気付かれなくても良い入退所方法の御検討を希望します。（2日目以降は対応して頂いた。）
- ・マスコミの報道で，インタビューに答えてしまったら新聞に年齢と職業を書かれ，その後に裁判員に選ばれたと書かれて，知っている人に分かれてしまったので，こまってしまった。出来れば，報道する時，選任された人の情報は出さないでほしい。
- ・報道などで，裁判員の心理的な負担ばかり大きく取り上げられているので，今後，辞退する人が，増えるのではと，心配になりました。
- ・裁判員選任当日及び裁判中に駅等でマスコミの方に色々聞かれましたが，裁判所からマスコミに裁判員及び補助員に取材等しない様にキビシく言うておかないと，今後裁判員になれる方々もいやがって来られない様になる事があると思われまます。一般市民なんですから！

第6 環境整備（育児介護，休暇制度など）に関する意見

（以下のものを含め50件）

【主な記載例】

- ・小学生の子供を預ける方法を考えてほしい。特に1年生～3年生。1年生に，夜7時近くまで，お留守番は，できない。その時学校の学童にあずけられるようにしてほしい。
- ・裁判員に選ばれた人に対しては会社から特別休暇のようなものを与えるように指示をしていただければいいのに，と思いました。会社側としても，対応には困っているというのが実状です。

第7 その他（以下のものを含め721件）

【主な記載例】

- ・法廷で着用する法衣を貸与してもらいたい。（色はグレーでもよい）
- ・いつも調べものをするのにパソコンやインターネットを使い調べているので、自由に使用できるインターネットとつながったパソコンを用意してほしい。

【補充裁判員アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお、複数の項目に該当する回答がみられた場合、該当する項目それぞれに分類している。
また、「特にない」といった回答は、分類の対象としていない。

選任手続：質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど（問2 - 1）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 手続の進め方について

1 進行の手順

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め150件）

【主な記載例】

- ・多数の職員の方がいらっしゃり、手続きはスムーズでした。
- ・整然と進められた。よかったですと思います。
- ・簡潔であり、時間もかからずいいと思う。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め21件）

【主な記載例】

- ・進め方がちょっとていねいすぎると思う。
- ・多人数での実施の為、しかたないと思いますが、大ざっぱでも良いので、いてほしい時間とそうでない時間を指示頂きたかった。
- ・みんながそろっているのだったら時間がきてなくても進めてほしい。

2 説明のわかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどと評価するもの（以下のものを含め172件）

【主な記載例】

- ・大画面を見ながら、進行表に沿って説明を聞くことができ、わかりやすかった。
- ・DVDの内容がわかりやすかった。
- ・初めての経験でしたが分かり易い説明で理解できました。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め5件）

【主な記載例】

- ・テンポが早かったり途中で分からなくなってしまう時があり、ついていくのが大変でした。
- ・はじめてでわかりにくかった。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め97件）

【主な記載例】

- ・とても不安であったが受付の方や係の方がとても親切丁寧な対応だったので安心した。
- ・国の機関として威圧的でも事務的でもなく、ていねいな親しみやすい対応をしていただいていると思う。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め 11 件）

【主な記載例】

- ・進行の方の話し方が少し聞きずらかったです。
- ・司会の方が緊張していたのか、ぎこちなくとても堅苦しい話し方だったので、もっと普通なかんじの方がリラックスできると思います。

4 その他（以下のものを含め 26 件）

【主な記載例】

- ・我々の方から質問はできないのでしょうか？
- ・人数が多いので時間がかかるのは、仕方ないと思います。
- ・質問を受けるために別室に入った時、裁判官以下、検事、弁護士と並んでいる中で、とても圧迫感と緊張感を感じた。

第2 質問手続について

1 質問手続の方式（集団質問，個別質問等）について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め 13 件）

【主な記載例】

- ・手続きの進め方はグループ個別でわけてあったので良かった。
- ・グループ単位だったのでスムーズに進んだと思う。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め 17 件）

【主な記載例】

- ・時間があれば，個別（全員）に，面接してもよいと思う。
- ・裁判官の方からの一方的な質問であったので多少のやりとりはあっても良いかなと思った。
- ・集団質問の組と個別質問の組に分けられたが，個別質問では特別なことを質問されるのではないかと不安であった。できれば全ての同じ形の質問を希望する。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め 46 件）

【主な記載例】

- ・簡単な質問だったので良かったです。
- ・応答しやすい質問だった。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め 16 件）

【主な記載例】

- ・受けた質問では特にありませんが，裁判員を選ぶうえで，必要な質問（本人の意気込み，希望等）もあった方がよいと思います。
- ・集団での質問で，質問が簡易なもの2つのみであったので適正さの判断ができるのか。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め 246 件）

【主な記載例】

- ・特に問題は無かったと思います。
- ・今のままで良いと思います。

第4 その他全般的な問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め 52 件）

【主な記載例】

- ・裁判の、前月中に選任してもらいたい。当日では、急すぎるし落ちつかない。
- ・手続の中身ですが選任される人数よりもかなり多くの人を呼ばれているかと思えます。今回8名でしたが5倍近くの人を呼ぶ必要があるのか？という疑問はありました。

第5 その他（以下のものを含め108件）

【主な記載例】

- ・パソコンによる選出でしたが、いつの間にか決まっていたので驚きました。
- ・できれば、階段の登りおりのない移動だと、ありがたいです。

選任手続：質問手続中の待ち時間についてなど（問2 - 2）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください。」

第1 長さについて

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め274件）

【主な記載例】

- ・待ち時間も長くなく適切な時間だと思いました。
- ・特に長いとは思わなかった。
- ・自らの考え方の整理もできる適切な時間スケジュールであった。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め110件）

【主な記載例】

- ・質問側を2つ（複数）に分けて、更に短時間で進められれば良いのではと思いました。
- ・受付から手続き開始までが長いと思う。
- ・全体的に1つ1つの手続きに対しての待ち時間が少し長く感じました。

第2 待ち時間の過ごし方について

1 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの

（以下のものを含め73件）

【主な記載例】

- ・飲み物や雑誌などもあったので時間を潰せた。
- ・事前に待ち時間があるから、本・雑誌を持ってくる事をおすすめします。って教えていただいたので、問題はないです。
- ・法廷見学をさせてもらったので長いとは思わなかった。

2 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・思っていたよりも待ち時間が長かった為、暇をつぶせるグッズがもう少し充実していてほしかった。
- ・事前に手続きの大まかな流れ（時間配分）や、待ち時間を過ごすために持ち込んで良い物（本、ヘッドホンステレオ等）を周知した方がよい。

第3 裁判所の設備や配慮について

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め110件）

【主な記載例】

- ・係りの方が場を和ませようといろいろ話されていたのがほほえましかったです。緊張が少しやわらぎました。
- ・待ち時間に法廷など案内して下さり親切でした。
- ・飲み物や雑誌等も用意されており、十分な配慮がなされていたと思う。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め33件）

【主な記載例】

- ・ 裁判員裁判についてのDVD（裁判の流れ，進行などについての）など見れる待機室が有っても良いかな？
- ・ 椅子が窮屈でした。普通のテーブルと椅子に分かれているほうがいいです。

第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

（以下のものを含め141件）

【主な記載例】

- ・ 今のままで良いと思います。
- ・ 適切だと思います。

第5 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め111件）

【主な記載例】

- ・ 特に問題ないと思います。
- ・ 特に気にならなかった。

第6 その他（以下のものを含め135件）

【主な記載例】

- ・ もう少し裁判所に来るまでの人数を絞り込んだ方が良くと思う。
- ・ 裁判の内容については，裁判員選任後までは，一切公表しない方が良い。
- ・ 早く来た方が多い。何時までにでなく何時～何時までという案内は？

法廷での手続全般について、理解しにくかったその他の理由（問5）

「法廷での手続全般について、理解しにくかった点があるとすれば、それはなぜですか。「5 その他」を選択した方は、具体的にお書きください。」

第1 事件内容に起因するもの

1 事件そのものが複雑であったなどとするもの（以下のものを含め25件）

【主な記載例】

- ・事件の内容が複雑で、非日常的すぎた。
- ・事件に当初関わった人（共犯など）が多数いて、呼び方も（B，Cなど）で呼んでいたのが混同することがあった。

2 事件の背景、動機等がわからなかったなどとするもの

（以下のものを含め19件）

【主な記載例】

- ・被害者の取った行動、特に事件後翌日の行動が理解出来なかった。
- ・犯行理由がわかりずらかった。

第2 証拠や証人の数に起因するもの

1 証拠や証人の数が多かったなどとするもの（以下のものを含め6件）

【主な記載例】

- ・証拠が多数あり、どうつながっているのか分かりにくかったです。
- ・証拠や証人が多かったので正確におぼえていない部分もあった。

2 証拠や証人の数が質的・量的に少ない、足りなかったなどとするもの

（以下のものも含め43件）

【主な記載例】

- ・証拠が証言に限られていて、推測で判断しなければならなかった。
- ・もう少し事件関係者の証言を聞きたかった。
- ・被告人の人柄を話してくれる人が、いなかった。

第3 証人や被告人の話に起因するもの

1 証人や被告人の話の内容がわかりにくかったなどとするもの

（以下のものを含め35件）

【主な記載例】

- ・被告人の供述内容が2転3転するので、理解に苦しんだ。
- ・鑑定人の話がわかりずらかった。

2 証人や被告人の声が聞き取りにくかったなどとするもの

（以下のものを含め63件）

【主な記載例】

- ・被告人の声が聞きとりやすかったらもう少し内容を理解できたかもしれないと思いました。
- ・証人の声が小さかったり、早口の時があり聞きとりにくかった。

第4 審理時間に起因するもの

1 審理時間が短かったなどとするもの（以下のものを含め10件）

【主な記載例】

- ・審理の進行が早く，もう少し時間をかけてもよかったのではないかと思う。
- ・審理時間が短い。

2 審理時間が長かったなどとするもの（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・論告・弁論が続けて行われたので，時間が長かったです。
- ・被告人の動機をあまりにも重くみて時間を取り過ぎたように思う。

第5 検察官がわかりにくかったとするもの

1 検察官の主張（冒頭陳述，論告・求刑等）がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め16件）

【主な記載例】

- ・検察官がくどかった。話し方が幼なかつた。
- ・検察の意図するところが分からない点がいくつかあった。

2 検察官の立証がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め30件）

【主な記載例】

- ・検察側の尋問が不要と思える程，細部にわたりすぎていた様に思える。
- ・もう少し検察官が被告について深く追求して欲しかった。
- ・供述調書等の証拠も，画面にうつして欲しかった。文書として目に入ってきたながら聞く方がわかりやすいから。

3 検察官の声が聞き取りにくかったなどとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・検察官の方の話し方が淡々としていて，聞くぞ！！という気持ちになりにくかった。
- ・検察官が早口だった。

第6 弁護人がわかりにくかったとするもの

1 弁護人の主張（冒頭陳述・弁論等）がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め49件）

【主な記載例】

- ・弁護人の資料が分かりにくかった。また，話す前に資料を渡してほしかった。
- ・弁護人が何を説明したいかわからなかった。

2 弁護人の立証がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め14件）

【主な記載例】

- ・弁護人がなにを立証しようとしたのかわかりにくかった。
- ・弁護人が何を意図して証人に質問しているのか理解しにくいことが多々あった。

3 弁護人の声が聞き取りにくかったなどとするもの（以下のものを含め41件）

【主な記載例】

- ・弁護人の声の大きさが小さく，話し方もわかりにくかった。
- ・弁護人が，早口で，聞きとりにくかった。

第7 通訳がわかりにくかったとするもの

1 通訳の内容がわかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め26件）

【主な記載例】

- ・通訳を介しての裁判だったので、少しわかりにくかった。
- ・被告人が外国人で、すべてのやりとりが通訳を介しての会話だったので微妙なニュアンスが伝わりにくいと感じました。

2 通訳人の声が聞き取りづらかったなどとするもの（以下のものを含め2件）

【主な記載例】

- ・通訳の声が小さく聞くのに余計な神経を使い、疲れた。マイクを使用するなどの対応が必要と感じた。

第8 事務・手続に起因するもの（以下のものを含め30件）

【主な記載例】

- ・論告、弁論の後に被告人質問を増やしてほしかった。
- ・内容が難しく、口頭での説明でなく、書面でも欲しかった。
- ・補充裁判員に選ばれてからすぐの公判だったので、事件の把握に時間がかかってしまった。
- ・手続の流れの説明が欲しかった。

第9 専門用語がわかりにくかったとするもの（以下のものを含め39件）

【主な記載例】

- ・法廷用語が良く理解できなかった。
- ・説明は、なるべくしていただいたが、たまに専門用語を使われるとわからなくなってしまう。

第10 その他（以下のものを含め238件）

【主な記載例】

- ・被告人が起訴内容否認した場合に、争点の事実認定がむずかしい。「殺意の有無」一般人には判断しにくかった。
- ・検察と被告の意見が対立していた為、真実を見出しづらかった。
- ・当方が初めての経験であったので、事前の予備知識がなかったので多少分りにくかった点あり。

評議の進め方についての意見（問7）

「評議の進め方（裁判官の進行，評議の時間，休憩の取り方など）について，何かお気づきの点があれば，ご自由にお書きください。」

第1 裁判官について

1 裁判官の進行について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め310件）

【主な記載例】

- ・最後に都度，補充裁判員としての意見を聞いてくれるので，大変満足でした。
- ・議論が脱線しても，裁判長が，きちんと論点を整理してくれて，評議がスムーズに進行していたことが良かった。
- ・途中フセンに意見を書く方法での意見交換がありましたが人前での発言が苦手な方でも思いを伝える事が出来る良い方法だと思いました。

(2) 何らかの意見・提案を含むもの（以下のものを含め142件）

【主な記載例】

- ・こういった形で評議を行っていくのか，どのようなところに論点をおくのかといったところが最初に分かれば，よりスムーズに整理しながら進めることができたと思う。
- ・評議の時に，かならず，一人一人に意見を言ってもらうようにしたほうがよいと思う。一人一人，考え方や，思っていることもちがうと思う。
- ・証人の方の話した記録などが手元のあるとよりわかりやすかったのかなど。
- ・懲役期間と拘束期間の関係など一般人は持っていない知識がある。そのような多く出る質問についてはパンフレットにして初日に配るべき。

2 一定の意見への誘導の有無

(1) 誘導があったなどとするもの（以下のものを含め10件）

【主な記載例】

- ・補充の立場にいてより客観的にみれたからなのか，裁判官の思っているように誘導されているように少し感じた。法の知識がないので，「そうなのかなぁ」となっていった感じ。
- ・進行はスムーズであったが，その反面ある程度想定されていた着地点（判決）に上手に誘導されたような感じはある。
- ・はたから見ていて進行役の考えが話し合いの方向（結論）を決めていたように，感じました。
- ・裁判長の意見にどうしても皆さん（裁判官も含む）左右される傾向を感じました。
- ・議論が脱線しそうになると裁判官がうまくリードしてくれた。発言の少ない裁判員には声をかけてくれたりしてくれた。悪く言うならうまく誘導されていったような気がする。

(2) 誘導はなかったなどとするもの（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・話し方が紳士的で，裁判員の立場を尊重してくれた。裁判官は雲の上の人の様に感じていたが，とても親しみやすく，身近に感じる事ができた。威圧的なところが全くなく，誘導することもなかった。裁判員の自由な発

言をひき出してくれた。

3 話しやすさについて

(1) 話しやすかったなどとするもの（以下のものを含め174件）

【主な記載例】

- ・ 裁判長をはじめ裁判官のみなさんが話しやすい雰囲気を持っていてくれて、質問等を導き出してくれフォローしてくれました。すごく話しやすい場でありました。
- ・ 順番に聞いていく方法は、話しやすく皆の意見が聞けてよかったです。

(2) 話しにくかったなどとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・ 何となく、プロの方の前で話すのは抵抗があった。選ばれた人たちだけでグループディスカッション的な時間が少しあればいいかも。
- ・ 補充員は評議に入ると、自分からは発言出来ないの、評議中その場で思いつくことや考えていることがあったが、裁判長から発言を求められた時にはうまくまとまっていなかったり忘れていたりで、なんとなく発言出来ないことが多かった。

4 わかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどとするもの（以下のものを含め289件）

【主な記載例】

- ・ 一般人である裁判員、又補充裁判員に配慮し、用語等の説明もわざわざ用紙にして頂いたり、パワーポイントやホワイトボードを使用しての評議はとても分かりやすかった。
- ・ 重要な点を裁判官がポイントごとにわかりやすく説明やまとめをして下さって、理解がしやすかった。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め8件）

【主な記載例】

- ・ 評議の中で慣れていない事も有り焦点がずれ専門用語についていけなくなった所があった。

5 対応（接遇）について

適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め271件）

【主な記載例】

- ・ ひと息入れるタイミングや場の雰囲気作り等、心をくだいて下さっていることが伝わってきて、心を平常にすることができ、感謝しております。
- ・ 裁判官の方々がとても裁判員（補充も含）に対して配慮されていたと感じました。
- ・ よくやさしく、ていねいに評議を進めて頂きましたのでリラックスでき、勉強にもなってよかったです。気を使って下さるのが非常にわかりました。

第2 評議時間について

1 適切だったなどとするもの（以下のものを含め46件）

【主な記載例】

- ・ 時間におわれる事もなく良かった。
- ・ 特にない。今の時間位がいいと思われる。

2 短かったなどとするもの（以下のものを含め18件）

【主な記載例】

- ・主刑を決定するための評議の時間が足りないと感じた。
- ・評議にかかる時間はもっと長くして十分に議論する方が良いと思う。

3 長かったなどとするもの（以下のものを含め13件）

【主な記載例】

- ・評議の時間が長いと思いました。5時間位にしてほしいです。
- ・全体的に評議の時間が長かったのでは？もう少し短かくてもよかったのでは、と思います。

第3 休憩時間について

1 適切だったなどとするもの（以下のものを含め229件）

【主な記載例】

- ・裁判員の精神的負担を考えてもらい休憩時間は大変に良かったと思います。
- ・適度に休憩をとっていたので、やりやすかった。

2 休憩時間の長さに関する意見（以下のものを含め21件）

【主な記載例】

- ・休憩が少し多いのもうちょっと短くても良いと思う。
- ・休憩はもう少し短くても良いのでその分終了時間を早めてもらえるとありがたいと思った。
- ・休憩時間10分ですが15分程頂けると有難いと思いました。

第4 評議・休憩の時間配分等についての意見（以下のものを含め54件）

【主な記載例】

- ・休憩が多くて評議が中断されるのが少し残念だった。
- ・休憩をもっと取ってほしい。
- ・評議の間、もう少しタイムテーブルに合せ、休憩がほしかった。

第5 その他（以下のものを含め521件）

【主な記載例】

- ・評議中は構わないのですが、休憩等では裁判員間のプライバシーももう少し深く考えたいと思いました。評議の場以外では審理の内容は勿論のこと、裁判員個人と個人のやりとりもあまりしたくはなかった。
- ・適切であったと思います。しかし、補充裁判員として評議に参加できないというのは、とてもフラストレーションがたまり、つらいものでした。（ルールなので仕方ありませんが）
- ・評決には加わりませんが、評議の間はずっと裁判長が補充裁判員にも意見をきいてくださったので、最後まで緊張感をもって参加することができました。
- ・補充裁判員においては発言が出来ないのでストレスがたまる。補充裁判員の制度の見直しをすべきではないでしょうか？裁判員8名で6名以上の評議でも可のようになればいいと思う。かかわった以上、判決まで知りたいと思うのが当然のことだと思われる。

問8のように回答した理由(問9)

「問8(補充裁判員選任前の気持ち)でお答えになった理由をお書きください。」

第1 問8で「1 積極的にやってみたいと思っていた」、「2 やってみたいと思っていた」と回答した理由

1 貴重な経験である、関心があったなどとするもの

(以下のものを含め640件)

【主な記載例】

- ・ やりたいと思ってできる事ではないので、機会が与えられるなら、是非一度やってみたいと思った。裁判の流れや、量刑の決め方に興味もあった。
- ・ 法廷の前にすわって、裁判に参加することは、とても貴重な経験で、その機会があるならば、是非やってみたいと思った。
- ・ 自分の人生経験の中で、自分自身を成長させるよい機会であるから。
- ・ もしかしたら一生裁判に関わることはないかもしれないし、自分の意見が判決に反映されるという、責任ある“裁判員”というものに興味があったから。

2 国民の義務だからなどとするもの(以下のものを含め22件)

【主な記載例】

- ・ 国民の義務を果たすのが大切だと思うから。
- ・ 新しい国民の義務として。

3 その他(以下のものを含め243件)

【主な記載例】

- ・ 新しい制度を直に知ることによって、今後の裁判員裁判及びその他の裁判の判決に対して深く考えることができるようになるから。
- ・ 国民の意見をどの様に反映させるのかや、どの様な観点で判決を下すのかを知りたかったから。
- ・ 日本の裁判の判決(量刑)が、常々軽すぎると考えていた。自分の意見が多少なりとも反映されると考えたので。

第2 問8で「3 あまりやりたくないと思っていた」、「4 やりたくないと思っていた」と回答した理由

1 責任が重い、他人の人生を決めることへの負担などの精神的負担を理由とするもの(以下のものを含め399件)

【主な記載例】

- ・ 自分の発言によって被告人の方の人生を左右、まったく別の人生にしてしまうような気がして責任の重さを感じていたため。
- ・ 人を裁くことには抵抗がある。
- ・ 精神面での負担が大きいのではないかと考えていたため。(取り扱う事件の内容が事前には、わからないこと、重大な事件であることも予想されること)
- ・ 守秘義務などについて少し不安があったから。

2 専門知識の不足に基づく負担を理由とするもの(以下のものを含め164件)

【主な記載例】

- ・専門的な知識もない者が，裁判に携わることに，疑問を感じております。
- ・法律の知識のない自分に裁判員が出来るのか，人の人生を左右するような重要な決断に意見する資格があるのか等不安がありました。

3 意見表明の困難さを理由とするもの（以下のものを含め 68 件）

【主な記載例】

- ・自分は精神的に弱いところもあり人前で発言するのが苦手な方なので，できれば選ばれたくないと思っていた。
- ・役に立つ様な意見や，自分の考えを言えるとは思えなかったから。

4 生命・身体の安全に対する不安を理由とするもの（以下のものを含め 29 件）

【主な記載例】

- ・審理中は何度も被告人と顔を合わせるの，顔を覚えられ逆恨みされ，家族，特に幼い子供に危害を加えられたらどうしよう...という恐怖がありました。
- ・その裁判への参加をきっかけに，事件等にまきこまれることへの不安。特に家庭のある身にとっては妻子にまで難が及ぶことがあると...という懸念にまでつながる。

5 社会生活上（育児介護，仕事など）の支障を理由とするもの

（以下のものを含め 188 件）

【主な記載例】

- ・仕事と育児をしているので休みをとりにくいから。
- ・職場を休むことで同僚の仕事の負担がふえてしまうのと，自宅で父の介護をしている妹の手助けをしているからです。
- ・忙しいので，時間を作るのが非常にむづかしく，その後のフォロー（仕事）に大変負荷がかかるから。
- ・何日も，家や仕事を空ける訳にはいかない。
- ・土日や夜も仕事の為，体力的にきついし，他の従業員に負担を掛けてしまうので申し訳ない気持ちがありました。

6 守秘義務の負担を理由とするもの（以下のものを含め 6 件）

【主な記載例】

- ・守秘義務などについて少し不安があったから。

7 恐怖感，犯罪に関わり合いたくないという気持ちを理由とするもの

（以下のものを含め 121 件）

【主な記載例】

- ・殺人事件などの裁判の場合，証拠写真などを見るのが怖いと感じたから。
- ・ひどい事件を扱ったとしたら，気が弱いので一生いやな思いが目に浮かび，今後の生活に支障をきたすと思いました。
- ・ざんこくな事件には関わりたくないと思ったから。

8 その他の不安，（漠然と）自信がないことを理由とするもの

（以下のものを含め 302 件）

【主な記載例】

- ・自分の人生さえ分かっていないのに，人の人生に関わる様なことが自分に

決められる自信がなかった…。

- ・被告人に対して量刑を決めるに当たり、正しい判断の元に決定出来る自信が持てないのが理由。
- ・どのような事件の裁判員をやるかも分からないし、殺人などの重大な裁判員に選ばれたらどうしようと不安でした。

9 面倒くさい、時間が拘束されることを理由とするもの

(以下のものを含め91件)

【主な記載例】

- ・時間を拘束されるという点でやりたくなかった。
- ・面倒だと思っていました。

10 自分は選ばれない、関係ないと思っていたといったことを理由とするもの

(以下のものを含め53件)

【主な記載例】

- ・まさか自分がやることになると思わずに、とりあえず招集に応じて来たという意識だった為。
- ・自分の中では、他人ごとみたいに思っていました。

11 その他(以下のものを含め170件)

【主な記載例】

- ・裁判=素人には(人を裁く事)無理という構図があり、参加したい(してみたい)と思う人だけ参加すれば良いと思っていました。
- ・場所が遠いから。
- ・年令的な問題。
- ・裁判員制度そのものについて、本当に必要な制度なのか、どうか、自分の中で、結論が出ていなかったため。

第3 問8で「5 特に考えていなかった」と回答した理由

1 自分は選ばれない、関係ないと思っていたといったことを理由とするもの

(以下のものを含め192件)

【主な記載例】

- ・日々の生活、仕事のことで精一杯で、他の人の裁判に関わるということそのものに関心も興味もありませんでした。
- ・選ばれると思っていませんでしたので、特に思うところはありませんでした。

2 その他(以下のものを含め130件)

【主な記載例】

- ・裁判員制度が必要なものなのかどうかがよくわからないので考えないようにしていました。
- ・くじ引きという事なのでどうなるかわからない。もしも選ばれたなら、自信はないがしっかり務めようと思っていた。

問10で「よい経験」と回答した理由(問11-1)

「問10(補充裁判員選任後の感想)で「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」とお答えになった理由をお書きください。」

1 普段できない貴重な経験をした, やりがいがあったといったことを理由とするもの(以下のものを含め784件)

【主な記載例】

- ・裁判がどのようにして行われているか等, 日常生活においては体験できない貴重な経験をさせて頂きました。
- ・普段経験の出来ない事・法廷での裁判を見ればその事件に参加して, 直接でなくても自分の思った事が言えるという事は, すごい事だと思うし, 生涯わすれる事がないと思う。
- ・裁判長や裁判官の方のお人柄にふれることができましたことは, 貴重な経験でございました。
- ・役に立てたかはわかりませんが, この裁判と向き合い真剣に取り組めました。責任ある重要な役割だという事を実感出来, 裁判官の方達と, 一緒に裁判に携われた事を光栄に思いました。

2 社会のことを考えることができたということを経由とするもの
(以下のものを含め56件)

【主な記載例】

- ・身近に犯罪を犯した人はいなく, つきあいもないが, その様な人も含めて, 社会のあり方, 現状を考えるよい機会となった。
- ・社会人として市民生活をして行く中での責任感を痛感しました。

3 勉強になった, 今後の人生の参考になったということを経由とするもの
(以下のものを含め645件)

【主な記載例】

- ・物事を客観的にそして多面的に見ることの大切さなどを再認識することができたから。
- ・犯罪をおこすことにより被害者, 加害者ともとても悲しい結末がまっているという事の重大さをあらためて感じ, その様な事を自分もおこしてはいけないんだという事を強く学ばせてもらいました。
- ・世の中の仕組みとしてある裁判を実体験し, 自らの視野の拡大と, 今後の社会生活における考え方の幅を広げることができた。
- ・今回の件は家族関係によってはだれにでも起こりそうであり, 身近な問題として考えることができ, 対処法等を自分なりに考えることで, 今後の子供との接し方を見つめ直すよい機会になった。

4 裁判や裁判所のことなどがわかった, 身近になったということを経由とするもの(以下のものを含め978件)

【主な記載例】

- ・裁判の様子がよくわかった。どのように評議が行われるか, 裁くことの重みを感じられ知ることができよかった。
- ・今まで知る機会がなかった判決までの過程を見る事ができ, 関係する裁判

官の方々が被告，被害者の心情まで丁寧に考えられていることが理解できた。

- ・ 刑罰を決める際，多方面から犯罪やその背景について論議し，決定されるとわかった。また，私達の生活は法によって守られていると実感できた。
- ・ 実際の裁判員制度の仕組みによる，判決までの流れが理解する事ができたから。
- ・ 「裁判」というと，とても堅苦しく，自分には関係のない事と思っていたが，実は，日常の生活とそれ程かけ離れたことではなく，身近な出来事であると感ずることができたこと。

5 被告人側の事情がわかったことを理由とするもの(以下のものを含め41件)

【主な記載例】

- ・ 実際参加してみて，普段考えることのない被告人の立場や被害者の気持ちを見たり聞いたりして視野が広がるように思えたから。
- ・ ニュースや新聞の情報で感ずる事と，被告人の状況などを聞いた上で事件を見るのでは考え方も違ってくることがあった。

6 よく議論(いろいろな意見を聞くこと)ができたことを理由とするもの
(以下のものを含め253件)

【主な記載例】

- ・ 裁判官の方々や他の裁判員の方々のさまざまな角度からの物事の見方，考え方が伺えたこと。
- ・ 補充という立場で，自分の意見など全く述べられないと思っていたところ，数多くの発言もさせていただき，ひとつの裁判に自分も参加できていたんだということが，嬉しかったです。
- ・ 難しい内容の事件でしたが裁判官の方々をはじめいろんな方の考え方も聞き，自分もたくさんたくさん考えて，有意義な時間をすごすことができたと思いました。又，思ったより冷静に考えることができたのではないかと思います。

7 以前からやりたいと思っていたことを理由とするもの
(以下のものを含め13件)

【主な記載例】

- ・ 実際に裁判というのはテレビなどでしか見た事がないので，この制度ができて，もし自分が候補者になったら，どんな経緯で人が裁かれるのか体験したかったため。
- ・ 一度はやってみたい経験だったので。

8 その他(以下のものを含め326件)

【主な記載例】

- ・ 裁判員ですと，自分には責任が少し重すぎたので自分には補充裁判員くらいでちょうど良かったかなと思いました。
- ・ 選任された時は，「補充」という点に，非常にやりがいのなさを予想したが，裁判長，裁判官の運営によって正式な裁判員と同様に参加できたという認識がもてた。
- ・ 正式に選ばれた訳ではなく評議の時に発言が制限されるのは非常に“もどかしく”感じられたが，一歩引いて全体をより客観的に見聞することが出

- 来，結果的には良かったと思います。
- ・資料など細かく，わかりやすいようにして頂いたので，参加しやすかった。

問10で「よい経験」と感じなかった理由(その他の理由)(問11-2)

(問10で「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」「5 特に感じることはなかった」と回答した方に)その理由について「4 その他」と回答した場合、具体的にお書きください。

第1 「3 あまりよい経験とは感じなかった」「4 よい経験とは感じなかった」と回答した理由(その他の理由)

1 補充裁判員だから、自由に発言できないことなどを理由とするもの
(以下のものを含め39件)

【主な記載例】

- ・裁判員と同じ時間、真剣に評議に取り組んでいるのに、権利だけがないという点が非常におもしろくない。
- ・密室で何時間も意見も言えずに仲間の合議をひたすら聞くことが苦痛だった。
- ・評決権がないのは理解できるが、自由に発言できなく、評議に参加している存在意識が見出せない。

2 重い経験だったことなどを理由とするもの(以下のものを含め11件)

【主な記載例】

- ・補充といっても同じことをやった。人の人生にふみこんだことはすごく重たいと思いました。
- ・量刑に参加出来なくても量刑に責任を持たなければならない。他人の人生背負うのに重いストレスを感じる。

3 その他(以下のものを含め27件)

【主な記載例】

- ・法律に無知な人が人を裁く事がおかしい無意味
- ・判決が正しいかがどうかが不安。
- ・人の人生の一部決める事に抵抗を感じた。

第2 「5 特に感じることはなかった」と回答した理由(その他の理由)

(以下のものを含め8件)

【主な記載例】

- ・やりたくなかったから。
- ・補充と付くだけで裁判員とは違うと思い感じるところがあった。

裁判所の対応について感じたこと（問12-2）

「裁判員候補者名簿に載ってから、本日までの裁判所の対応（裁判所職員の対応、裁判所からの情報の提供、裁判所の設備など）についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について、何か感じられたことがあれば、お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった、気を遣ってもらったなどと評価するもの

（以下のものを含め649件）

【主な記載例】

- ・わからない事、不安になって電話した時など、とても親切に話して頂いて、それまで裁判所は怖いイメージがあったのですが、対応もすごく良かったので安心してこちらに来る事ができました。
- ・どの方も接遇が素晴らしく、非日常的な状態ながらも、気持ち良く、過ごすことができました。大変勉強になりました。
- ・素人の私達にわかりやすく説明して下さい、常に目をくばって下さって、本当に感謝しております。最初は不安でしたが、最後まで参加させて頂いたのも、裁判官や他のスタッフの方々のおかげです。ありがとうございます。
- ・判事含め、職員どうし礼儀正しく、丁寧な言葉遣いであつたので、端から見ても気持ちが良く、是非、続けて欲しいと思います。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め43件）

【主な記載例】

- ・あまりに丁寧な対応すぎて、逆にやりすぎでは？と感じました。
- ・時に、相手が素人であることを忘れていたかのような態度を感じた。「だから...」「先も説明しましたが...」素人は1回言われたくらいでは理解できない。

第2 裁判所の設備について（以下のものを含め52件）

【主な記載例】

- ・各部屋に空調がない。
- ・トイレが不便だった。

第3 事前送付物について（以下のものを含め35件）

【主な記載例】

- ・書類の内容が、項目毎にまとまっておらず、知りたい情報を探すのに、時間を要した。
- ・多数の候補者への対応で、御苦労とは思いますが、選任される迄の期間が長かったので、途中で1・2回、何らかの連絡・情報が欲しかった、と思う。

第4 裁判所のマスコミ対応について（以下のものを含め3件）

【主な記載例】

- ・報道関係者対策にかなり注意され、過去の雰囲気は想像できた。初日控室までのろう下にたくさんの職員がおられ戸惑った。

第5 育児介護をされている方を対象とする環境整備について（1件）

【主な記載例】

- ・パンフレットでは育児を小学生以下としていたが実際帰宅後の家族の協力、また家事全般の事前の調整や準備が大変負担だった。（辞退理由には全くあたらないこと。お金で解決できる部分もあると思う）

第6 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め27件）

【主な記載例】

- ・不満に思う事は特にありませんでした。
- ・特に問題はなかった。

第7 その他（以下のものを含め216件）

【主な記載例】

- ・くじについては候補者の前で行うのが望ましいと思います。
- ・補充裁判員の扱いがよくわからない。1人ずつ欠けていくようになっていたが、その日の朝来てそろっていればお役ご免というのもなんだかやるせない感じがした。
- ・裁判所が我々市民にとって身近かなものになるための良い機会にしようと思っているという事が感じられ、実際そうなったと思う。

お気づきの点（全般的に）（問13）

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといったもの（以下のものを含め149件）

【主な記載例】

- ・ 普段、触れることのない世界がわかり、裁判が身近なものになった。色々、考えさせられることがあり、大変有意義だった。
- ・ 全く知らない人達とテーブルを囲んで、話し合い、結論を出していく貴重な時間を与えてくださり、ありがとうございました。
- ・ 最初は補充ということで、正直当事者意識は薄かったのですが実際は裁判員と何ら変わることなく、対等な立場で参加できたことにやりがいを感じました。

2 負担が重かったなどといったもの（以下のものを含め47件）

【主な記載例】

- ・ 「補充」の重要性はわかるが、選ばれた人間のストレスは大きい。文句は無いが、モヤモヤが残る。
- ・ 思っていた以上に3日間が長く感じ、精神的に疲れた感じはあります。人の一生を左右する重さ、限られた情報の中から事実確認、当事者の気持ちをくみとることのむずかしさを実感しました。

3 その他（以下のものを含め427件）

【主な記載例】

- ・ 裁判員制度が始まって裁判所の方のお仕事が一重にも三重にも増え、大変だと思った。裁判員になられた方が全員真面目に責任をはたされたので良かったです。
- ・ 補充員であった為、評議中も言いたい事を言いたいタイミングで発言できないのはもどかしく感じた。
- ・ 補充裁判員としてどの様にふるまって良いかよくわからなかったです。例えば、意見を聞かれた際にどこまで話していいのか、また、自分の意見に対してさらに意見を頂いた際、追加して意見を述べていいのか、線引きがむずかしかったです。

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった、感謝するなど評価するもの（以下のものを含め199件）

【主な記載例】

- ・ 裁判所内でもスタッフの方々が丁寧に案内したり誘導して下さったのでごく過ごしやすかったです。ありがとうございました。
- ・ ほとんど法律的な素地のない我々に対してねばり強く、寛容に対応している裁判官の皆さんのご努力に感謝いたします。
- ・ 不安と緊張がありましたが、裁判官をはじめ、職員の方の対応がとても良かった。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め28件）

【主な記載例】

- ・身体不自由な方への対応，特に聴覚障害者，視覚障害者への配慮は健常者以上の配慮をしていただきたい。
- ・補充裁判員として選ばれた日に自分の意見はいつからいつ迄言うことが出来るのかを最初に説明をしてもらいたかった。今回は自分で裁判官の人に聞きました。

第3 制度の運用に関する意見（以下のものを含め206件）

【主な記載例】

- ・審理最終日の前に，半日くらい話し合いの場があれば，質問しそこないが無くなると思う。
- ・補充裁判員も最後まで残っていてもよいのでは。（判決もわからず帰るのはどうなのか）
- ・補充員の席を変更しては？評議等裁判長の背を見る状態 他メンバー含めた，一体感不足を感じる。
- ・裁判員と補充裁判員との違いについて，具体的な説明がもう少しあった方が良かったと思う。
- ・第1日目に渡された資料（予定表等）を持ち帰りたかった。予め，予備知識を入れておかないと「いきなり」だと理解するのに時間がかかった。

第4 制度自体に対する意見

1 評価するもの（以下のものを含め50件）

【主な記載例】

- ・選任前と終了後では裁判員制度に対する考えは大きく変わりました。会社も後押ししてくれ，前向きになりました。今後も大勢の方が参加出来るような制度になれば良いと思います。
- ・少しでも犯罪をなくすためにも，多くの方が裁判員を経験して何か感じてほしいと思いました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め151件）

【主な記載例】

- ・評議でも意見を自由に述べる事が出来れば良いと思う。
- ・補充裁判員は1人で充分だと思いました。
- ・補充裁判員2名を選ぶのではなく，全員裁判員（6～8名）とし，3分の2以上の出席で成立とかにしたほうがよい。
- ・ランダムに選任されたという事ですが性別や，年代にもう少しバラバラにしてある方が，色々な，考え方ができるのではないかと思います。

第5 報道等について（以下のものを含め4件）

【主な記載例】

- ・裁判中の記者席の方たちの態度がどうしても気になりました。裁判官，裁判員の方はみなさんとてもいい人で，多くの考えやためになる話を聞くことができ，とても充実した3日間を送ることができました。素晴らしい社会経験を積むことができたと思います。ありがとうございました。

第6 環境整備（育児介護，休暇制度など）に関する意見

（以下のものを含め9件）

【主な記載例】

- ・子どもが小さいため、一時保育に3日間預けていたのですが、終了時間が遅くなって延長保育をお願いしたりするのが大変でした。また、一時保育の費用も日当より出さなければならないということで、若干負担が大きく感じました。予算的にもその他の面でも厳しいと思いますが、裁判所内に託児施設があって安価に利用することができれば、もっといいのにな、と思いました。
- ・当日まで裁判員に選ばれるか分からない状況で3日間仕事の休みを取るのには心苦しさがありました。早く休ませてもらったという方、有休を使ったという方、欠勤となった方、いろいろおられました。心配することなく仕事を休んで参加できる社会の素地を作って頂けると有り難いです。

第7 その他（以下のものを含め215件）

【主な記載例】

- ・もう少し服装は自由という空気をつくっていただきたいと思います。
- ・バリアフリー対策を、お願いします。
- ・補充裁判員の法廷での席が見つらなかったのも、改善した方が良くないと思いません。
- ・裁判所の出入があまりにも、自由であるので、もうちょっと、制限した方がいいと思う。

【裁判員候補者アンケートの集計結果】

以下は自由回答を回答内容に応じて、項目ごとに分類し、その代表例を原文のまま掲載したものである。

なお、複数の項目に該当する回答がみられた場合、該当する項目それぞれに分類している。
また、「特にない」といった回答は、分類の対象としていない。

選任手続：質問手続中の手続の進め方、受けた質問についてなど（問2 - 1）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください」

第1 手続の進め方について

1 進行の手順

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め750件）

【主な記載例】

- ・ゆっくりとした時間で進められるので心配無く過ごせました。
- ・とても段取り良く進めていただいていたと思います。
- ・予め質問を受けたことについての確認であったため、時間もかからず効率的に選任手続が行えている。
- ・スムーズに、待ち時間もなるべく短くしてくれている努力がみられ、とても良かったです。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め232件）

【主な記載例】

- ・終了予定時間がどんどん変更になり、待ち時間がのばされてる気がして退屈した。早く終わりそうだと期待させない方が良くと思います。
- ・当日の質問票を記入する前、こういったケースで辞退が認められるのかなど説明がもう少し欲しかった。
- ・まどろっこしい。流れはあらかじめ送付された資料で分かるのもっと簡潔にし、どんどん進めてほしい。

2 説明のわかりやすさについて

(1) わかりやすかったなどと評価するもの（以下のものを含め1865件）

【主な記載例】

- ・ビデオを見せながらの進め方なのでわかりやすくよかったと思う。
- ・書類を見るだけでは、わからない事も多かったが、オリエンテーションがあって、ずいぶん理解できた。
- ・予定時間などがわかりやすく当日スケジュールがあってよかった。
- ・裁判について何の知識もありませんでしたが、分かりやすく説明していただいたと思います。

(2) わかりにくかったなどとするもの（以下のものを含め15件）

【主な記載例】

- ・「説明に関して」初めての経験なので、一度説明を聞いただけでは理解しづらい。説明に工夫をお願いします。（例えば、“ゆっくり”とか“大事なことはくり返し”をお願いしたい。）
- ・高れい者にはちょっとペースが早すぎてわからないと思う。

3 職員の対応

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め1012件）

【主な記載例】

- ・おそらく何度も同じ説明をされているにもかかわらず、事務的にならず、丁寧にご説明いただいたので、大変気持ち良く聞けました。
- ・最初から最後まで個人の事情を聴いてもらう姿勢がよく受けとれました。安心して来ました。安心して帰れます。
- ・皆さん、暖かな雰囲気が進められていたので、あまり緊張せずに、お話ができました。
- ・予想以上に丁寧で、おどろいた。すばらしい対応だったと思う。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め172件）

【主な記載例】

- ・進行役の方が事務的で堅苦しい感じがしました。皆、初めて裁判所に来る方がほとんどで緊張しているはず。もう少しリラックスさせて欲しい。
- ・何度も同じ事を言わなくても良いと思う。書面に書いてあることと同じ内容をくり返し言うのは時間の無駄のような気がした。大人なので1度言えればわかると思う。あまりにも丁寧すぎる気がする。

4 その他（以下のものを含め174件）

【主な記載例】

- ・同じ事を何度も聞かされましたがそれ程大変な事だと思いません。
- ・事件によるのかもしれませんが、裁判官、検察官、弁護人の数が多く、必要はありませんでしたが、個別質問を申し出にくかったです。
- ・免許の更新のように進みました。

第2 質問手続について

1 質問手続の方式（集団質問、個別質問等）について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め48件）

【主な記載例】

- ・グループ個別に分けての手続きであまり時間をかけずにされていたのでよかった。
- ・簡単な質問手続で安心しました。
- ・同時6人はちょうど良いと思います。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め193件）

【主な記載例】

- ・個別質問対象者の比率が少ない様に思う。
- ・質問表（事前、当日）と2回も質問しているので、個別の必要がない方は6人ずつではなく、全員一緒でも良いのではないのでしょうか。
- ・集団による質問手続は、書面で意思表示をしたことのくり返しのような気がするので不要ではないのでしょうか？
- ・一人一人個別質問があると思っていた。時間の関係もあると思うが、一人一人の方が公平でよいと思う。

2 質問内容について

(1) 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め198件）

【主な記載例】

- ・難しい質問ではなかったので安心しました。
- ・最初にアンケート等取っているので質問内容についてはこのぐらいで良いと思う。
- ・明確な質問であり，不安は一挙に消えました。

(2) 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め150件)

【主な記載例】

- ・精神的不安や，体調不安による辞退はどこでお話ししたら良いか分からなかった。書面に書く所があったら良かった。
- ・特にありません。が，この制度をどのように思うかを質問してほしいと思いました。
- ・裁判員選任の際の質問はもっと深く掘り下げた内容で対象者の考え方を浮き彫りにする内容が良かった。

第3 その他全般的に問題がなかったとするもの(以下のものを含め1265件)

【主な記載例】

- ・簡単明瞭で良かった。
- ・適切だったと思います。

第4 その他全般的な問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め150件)

【主な記載例】

- ・私は銀行で勤務しておりますが，全てに関して，本人確認をしなければなりません。今回，黄色の紙を手持して本人とみなされて，この席に座れるのは，ちょっと考えさせられます。
- ・選任手続きの日を事前に設定してほしい。裁判員・補充裁判員に選ばれるか不確かな状態で連続で5日間仕事を休むとなると都合がつけにくい。
- ・候補者に選ばれた際のアンケートの提出期限は短すぎると思います。また旅行，仕事の都合等あるため，一カ月前ではなく，2～3カ月前に知らせて欲しいです。
- ・職員の数が多すぎると感じた。他にする仕事があるのではないか。

第5 その他(以下のものを含め506件)

【主な記載例】

- ・国民1人1人に裁判員制度に協力，理解してほしいと思っている気持ちが伝わってきました。
- ・選任結果発表の待ち時間，見学できたことは良かった。裁判所に来たことも初めてなので，少し興味が持てた。
- ・国民の義務とはいえ，個人の意見が尊重されないのではと思う。まずはやる意思があるのかどうかを聞くべきだと思います。
- ・具体的な人物調査などをするのかと思っていいがあまりに，あっさりとした手続きでその事に驚いた。

選任手続：質問手続中の待ち時間についてなど（問2 - 2）

「裁判員等選任手続についてお聞きします。質問手続中の待ち時間や手続の進め方、受けた質問について、感じたことやお気づきの点がありましたら、ご自由にお書きください」

第1 長さについて

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め1221件）

【主な記載例】

- ・すばやく対応してくれていると思う。これくらいの待ち時間はしかたがないと思う。
- ・長い間待つこともなくスムーズだったのでよかったです。
- ・事前に待ち時間が通知されており、心の準備が出来て良かったと思う。
- ・質問手続が思っていたよりスムーズに流れていたため、待ち時間をそれほど長いと感じなかった。
- ・落ちつける時間でよいと思います。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め1045件）

【主な記載例】

- ・必要な時間なのだろうと理解はしますが、自分が仕事を休んで来ていることを考えると長いです。
- ・個別質問の人は、もう少し早目に来て、質問を受けてはいかがでしょうか？待ち時間が長いと思います。休憩も30分は入りませんか？
- ・時間配分を考えなおしてほしい。質問（個別）の前に休みをいれてすぐまた休みでは、ちょっとおかしいと思う。
- ・30分程度までは許容できるが、それ以上の場合には、質問を2グループに分けて行うなどの短縮措置をとるべき。

第2 待ち時間の過ごし方について

1 手持ちぶさたにならず、よかったなどと評価するもの

（以下のものを含め410件）

【主な記載例】

- ・事前に待ち時間がある事も手紙で教えてくれていて、本を持ってきていたので、待ち時間も気になりませんでした。
- ・DVD上映や法廷の見学、雑誌等、思ったよりいろいろな準備がされていたため、待ち時間は長く感じなかった。
- ・待っている間も裁判の説明などていねいにして下さったので時間も早くすぎました。

2 時間をもてあましたなどと問題点の指摘や提案を含むもの

（以下のものを含め82件）

【主な記載例】

- ・待ち時間があることを事前に知らせて頂きたかった。仕事の本とか持参してきたので。
- ・待ち時間中に、裁判員制度開始時に発行された制度内容のDVDを流すと

良いと思います。待ち時間があるので、その時間が長く感じます。

第3 裁判所の設備や配慮について

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め808件）

【主な記載例】

- ・時間をもてあまさないよう、事前の案内や待機室の雑誌、DVDなど配慮が感じられました。
- ・モーツァルトの音楽が流れているところなどは、病院手術室等の如く配慮されており、スムーズに手続きも進みました。消音であれば片手間に読書やPC作業もできるなど、行き届いていると感じました。
- ・法廷の見学がとてもよかった。このような機会を有効に使えた。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め343件）

【主な記載例】

- ・待ち合い室の室温が低く、寒く感じました。
- ・待ち時間のアナウンスをもう少し手際よくお願い出来ればと思います。
- ・飲食をしていいと思わなかった為、何も持参しなかった。「本を持参しても良い」という記載にあわせ、飲食可の旨も教えてほしかった。
- ・部屋（待合室）が、狭く、席の配置が、きゅうくつで、苦しかった…。
- ・説明はとてもわかりやすかったと思うけれども、時々、“質問は？”と聞いて欲しかった。

第4 項目を明示することなく適切だったなどと評価するもの

（以下のものを含め866件）

【主な記載例】

- ・リラックスすることができてよいと思います。
- ・適切だったと思います。
- ・色々と工夫されていると思います。

第5 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め396件）

【主な記載例】

- ・特に問題ないと思います。
- ・不満はありません。

第6 その他（以下のものを含め860件）

【主な記載例】

- ・法廷見学が出来て、それだけでも一生の思い出になります。
- ・静かすぎておちつかなく何だか見はられている感じがしました。
- ・裁判所だから仕方ないのかも知れないけれど、最初から最後まで、緊張感が取れなくてつかれました。もうすこしリラックス出来るよう今後に期待します。
- ・最初はドキドキしていたのですが、音楽も流れ、時間がゆっくりあったので、落ち着いて取り組みました。

裁判員に選ばれなかった感想（問4 - 1）

「裁判員に選ばれなかったことについて、現在どう感じていますか。「5 その他」を選択した方は、具体的にお書きください。」

第1 積極的な参加意向がみられるもの

1 「やってみたかった」などとするもの（以下のものを含め249件）

【主な記載例】

- ・めったにない機会なので、やってみたかったという気持です。
- ・最初はとても不安でやりたくないと思っていたが来てみると興味がわきむしろやってみたいと思うようになった。
- ・今回は辞退したが、機会があれば、ぜひ参加したい。
- ・裁判所に来て色々な話を聞くうちに積極的に参加してみたくなった。

2 「残念だ」などとするもの（以下のものを含め198件）

【主な記載例】

- ・仕事の都合がつかず自ら辞退を申し出る結果となったのは大変残念であると感じています。
- ・長い人生の良い経験の一つになると思っていた。残念です。
- ・以前はやりたいと思わなかったが、様々な資料を読むうちに興味をもちはじめたので残念です。

3 「仕方ない」などとするもの（以下のものを含め42件）

【主な記載例】

- ・こちらが都合がつかないのでやむをえないと思います。
- ・裁判長からの説明で仕方ないと思いました。

第2 消極的な参加意向がみられるもの

1 「有り難い」、「良かった（安堵）」などとするもの

（以下のものを含め219件）

【主な記載例】

- ・仕事の関係で、この時期については選ばれなくてよかったです。
- ・私的な事情（辞退理由）をしっかりと聞いて下さったことをとても感謝しております。
- ・殺人事件にはかかわりたくなかった。選ばれなくてホッとしている。

2 「重圧に感じていた」などとするもの（以下のものを含め74件）

【主な記載例】

- ・いろいろな事を考えると自分に公平な立場で、先入観等なしで判断できるのか不安でした。また、知識もないので自信はありませんでした。
- ・責任が重すぎると思う。

第3 その他

1 「複雑な心境である」などとするもの（以下のものを含め202件）

【主な記載例】

- ・選ばれなくて、安心した部分と、少々残念な部分の気持ちがあり、複雑です。
- ・少し安心しましたが、やってみたいという気持ちも多少あったのでなんだか不思議な気分です。
- ・ホッとした反面、残念だった気持ちもあります。

2 「候補者が多すぎる」などとするもの（以下のものを含め65件）

【主な記載例】

- ・裁判員候補者の人数は多いように思います。当日来る方を減らしたほうが、負担の軽減になると思います。
- ・時間を割いて出席するため、当日来場者の中から高確率で選任出来る様も少し人数を絞った方が良いのではと思います。

3 その他（以下のものを含め646件）

【主な記載例】

- ・選任された方だけが裁判所に来るようにできないものでしょうか？半日なのか3日なのか不明なまま来るのは、仕事上つらいものがあります。
- ・普通に生活している中ではあまり来ることのない場所にきて、私個人にとってはよい経験になったと思います。
- ・選任方法はコンピューターではなく、自分の手で引きたかった。なるにしろ、ならないにしろあきらめがつく。
- ・公平に抽選で選んでいるので問題はない。
- ・呼出状が来た時はどうしようかと思いましたが、裁判を知る良い機会であると考えました。選任されませんでしたでしたが、この機会に裁判について考えてみたいと思います。

裁判員に選任されず「不満である」と答えた理由（問4 - 2）

「（問4 - 1（裁判員に選ばれなかった感想）で「不満である」と答えた方に）その理由をお書きください。」

第1 「選ばれたかったから」などとするもの（以下のものを含め162件）

【主な記載例】

- ・ただ単に裁判員をやってみたかったからです。
- ・裁判に参加出来る機会等，なかなか経験できることのないものなので，ぜひ参加したいと考えていました。
- ・裁判員制度について大変興味を持っていたのでぜひやってみたいと思っていたから。

第2 「わざわざ日程をあけておいたから」などとするもの

（以下のものを含め133件）

【主な記載例】

- ・何のために1週間休みを取ったのか...呼ぶ以上はもう少し考えてほしい
- ・会社の仕事をすべて段取りをつけてきただけに非常に残念です。
- ・わざわざ時間を作ってまで来た意味がない。
- ・職場に無理を言って5日間休憩をもらっていたので，非常に気まずいから。

第3 「（結果的に）時間の無駄になってしまったから」などとするもの

（以下のものを含め74件）

【主な記載例】

- ・3日間の休みを取ってしまったので，仕事に行くわけにもいかず，することがなくなってしまった。
- ・会社員にとって3日の空白は大切な時間のムダ。やりくりした以上役立てたい。
- ・やる気満々で来ていてしかも3日間もスケジュールをあけているのにとってもムダである。

第4 「選任方法・手順に問題があると思われるから」などとするもの

（以下のものを含め95件）

【主な記載例】

- ・パソコンによるくじを公開でした方がよいと思う。別室での選任の気がする。
- ・もう少し簡素化できないものか，とは思う。選任手続きについて。
- ・くじの選任手続が不透明だと思えます。裁判員候補者自らがくじを引くべきだと思えます。

第5 「日当等が割に合わないから」などとするもの（以下のものを含め12件）

【主な記載例】

- ・4日間仕事を休み，その分給料が減額されるため出来れば4日分の日当をいただきたい。
- ・日程の調整を1週間分したのに日当が少ない。

第6 「候補者が多すぎる」などとするもの（以下のものを含め101件）

【主な記載例】

- ・呼び出す人数が多いと思う。半分かもしくは1/3ぐらいでよいのでは。（20～15人ぐらい）
- ・仕事の日程の調整など、苦労したが、裁判員として選ばれる割合が低すぎると思う。もう少し少ない候補者でよいと思う。
- ・8人を選ぶために50人近くもの人を招集する必要があるのか。国民の時間、税金の無駄という観点で問題がある。

第7 その他（以下のものを含め190件）

【主な記載例】

- ・まずはやってみたいと思う方から選ばれるべきだと思う。
- ・本当に裁判に参加したい人間について、もっと聞いてほしい。
- ・やってみたいのにやれない人ややりたくないのにやらなきゃいけない人がでてくるのがとても不満がある。希望者は優先してくれてもいいのではないかと思う。
- ・コンピューターでの選別になるのなら、出頭するまでの事もないのでは？
- ・気・心・全て準備し来庁するので参加出来なかった事を不満に思います。事前に決めて頂く方がよいと思います。

裁判所の対応について感じたこと（問5 - 2）

「裁判員候補者名簿に載ってから，本日までの裁判所の対応（裁判所職員の対応，裁判所からの情報の提供，裁判所の設備など）についてお聞きします。これまでの裁判所の対応について，何か感じられたことがあれば，お書きください。」

第1 職員の対応について

1 適切だった，気を遣ってもらったなどと評価するもの

（以下のものを含め2125件）

【主な記載例】

- ・初めての経験で不安がいっぱいでしたが裁判所に入ったその時から係員の方の「お時間頂いて申し訳ない」という気持での対応がしっかりと感じられ，不安も不満も何も無くなりました。
- ・書類の送付を失念していて，お電話してから送付しましたがその時お電話口にて対応して頂いた方がとても感じが良くて安心出来ました。
- ・裁判員裁判に自分が関わる，ということで非常に不安があったが，職員方の対応が親切・丁寧であったため，不安な中でも安心感を得ることができた。
- ・入口での案内や手続について，わかりやすく係りの方が誘導してくれたり，説明があったのでよかったです。
- ・呼び出状を忘れたのですがすぐ対応して，再発行して頂き，スムーズに受付させて頂きました。いろいろなケースに対応できる様に，万全な対策をしているんだなと感じました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め214件）

【主な記載例】

- ・選ばれた場合についてであるが，拘束日のみ告知いただいたが，時間帯も告知してもらった方が良い。
- ・早口で話される方が多く聞きとりにくい感じがします。わかりやすくゆっくり，ていねいに話してくれたらありがたい。
- ・国民の義務と思って参りましたが，皆様の対応がていねいすぎて恐縮しました。「来るのが当然」のものとして，もっと適当な対応で構いません。

第2 裁判所の設備について（以下のものを含め66件）

【主な記載例】

- ・正面玄関を入った辺りで，「裁判員受付」の場所を示す案内板のようなものがあればよい。
- ・冷房が強くてつらかった。

第3 事前送付物について（以下のものを含め475件）

【主な記載例】

- ・通知が裁判所の封筒で届いたので郵便局員などに裁判員裁判の候補者であることがわかってしまう。もっと裁判員裁判とわかりにくい封筒に入れて，送付してほしい。
- ・選ばれた通知が来て，返信を出したが，ここへ来る前にもう一度ハガキで

いいので「来て下さい」の通知があっただけいいと思う。（一方的な感じがしていた）

- ・裁判所から送られてくる封筒のサイズをもう少し小さくしてほしい。（ポストからはみ出ることがありそうなので）
- ・当日必要な物（呼出状、印鑑）について、もっと大きく、分かりやすい表記が望ましい。事前返送物（質問状、口座届出など）ももっと一目で分かる様に（他の文書などと混合しがち）作られるのが望ましい。

第4 裁判所のマスコミ対応について（以下のものを含め8件）

【主な記載例】

- ・前にいるマスコミの方々をどうにかしてはと思う。別の入口をつくるとか。
- ・呼出当日及び今後について、報道関係者と接触のないように、できないでしょうか。
- ・マスメディアがたくさん来ていたが、裁判所の皆さんが駐車場から案内して下さったので安心できました。

第5 その他全般的に問題がなかったとするもの（以下のものを含め90件）

【主な記載例】

- ・特に問題とする様な（改善を求める）事は、なかった。
- ・特に不満はない。

第6 その他（以下のものを含め1008件）

【主な記載例】

- ・勝手に通知（呼出状）を送付しておいて、来なければ10万円のペナルティは納得出来ない。
- ・勤め人など昼間働く人が多いので、夜間、休日などの問合せ窓口もあると良いのではないのでしょうか。
- ・想像以上に裁判所の印象は良かった。現状の裁判所の良いイメージをもっとPRできる機会があると良い。
- ・辞退理由の確認等の個別質問対象者以外の方は、抽選後に呼出で良いと思います。
- ・選任手続日当日にならないと、その後5日間の予定が確定できないので、選任手続日と、公判日は分けていただきたい。

お気づきの点（全般的に）（問6）

「これまでお聞きしたもののほか、お気づきのことを何でも自由にお書きください。」

第1 参加した感想

1 貴重な経験だったなどといったもの（以下のものを含め221件）

【主な記載例】

- ・候補者名簿に載ってから、正直なところ選ばれたくないと思っていましたが、実際に裁判所に来て改めて説明を受け、非常な貴重な機会であると感じました。
- ・裁判員候補者に選ばれなければ、裁判所に来る機会はなかったかも知れません。半年程緊張の中で過しましたが、いい経験が出来たと思っています。
- ・候補者として選ばれる前は、自分には関係のない事だと思ってニュースなどを見ても特に気にしていませんでしたが、通知が届いて、裁判の事を調べたり、身近に感じる事が出来るようになりましたので、自分にとっても、大変良い機会を与えて頂いたと思いました。

2 負担が重たかったなどといったもの（以下のものを含め176件）

【主な記載例】

- ・裁判員候補者になった段階で、平日4日間会社を休む、ことを仮定して、仕事を一週間前倒しして行う必要がありました。日々の業務プラス前一週間分はけっこう大変で、ストレスを感じました。
- ・裁判員候補者に選定されたということは普通の主婦にとって重圧でした。まさか自分がという思いがあって、不安でいっぱいでした。
- ・裁判員に選ばれるかも知れない、選ばれないかも知れない、という中途半端な期間が負担になった。旅行などの計画がたてづらかった。

3 その他（以下のものを含め627件）

【主な記載例】

- ・候補者として選ばれた以上は、国民の義務として裁判に携わる気持ちの準備はしていたので、仕事の調整が出来れば今後参加をしてみたいと思います。
- ・抽選を待つ間の実際に裁判を行う部屋の見学は、とてもためになりました。
- ・思っていたよりも、リラックスした雰囲気待つことができよかった。すごしやすい環境が整っていると感じました。
- ・法律の事など知識もない私が、参加してもいいのだろうか？と思いました。正しい判断が、できるのかと不安です。裁判員制度についていろいろ考えさせられました。
- ・通知が来てから、本日来所するまで何の事件についての裁判が分からないので、今日までもし決まったら責任重大だと思いプレッシャーでした。事件の大きさが、もう少し異なるものであれば良いと思うのですが...

第2 裁判官・職員の対応

1 適切だった、感謝するなど評価するもの（以下のものを含め364件）

【主な記載例】

- ・今日はとても緊張して来庁しましたが、案内の方や説明をして下さった方々もとても丁寧で緊張もほぐれ、来て良かったと思いました。ありがとうございました。
- ・裁判所の入口での対応や、候補者待合室での案内の対応がとても親切だと感じました。
- ・個人的な理由で、辞退をお願いしましたが、裁判長の方がとても親切な対応をして下さりありがたかったです。
- ・皆さんが親切、丁寧に対応なさっていたと思います。以前に候補者として参加した時より、とても効率的に改善されていたと感じました。

2 問題点の指摘や提案を含むもの（以下のものを含め133件）

【主な記載例】

- ・案内など親切すぎるように思う。大人が選ばれるのだから、ていねいすぎは逆に不ゆかいに思ってしまうかも。
- ・補充裁判員の役割について、説明して頂きかった。（裁判員の都合が悪い場合のピンチヒッター程度の説明では判らない。）
- ・裁判関係なのでむずかしいとは思いますが、もう少しわずかな“スマイル”があればもっと安心して選任中、待っていただけると思う。

3 その他（以下のものを含め50件）

【主な記載例】

- ・裁判所の職員の方と候補者の方と区別が付きづらい。職員の方は、パッと見わかるようにしてほしいと思いました。
- ・スタッフの人数が多いと感じました。

第3 制度の運用に関する意見

1 適切だったなどと評価するもの（以下のものを含め54件）

【主な記載例】

- ・裁判所からの書類に裁判員としての説明や役割がわかりやすく冊子に書いてあったので心がまえが出来ました。
- ・選任手続のオリエンテーションなど、とてもわかりやすかった。

2 問題点の指摘や提案を含むもの

(1) 出席を求められる候補者の人数が多すぎるとする意見

(以下のものを含め351件)

【主な記載例】

- ・費用のことを考えると候補者が多すぎるような気がします。今回のように6+2の8名選出なら20名程度でよいのではと思う。
- ・候補者として裁判所に来る人数は、もっと少なくてもいいのではないかと思います。時間も短縮できます。
- ・これだけたくさんの人を呼ぶ必要があるのか、裁判長の説明を聞いても疑問が残りました。

(2) 日程調整に関する意見（以下のものを含め350件）

【主な記載例】

- ・日数が4日連続はかなり負担が大きい。せめて2日ずつに分けての方が負担は少ない。
- ・裁判員の選出の日と、裁判の日は別にしてもらいたい。勤め人にとって明日、会社に行けるか行けないか判らないというのは、とてもつらいです。
- ・会社員にとって抽選で選任された場合、その日から拘束されるということは非常に厳しいと感じます。できれば抽選後数日の間をあけていただいた方が調整しやすいと思います。

(3) その他(以下のものを含め1041件)

【主な記載例】

- ・守秘義務について不安があります。友人などに裁判員のことについて話せれば、心理的不安も減らせるので、もうすこしふみこんだ情報があると良いです。
- ・「裁判員、登録を公にしない」の割には届いた封書が大きすぎる様に思いました。DMサイズにまとまっている方が読みやすく扱いやすい様に思えます。
- ・裁判員選任手続きを含め、詳細なスケジュールを示して欲しい。一週間(4日間)全て必要なのか、途中仕事に戻れるか等を知りたかった。今週の予定が全くたてられないため。
- ・くじは自分で引くのかと思っていましたがコンピューターによる別室での抽選という事で、本当に公平に行われているのか疑問を感じました。公の場で抽選する方が、公平なのではないでしょうか？
- ・呼出状がきてから、日時があったので、本当に行かなければならないものか少々不安でした。直前にもう1回位連絡があればと思いました。
- ・通知確認書だけの、本人確認では不十分のような気がします。本人以外の方が、すりかわる可能性は、ないでしょうか。
- ・手続の書類もっと簡単なもので良いのではと思いました。
- ・裁判員候補者に関する書類が、不在だったため受け取りが遅くなり提出期日ギリギリになってしまった。もう少し期日があってもよかったと思います。
- ・手続きが郵送なので出張などがあった場合、対応が難しい。インターネットの利用など外部から手続きができる方法を考慮してほしい。

第4 制度自体に対する意見

1 評価するもの(以下のものを含め104件)

【主な記載例】

- ・行政や司法についての考え方が変わってくるので、良い制度だと思います。積極的に関わろうとする気持ちが出てきたように思います。
- ・新聞等で見ると、選ばれた方たちは真剣に裁判員としての責任を果たしておられ、その経験をとおして、社会的学習を得られているように思います。この制度をとおして個人も社会も成長していけることを期待しています。

2 問題点の指摘や提案を含むもの(以下のものを含め600件)

【主な記載例】

- ・せっきよく的に裁判員をやりたい方を優先して選んだらいいと思いまし

た。

- ・会社員として仕事がある為、今回は選任されても出る事は出来ない。例えばいくつかの日程（裁判）を候補として出し本人の都合で選べる方法などを考えて頂きたい。
- ・アメリカの陪審員制度と異なり、量刑まで国民に求めるのは責任が重い（重過ぎる）と思います。
- ・重複して候補者に選ぶのはやめてほしい。一つの事件の候補者にえらばれたら少なくともそれが終わるまでは別の事件の候補者には選ばれないということにはならないのか？
- ・まだ始まったばかりの制度なので、慎重な検討が必要だと思う。市民感覚と法定刑、判例のバランスをとるのは難しいと思う。裁判員制度が単なる私刑とならないようにしてもらいたい。
- ・この制度を早期に見直し廃止すべきだ。裁判員への負担も大きく、辞退しない人間は、積極的に関わりたい者のみとなり、傾った選任になる。また裁判員のプライバシーも十分に確保されているとは言い難い。

第5 報道等について（以下のものを含め51件）

【主な記載例】

- ・裁判員裁判の判決後、報道で本人了解の上顔出しでインタビューを受けていましたが、いくら本人が了解しても顔を映すべきではないと思います。恐くなり裁判員候補の出席率が下がると思います。
- ・裁判員候補者に選ばれるのは制度上、仕方がないと思いますが、裁判所への出入りの際にメディアの方々に声をかけられるがとても苦痛です。テレビを観ていても、顔は出なくても出入りの姿が写し出されるのは、嫌だと感じていました。そういう部分をもう少し配慮していただきたいと思います。
- ・裁判所門前にマスメディアの方がいたが裁判所係員だと思い声を掛けてしまった。マスメディアの方にも何か裁判所関係でない分かる様な処置を取って欲しい。
- ・裁判所敷地内で報道関係者より声をかけられることは、好ましくないと考える。
- ・裁判所に来たら、報道の方々がいてびっくりした。裁判の後だったら、仕方がないと思うが、選任の日からいるのは、どうかと思う。
- ・事件によって、マスコミが大挙している場合、門をくぐるのにもかなり緊張してしまった。この様な場合は正門以外から入れないものか？

第6 環境整備(育児介護、休暇制度など)に関する意見

(以下のものを含め95件)

【主な記載例】

- ・保育園に通ってない子供がいる時は、一時保育代も出してくれれば今後、気持ちよく参加出来るのではないかと思います。
- ・小さな子供がいる場合、たく児を自分で手配するのではなく、預けられる場所があれば、参加しやすいと思います。
- ・未就学児に対する保育所対応は良かったが、就学児の放課後の預け先がなく、困まる。例えば、特例で地域の学童などが利用できると思う。

- ・ 裁判員がまだ世間であまり理解されていないため，職場での理解，及び協力がいまひとつでした。職場などにも十分に理解してもらえるようはたらきかけてほしいです。
- ・ 選任された裁判員候補者の勤務先等関係への当日の出向の旨などへの案内書（協力要請書）があると，休暇の手続きがスムーズになると思った。

第7 その他（以下のものを含め1278件）

【主な記載例】

- ・ 裁判所の施設が非常に清潔で驚きました。
- ・ 正面入口に大勢の人達がいたので入りにくかったです。
- ・ マイクの音が聞きとりにくかった。多少エコーがかかっていた感じ。エコーはいらない。
- ・ 裁判所の建物が分りにくかった。
- ・ 服装をどのようなものにしたら良いか迷った。
- ・ 感謝カードは不要と思います。